



平成 2 9 年 第 1 回
本別町議会定例会会議録

自 平成 2 9 年 3 月 7 日
至 平成 2 9 年 3 月 2 4 日

本 別 町 議 会

平成29年本別町議会第1回定例会会議録(第1号)

平成29年3月7日(火曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第 3号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第18回)について
日程第 7	議案第 4号	平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について
日程第 8	議案第 5号	平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について
日程第 9	議案第 6号	平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)について
日程第10	議案第 7号	平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第9回)について
日程第11	議案第 8号	平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第5回)について
日程第12	議案第 9号	平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)について
日程第13	議案第10号	平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第4回)について
日程第14	議案第11号	平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)について
日程第15		平成29年度町政執行方針・教育行政執行方針

会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告
日程第 5	行政報告

- 日程第 6 議案第 3号 平成28年度本別町一般会計補正予算(第18回)について
- 日程第 7 議案第 4号 平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について
- 日程第 8 議案第 5号 平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第 9 議案第 6号 平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)について
- 日程第10 議案第 7号 平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第9回)について
- 日程第11 議案第 8号 平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第5回)について
- 日程第12 議案第 9号 平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)について
- 日程第13 議案第10号 平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第4回)について
- 日程第14 議案第11号 平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)について
- 日程第15 平成29年度町政執行方針・教育行政執行方針

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	1番	矢部隆之君
	2番	藤田直美君	3番	篠原義彦君
	4番	大住啓一君	5番	山西二三夫君
	6番	黒山久男君	7番	小笠原良美君
	8番	方川英一君	9番	高橋利勝君
	10番	阿保静夫君		

欠席議員(1名)

副議長	11番	林武君
-----	-----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君

子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教 育 長	中野博文君	教 育 次 長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡 弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田 収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹君	総務担当副主査	塚谷直人君
------	-------	---------	-------

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成29年第1回本別町議会定例会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、小笠原良美君、黒山久男君、及び篠原義彦君を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

平成28年12月14日第4回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、3月7日から3月27日までの21日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、3月9日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、3件の提出がありました。本別町による下水道汚泥・家庭用生ごみ等のアミノ酸堆肥化事業等の導入に関する陳情書、日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書採択の陳情書、以上3件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、議案第20号平成29年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上、9件の議案については、議長を除く、11名の委員で構成する、平成29年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り運びを予定いたしました。

以上報告いたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、3月7日から3月27日までの21日間とすることにしたいと思
います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、3月7日から3月27日までの21日間とすることに決定いた
しました。

休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、3月8日から13日、17日から23日、25日から26日の計1
5日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から13日、17日から23日、25日から26日の計15日間
は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第5号専決処分報告、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第
8回）について報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 報告第5号専決処分報告、平成28年度本別町介護
サービス事業特別会計補正予算（第8回）について、地方自治法第180条第1項の規定
により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億7,677万2,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款1項1目寄付金1節指定寄付金5万円の補正は、匿名の方から御寄付をいただいております。

歳出であります。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費のうち、寄付者の意向によりまして、11節需用費、消耗品費の介護材料といたしまして、ベッドサイドレール2本、18節備品購入費施設等備品といたしまして、介助バー1本の購入にあてるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第6号専決処分報告、平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）について報告を求めます。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 報告第6号、専決処分報告。

平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を10万円増額補正し、資本的収入の総額を9,363万8,000円とするものであります。内容は、本別町南2丁目〇番地〇、〇〇〇〇様から10万円の寄付を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を10万円増額補正し、資本的支出の総額は1億2,074万5,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成29年1月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成28年度学校林現況報告が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生各常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成28年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成28年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成28年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とかち広域消防事務組合議会の平成28年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静について、平成28年第4回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成28年度各会計の予算執行状況について報告をいたします。

1月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額74億6,117万6,000円に対し、収入済額51億5,969万4,000円で69.2パーセントの執行率となっております。歳出は、支出済額47億3,060万9,000円で63.4パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比で2.4パーセント、額にいたしまして6,851万4,000円減の28億1,043万円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借り入れをしております臨時財政対策債は前年度比23.3パーセント、5,311万8,000円減の1億7,519万3,000円で、普通交付税を加えました総額では前年度を3.9パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。現予算では30.9パーセント減の2億4,943万6,000円を見込んでいるところであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入が予算額14億3,354万8,000円に対し、収入済額は10億7,136万2,000円で74.7パーセントの執行率で、国税の収納率は現年度が95.7パーセント、滞納繰越金分が14.4パーセントとなっております。歳出は支出済額10億3,012万4,000円で71.9パーセントの執行率となっております。

歳出総額の65.8パーセントを占めます。保険給付費と後期高齢者支援金はそれぞれ77.2パーセントと75.1パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入が予算額1億1,522万3,000円に対しまして、収入済額9,839万9,000円で、85.4パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額9,750万円で、84.6パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が予算額9億7,951万9,000円に対しまして、収入済額6億5,153万1,000円で66.5パーセントの執行率となっております。

このうち、介護保険料につきましては、調定額1億8,639万1,000円に対し、収納額が1億5,885万6,000円で、85.2パーセントの収納率となっております。

歳出は、支出済額7億1,263万1,000円で72.8パーセントの執行率となっております。このうち、保険給付費につきましては6億3,477万6,000円で、支出済額の89.1パーセントとなっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入が予算額2億7,672万2,000円に対し、収入済額1億7,532万6,000円で63.4パーセントの執行率で、サービス収入の収納率は、99.9パーセントとなっております。

歳出は、支出済額2億2,124万1,000円で、80.0パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入が予算額1億3,893万円に対し、収入済額5,608万7,000円で40.4パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額8,974万1,000円で、64.6パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入が予算額5億5,650万9,000円に対し、収入済額2億2,091万9,000円で、39.7パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額2億5,372万6,000円で、45.6パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は1億6,530万円で、支出見込額は1億6,530万円となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が1億94万4,000円、支出見込額は1億7,708万1,000円で、不足額7,613万7,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向であります。平成29年1月末現在の延べ患者数は、入院患者数が1万2,418人、前年同期と比較しますと1,710人、12.1パーセントの減、外来患者が3万9,116人、前年同期比で3,349人、7.9パーセントの減となっているところ です。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は11億5,913万6,000円、支出見込額は12億1,651万8,000円となる見込みで、収益から費用を差し引きました5,738万2,000円が純損失となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が8,519万3,000円、支出見込額が1億1,220万円で、不足額2,700万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。

以上、平成28年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

続きまして、平成31年4月以降のごみ処理体制についての報告をさせていただきます。

本町では、平成14年12月から銀河クリーンセンターにおいて足寄町、陸別町との3町での広域のごみ処理を開始したところですが、平成30年度で最終処分場の埋立地が満量となりますことから、一昨年より新たなごみ処理施設につきまして3町で検討をしてきたところ であります。

新たな施設につきましては、地理的条件など、様々な処理方法を模索してきましたが、建設するためには場所の選定もさることながら、莫大な費用もかかり、住民の皆さまへの負担増に繋がることなどを考慮させていただき、現在、十勝環境複合事務組合が運営いたします、くりりんセンターに搬入させていただく方向で協議を進めているところ であります。

くりりんセンターに搬入することとした場合は、資源ごみを除く全量につきましては受け入れが可能ですが、資源ごみにつきましては、十勝環境複合事務組合が委託します十勝リサイクルプラザ・ウインクリンの処理能力が、現在加盟をいたしております9市町村分で限界とのこと でありますことから、処理設備のある銀河クリーンセンターで汚水処理と合わせて、今までと同様の処理をする必要が出てきています。

また、現在17種類に分別いただいておりますごみにつきましては、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ等の分別に変更されることとなります。

なお、地域の御協力をいただき実施をしております、金属やペットボトル、紙、段ボー

ル、新聞紙などの資源集団回収事業は従来通り継続をし、資源の再利用によります地球環境保護の一翼を担っていきたいと考えております。

今後は、3町共通の課題を整理し、新たなごみ処理施設が決定しだい、ごみ分別手引書の作成、説明会の開催など住民周知の徹底を図りますとともに、ごみ処理基本計画、条例、規則の改正等を進めてまいりたいと考えております。

次に、幼保連携型認定こども園の整備状況について報告いたします。

こども園の整備状況につきましては、これまで町広報をはじめ、子ども・子育て会議や保育所、幼稚園などの各種団体、更には、行政報告や議員協議会などで説明、報告をさせていただいているところでありますが、当初の予定通り、3月17日竣工、3月22日に祝福式および町民、関係機関を対象といたしました内覧会を行いまして、4月1日のオープンに向けて準備を進めているところです。

現在のところ、4月1日時点の入園児童数は142人で、平成29年度末までには152人となる予定です。

勤務いたしますスタッフは、教育・保育部門31人、管理部門3人、給食部門5人、看護師2人の総勢41人のスタートとなります。

現在、本町の保育所に勤務をしております準職員、臨時職員につきましては、自己の都合により別の職に進まれることとなった方を除き、こども園に就職の希望があった職員については、すべて同園の職員として勤務することとなります。

こども園では当初の予定通り、全園児への完全給食、一時預かり事業、延長保育事業、病後児保育事業を行うほか、子育て支援事業もこども園内の子育て支援センターで行いますことから、この施設が本町の子育て支援の拠点となるものであります。

次代を担う子どもたちが健やかに成長でき、希望するすべての子どもに質の高い就学前教育を、保育を必要とするすべての子どもに質の高い保育を保障する施設となるように今後も支援をしてまいりたいと思います。

次になります、本町における地域包括ケアシステムの推進についての報告をさせていただきます。

国は、団塊の世代が75歳以上となります平成37年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を推進してまいります。

本町におきましては、昨年12月の第4回定例町議会でも報告させていただきましたが、庁内関係部局による、本別町地域包括ケア推進プロジェクトチームを立ち上げ、諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生、東大阪大学教授の鷹野和美先生らが設立いたしました、地域包括ケア研究所の御協力、御指導をいただきながら、住み慣れた地域で暮らし続けるまちづくりとして、地域包括ケアシステムの整備に取り組んでいるところです。

地域包括ケア研究所の方々は、これまで講演会、研修会などの事業で来町の折に、保健、医療、福祉現場での実態把握などを行っておりまして、その結果をもとに本別らしい地域

包括ケアシステムのあり方を模索してまいりました。

これまでの検討結果を踏まえまして、3月には本別町地域包括ケア、キックオフイベントとして、魅力的な人材が集まる病院をどう作るか、魅力的な人が集まるまちをつくるなどをテーマに講演会や研修会を開催し、地域包括ケアシステムの必要性を広く町民の皆さまにも周知していく予定です。

また、過疎地域におけます地域包括ケアシステムの構築は、十勝町村部の共通の課題でもありまして、連携をとりながら進めることが重要でありますことから、近隣自治体への周知も行っていきたくと考えております。今後も、地域包括ケアシステムの構築、推進に努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位の特段の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、関連予算を本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

次に、障がい者雇用創出調査研究事業についての報告をさせていただきます。

雇用創出調査研究事業につきましては、地方創生加速化交付金を活用して、就労の場の創設に向けました実証調査活動、人材の育成と就労支援、農福商連携の取り組みを進めてまいりました。

事業の実施にあたりましては、関係団体によります農福商連携推進会議を設置をし、就労の場の創設に向けました実証調査活動におきまして、農作物の栽培実施に取り組み、加工用トマト300本、カラートマト46本を、苗の植え付けから収穫の作業まで行いまして、加工用トマト約600キログラム、カラートマト約95キログラムを収穫しておりまして、加工用トマトにつきましては、ゲンキッチンにてトマトジュース209リットル、トマトピューレ94リットルとして加工を行っております。

障がいのある方の就労能力の向上を支える人材育成では、本町で初めてとなるジョブコーチを配置し、就労支援プロセスの構築、個別能力調査票の開発を行いつつ、作業能力の評価と向上に向けた支援を行ってきたところです。

就労実証におきましては、個人差がありながらも、個々の能力を判断して仕事を細分化することで、作業が出来るようになる事が実証されましたが、様々な障がい種別や重度の障がいのある方にも対応することができる作業環境の合理的配慮、ジョブコーチの支援スキルの向上など、次年度の継続課題として考えております。

平成29年度につきましては、引き続き農福商連携によるビジネススタイルの構築を目指して、農業現場での就労実証、加工製品の品質向上、商品の販売実証を行ってまいりたいと考えております。

なお、関連予算を本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

次に、総合的な介護人材確保対策についての報告をさせていただきます。

これまで、介護人材の確保と離職防止に向けた幅広い施策を総合的に取り組んでいくた

めに、介護従事者就業支援等補助金の創設や、ほんべつ福祉セミナーの開催、介護職員初任者研修等を取り組んでまいりました。

今年4月には、介護職員初任者研修を受けられました本別高校の卒業生の方が町内の事業所へ就職されるなど、成果も現れているところです。

また、新たな取り組みといたしまして、介護福祉士の養成校へ進学される方に対しまして学費資金の貸付制度として、介護福祉士修学資金貸付事業の創設について検討を進めてまいりました。

この制度は、将来介護福祉士として本別町内の介護保険施設等に勤務を志望する方に対して必要な学費資金を貸付けし、介護福祉士の資格取得後、町内の介護保険施設等に一定の期間勤務をした場合は、貸付金の全額を償還免除とするものでありまして、平成29年度より実施したいと考えております。

今後も、介護サービスを担う人材の安定的な確保、育成、定着を推進するために、引き続き多様な施策を総合的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後とも御支援を賜りますようお願いをいたします。

なお、関係条例及び関係予算を本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

次に、平成27年6月に策定いたしました、本別町特別養護老人ホーム・養護老人ホームの在り方に関する基本構想について報告いたします。

これまで基本構想に基づきまして、清流町の小規模多機能型居宅介護事業所、清流の里と高齢者住宅、清流ハウス8に、地域密着型特別養護老人ホーム20床を併設をして、平成29年度の供用開始を目指してきたところでありますが、しかしながら、全国的に介護人材の不足が大きな問題となっております。本町においても深刻な問題となっております。

この間、本別町社会福祉協議会と協議を進める一方、介護人材の確保に向けた施策に取り組んでまいりましたが、開設に必要な人員を確保することは厳しい状況であります。

このことに伴いまして、基本構想で計画しておりました、清流の里に併設します地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、平成29年度当初予算への計上はできないものと判断し、見送ることといたしました。

なお、仙美里地区及び勇足地区に建設を計画しております高齢者住宅につきましては、現在ある居宅介護事業所と一体的に運営することによる効果も大きく、優先して取り組んでまいりたいと考えております。

平成29年度は第7期銀河福祉タウン計画の策定に着手することとなりますが、介護サービス基盤の整備に関しましては、町民の皆さまや本別町健康長寿のまちづくり会議をはじめ関係団体の御意見もいただきながら、引き続き慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、本別町新規就農者等に対する支援施策につきまして報告をさせていただきます。

農家戸数の減少が続く中で、担い手確保対策については、本町農業の振興、生産基盤の維持における重要な課題となっております。

これまでも各関係機関とともに新規就農者受入れに向けた対策、施策等の協議、検討を重ねてきているところでありますが、本町では、平成3年に本別町新規就農者誘致特別措置に関する条例を制定して、新規就農者への支援を行ってきたところであります。

しかし、本条例は新規就農後の助成支援が主な内容となっておりまして、新たに農業を始めたいと思う方への支援を行える制度とはなっていなかったことから、従来の新規就農者奨励金、固定資産税相当額の補助制度に加え、就農に向けた体験研修者や就農前の農業実習者に対する支援、更には、実習を受け入れる農家への支援制度等を創設をして、農業研修や実習、更に就農準備における費用の負担軽減を図るなどして、新たな農業の担い手の確保に向けた重要な施策として取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、なお、関係条例及び関係予算を本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

続きまして、本別町公共施設等総合管理計画について、これまでの経過及び策定する計画の内容についての報告をさせていただきます。

本計画は、国の公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針等に基づき、すでに策定いたしております各インフラ長寿命化計画等との整合性を図りつつ、本町が所有いたします公共施設等について、全体の総量規制と更新、維持経費の低減を含めました施設管理全般の最適化のために、現状と課題を把握して、将来に向けた基本方針と再編方針を含めました、総合的かつ計画的な管理ができるように策定をし、また、統一的な基準によります地方公会計に向けて、財務書類との連動を可能とする固定資産台帳を整備するものであります。

策定内容につきましては、本別町第6次総合計画を最上位計画と位置づけまして、本別町人口ビジョン等による人口推計や総務省の試算ソフトによります今後40年間における更新費用のシミュレーションによりまして、基礎的な数値による将来的な公共施設等を取り巻く課題の把握と、それらに基づきます総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として、1つ目には点検、診断、2つ目には維持管理、修繕、更新等、3つ目には安全確保、4つ目には耐震化、5つ目には長寿命化、6つ目には統廃合の6つの実施方針と新たな1つとして公共施設等マネジメント組織体制の構築、2つ目には住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築、3番目には担い手確保に向けましたアウトソーシング体制の構築、4番目には指定管理者制度等の活用体制の構築、5番目は財政と連携した体制の構築、6番目に職員研修の実施の6つの総合的かつ計画的な管理実現のための推進方策を示しておりまして、これらを踏まえまして、将来的な各施設の方向性や具体的な取り組みについては、施設毎の個別の計画や検討会議等によりまして定めることとして、今後の社会情勢やそれによって変化をいたします住民ニーズへの適切な対応と協働の理念に基づきます維持

と運営、住民参加による合意形成を図りながら、行財政運営を踏まえ、最適な公共施設等の管理を進めてまいりたいと思います。

次に、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合についての報告をさせていただきます。

自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で、管内市町村では行政サービスの効率化を図るために広域行政の取り組みを進めています。

現在、設置をしております十勝圏複合事務組合および十勝環境複合事務組合につきましては、平成18年度に池北3町が十勝環境複合事務組合に加入したことによりまして、管内全ての市町村が加入いたしましたことから、構成市町村が同一になりました。この組織のスリム化によるコスト削減のため統合が検討されてきたところであります。

その後、消防の広域化が優先されましたことから統合の協議は中断しておりましたが、消防の広域化が実現した本年度、協議を再開したところであります。

現在の検討事項として、統合作業を効率的に進めるために、十勝環境複合事務組合を解散して、十勝圏複合事務組合が事務および財産を継承することとし、また、主たる事務所は現在の十勝環境複合事務組合の事務所くりりんセンター内に設置する予定となっております。

このことによりまして、現在の共同処理業務についてはサービス低下のないまま、事務の効率化、職員定数の適正化、共通経費の削減が見込めることとなります。

統合へのスケジュールは、今後、構成市町村の合意形成を図り、本年度中に基本方針を策定する予定で、その後、平成29年度6月の構成市町村議会を目的に、規約の改正など議案を提出し、議決後には市町村間の法定協議、北海道への所定の手続きによりまして、知事の許可を経て平成30年3月から新しい体制で業務を開始することといたしております。

以上、本別町議会第1回定例会の行政報告とさせていただきます。議員各位におかれましては、今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わりたいと思います。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第6 議案第3号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第3号平成28年度本別町一般会計補正予算（第18回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第3号平成28年度本別町一般会計補正予算（第18回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、未来への投資を実現する経済対策を実行するための施策を盛り込みました平成28年度、国の第2次補正予算に対応した事業といたしまして、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、勇足小学校大規模改修事業の追加、平成28年度事業終了に伴

います係数整理などが主な内容であります。その他では補正の主なものとしたしまして、歳入では、町税の増額、歳出では、燃料費の調整、国民健康保険特別会計、介護保険・介護サービス事業特別会計、簡易水道特別会計への繰出金及び上水道事業・病院事業への負担金、基金への積立金の増額などがございます。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,563万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億122万8,000円とする内容であります。

それでは歳出から御説明いたしますが、先ほど申し上げたとおり、今回の補正の大部分が事業確定によります執行残等の係数整理でございます。

28、29ページをお願いいたします。中段にあります、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等413万3,000円の補正は、大型台風被害及び除雪、各種イベント等対応による超過勤務手当等の増によるものです。

次の7節賃金中、臨時雇賃金165万6,000円の補正は、臨時職員の配置による増、予算の組み替え及び超過勤務手当等の増によるものであります。

32、33ページをお願いいたします。下段にあります、7目交通防災対策費11節需用費修繕料防災施設29万1,000円の補正は、旧仙美里中学校非常用発電機復旧によるものであります。

次のページをお願いいたします。9目コミュニティセンター費18節備品購入費19万4,000円の補正は、仙美里コミュニティセンターのストーブ使用不良により1台更新するものであります。

次の10目電算事務処理費18節備品購入費中パソコン128万3,000円の補正は、耐用年数経過等によりパソコン10台を更新するものであります。

1番下段にあります、14目基金費25節積立金9,266万円の増額の主なものは、次のページをお願いいたします。上段にあります基金積立金、財政調整基金に8,307万円、農業振興基金に1千万円を積み立てることによるものであります。

なお、財政調整基金は、当初1億9千万円の取り崩しですが、前回までの計上分とあわせて1億2,784万4,000円を積み戻すこととなり、農業振興基金は前回までの計上分とあわせて2千万円を積み立てるものであります。なお、農業振興基金は28年度末で1億2,350万3,000円となる見込みであります。この積み立てで、土地開発基金を除く全基金の現在までの現在高は、前年度より5,722万8,000円減の34億7,193万7,000円程度になる見込みであります。なお、3月末に特別交付税が確定されますので、平成28年度末の最終現在高は、変更になる予定であります。

40ページ、41ページをお願いいたします。中段にあります3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費28節繰出金2,085万8,000円の減額は、国民健康保険特別

会計繰出金で、決算見込みによるものであります。

次のページ、4目臨時福祉給付金19節負担金補助及び交付金237万3,000円の減額は、支給対象者及び申請者の減によるものであります。

44、45ページをお願いいたします。2項老人福祉費2目養護老人福祉施設費11節需用費中修繕料26万2,000円の補正は、養護老人ホームパネルヒーター及び床下污水管を修繕することによるものであります。

一番下段にあります、3目介護保険費28節繰出金1,686万6,000円の補正は、介護保険事業特別会計繰出金、次のページをお願いいたします。上段にあります、介護サービス事業特別会計繰出金となりますが、いずれも事業の執行見込みによるものであります。

下段にあります、3項児童福祉費1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金中保育対策総合支援事業110万円の補正は、国の補助事業の採択により保育業務管理システムを導入するものであります。

次のページをお願いいたします。2段目にあります、21節貸付金200万円の減額は、認定こども園整備に伴うもので、釧路カトリック幼稚園に貸し付ける額の確定によるものであります。

下段にあります、3目常設保育所費11節需用費中修繕料、施設319万7,000円の補正は、中央保育所ボイラー修繕によるものであります。

飛びまして、54、55ページをお願いいたします。下段にあります、4款衛生費4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金3,477万8,000円の増額及び次の段、24節投資及び出資金380万円の減額は、繰入基準に基づく調整及び事業費の確定によるものであります。

次の56ページ、57ページをお願いいたします。下段にあります、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金2,502万6,000円の減額は、事業対象農業者がいなかったことによるもの、及び事業費の確定による減額であります。

次のページをお願いいたします。上段にあります、4目畜産業費19節負担金補助及び交付金中、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、施設整備事業補助金3億91万1,000円の補正は、TMRセンター建設に係る補助金で、全額道からの補助金となり、平成29年度へ繰越明許費となります。

次の段、5目農地費19節負担金補助及び交付金中、道営畑地帯総合整備事業1,165万円の減額は、道営畑地帯総合整備事業の事業量及び事業費の確定によるものであります。

次のページをお願いいたします。下段にあります7款1項2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金、中小企業融資に伴う保証料106万1,000円及び利子補給307万円の増額は、設備投資等大口融資の増加によるもの、下の企業誘致奨励事業362万7,000円の減額は、対象事業者の投資額確定によるものであります。

次の62、63ページをお願いいたします。一番下段にあります、8款土木費2項道路

橋りょう費3目道路新設改良費8,811万円の減額は、交付決定額の確定による、事業費の確定によるもので、別添予算説明資料の1ページをお開きください。

右側の事業種別ですが、町道美蘭別活込横断道路、補正前事業費3千万円、道路改良延長20メートル、函渠1カ所、補償を補正後事業費810万円、道路改良延長40メートルに、町道東中西中間道路、補正前事業費3,600万円、道路改良延長80メートル、調査設計委託、用地買収、補償を補正後事業費1,808万8,000円、道路改良延長25メートル、調査設計委託、用地買収、補償に町道美里別川沿道路、補正前事業費4,800万円、道路改良延長430メートル、補償を補正後事業費3,653万6,000円、道路改良延長180メートル、舗装19メートル、補償に、町道負籓西4線道路、補正前事業費6千万円、道路改良延長200メートル、調査設計委託を補正後事業費2,316万6,000円、道路改良延長60メートル、調査設計委託に、事務費、補正前167万3,000円を補正後81万6,000円に変更するものです。

左側の事業費、補正額8,896万7,000円の減額、財源内訳は国庫支出金5,778万5,000円、地方債3,180万円の減額、一般財源61万8,000円の増額であります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

65ページにお戻りください。上の段、4目橋りょう維持費13節委託料2,861万7,000円の減額、次の15節工事請負費4,540万9,000円の増額、次の17節公有財産購入費40万4,000円、22節補償補填及び賠償金19万4,000円の減額は、交付決定額の確定による事業費の確定によるもので、別添予算説明資料の6ページをお開きください。

右側の事業種別ですが、仙翠橋、第10号橋、第3号橋、橋りょう架け替え補修検討調査設計委託、補正前事業費3,400万円を第3号橋、橋りょう架け替え調査設計委託、補正後事業費1,568万2,000円に、愛のかけ橋外108橋、橋りょう点検委託、補正前事業費5,420万円を義経橋外117橋、橋りょう点検委託、補正後事業費4,395万3,000円に、銀栄橋外、物価調査、補正前事業費50万円を銀栄橋、第3号橋、物価調査、補正後事業費44万8,000円に、銀栄橋、黎明橋、橋りょう補修架け替え工事、補正前事業費1億2,200万円を銀栄橋、黎明橋、第3号橋、橋りょう補修架け替え工事、補正後事業費1億6,740万9,000円に、銀栄橋、第3号橋、用地買収、補償、補正前事業費160万円を補正後事業費100万2,000円に、事務費、補正前120万6,000円を補正後141万9,000円に変更するものです。

左側の事業費、補正額1,640万7,000円の増額、財源内訳は国庫支出金1,059万円、地方債1,270万円の増額、一般財源は688万3,000円の減額であります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

65ページにお戻りください。4項都市計画費3目下水道日28節繰出金330万円の減額は公共下水道特別会計繰出金で、公共下水道事業債の借入利率の確定及び収支補てん

によるものです。

次のページをお願いいたします。5項住宅費1目住宅管理費19節負担金補助及び交付金990万円の減額は、住宅改修費等として交付申請後に台風等の影響により中止申請が提出されたことによるもの、次の住宅新築助成事業は、申請予定件数が減となったことによるものであります。

次の段、2目公営住宅建設費15節工事請負費1,006万円の減額は、栄町団地建替事業及び向陽町団地改善事業執行額の確定によるものであります。

次の68ページ、69ページをお願いいたします。一番上の段、9款1項消防費1目常備消防費19節負担金補助及び交付金中、とかち広域消防事務組合、本別分164万8,000円の補正は、主に大雨災害、火災件数増加による超過勤務手当の増によるものであります。

次の段、2目非常備消防費9節旅費80万円の補正は、消防団員の火災出動の増によるものであります。

下段にあります、10款教育費2項小学校費1目学校管理費11節需用費中、燃料費A重油69万8,000円、灯油103万円の補正は、燃料単価の増、使用量の見込みによるものであります。

次のページをお願いいたします。18節備品購入費中カーテン21万2,000円の補正は、本別中央小学校用カーテンを更新するものであります。

下段にあります、3目学校建設費2億6,171万7,000円の補正は、国の平成28年度学校施設環境改善交付金の採択により、勇足小学校大規模改修工事に伴うもので、別添予算説明資料12ページをお願いいたします。右側の事業種別ですが、昭和55年に建設されました勇足小学校校舎、56年に建設されました体育館の老朽化に対応するため、大規模改修するものであります。

右側の補正事業説明の欄をご覧ください。玄関、トイレ、スロープ新設、カラマツ材の貼り壁と靴箱の設置。トイレ、これにつきましては洋式化に改修。屋根改修、屋根全体にガルバリウム鋼板カバー工法葺等2,131平方メートル。外壁、全壁の躯体補修、薄付仕上塗装、リシン吹付2,593平方メートル。内装床、既存床材を剥がし、塩化ビニルシート、グリップコート等2,321平方メートル。教室内壁、内壁の一部を板貼、塗装、クロス貼替えし、カラマツ材の収納ロッカーの設置。照明、照明器具をLEDに交換する。給水、受水槽を撤去し直接給水への変更、給水管の交換。排水、既設単独浄化槽を撤去し浄化槽を設置し排水管を交換。暖房、ボイラーを撤去し各教室に温風暖房機を設置。換気、暖房機を設置する部屋に24時間換気扇を設置。LAN環境整備、各教室にLAN回線を配備。体育館、床の一部フローリング張替後全面塗装、電動暗幕カーテンの設置。工事費では2億6千万円、事務費214万6,000円、合計で2億6,214万6,000円となります。

なお、この事業は先ほども申し上げましたが、平成28年度学校施設環境改善交付金を

活用し実施するもので、建設費の補助、補助対象上限額2億円の3分の1、事務費といたしまして建設費補助の1パーセントが補助されるものであります。

左側の事業費2億6,214万6,000円、財源内訳は、国庫支出金6,733万1,000円、地方債1億8,330万円、一般財源は1,151万5,000円であります。全額次年度への繰越明許費となります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

74、75ページをお願いいたします。上の段にあります、3項中学校費1目学校管理費18節備品購入費65万円の補正は、勇足中学校用カーテンを更新するものであります。

飛びまして80ページ、81ページをお願いいたします。上の段にあります、5項保健体育費2目スポーツ振興費18節備品購入費中、柔道用畳99万4,000円の補正は、40枚の購入で老朽化により更新するものであります。

下段にあります、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費1,175万6,000円の減額は、事業量の確定によるものであります。

次のページをお願いいたします。上の段にあります、2項1目公共土木施設災害復旧費13節委託料9万8,000円の減額、次の段、15節工事請負費中平成28年発生災害復旧事業8,376万1,000円の減額は、事業量の確定によるもの、次の災害復旧事業応急工事679万6,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

次の12款1項公債費2目利子23節償還金利子及び割引料700万円の減額は、平成27年度起債の利率の減少によるものであります。

歳出を終わりまして、歳入に入ります。

10ページ、11ページをお願いいたします。1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分1,435万7,000円の増額は、個人所得割で農業所得、給与所得等が当初見込額より増額となったことによるもの。

2項、1目固定資産税1節現年課税分514万9,000円の減額は、主に償却資産で、課税客体となる法人等の償却資産が減になることによるものであります。

次のページをお願いいたします。11款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金4節児童福祉費負担金632万4,000円の減額、次の12款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料3節児童福祉使用料185万5,000円の減額は、常設保育所及びへき地保育所の保育料で、保護者の保育料の階層区分の確定によるものであります。

次に16ページ、17ページをお願いいたします。上段にあります、13款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節災害復旧費負担金7,255万9,000円の減額は、歳出で説明いたしました事業費の確定によるものであります。

次の段、2項国庫補助金4目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金中、農地整備事業2,366万円の減額は、国庫補助金が北海道経由となったため減額するものであります。

次の5目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金4,719万5,000円の減額補正は、歳出で説明いたしましたが事業費の確定によるものであります。

次の、6目教育費国庫補助金1節小学校費補助金中、学校教育施設整備費等補助金6,733万1,000円の増額は、これも歳出で説明いたしましたが勇足小学校大規模改修事業に伴う補助金であります。

次に18ページ、19ページをお願いいたします。14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金2億9,609万円の増額についてですが、次のページをお願いします。一番上の列にあります、食料供給基盤強化特別対策事業補助金1,319万8,000円の増額は、先ほど説明いたしました国庫補助金、農地整備事業分としての補助金、5行下にあります、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）補助金3億91万1,000円は、これも歳出で説明しましたTMRセンター建設に対する補助金によるものです。そのほかにつきましては、事業対象農業者がいなかったことによるもの、事業の確定によるものであります。

次に22、23ページをお願いいたします。中ほどにあります、17款繰入金1項1目特別会計繰入金3節国民健康保険特別会計繰入金292万8,000円の増額は、臨時職員の人件費が北海道国民健康保険特別調整交付金対象経費となったことによるものです。

以上で歳入を終わらせていただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、通知、個人番号カード関連事務負担金59万9,000円は、北海道の指示により、3款民生費、以下全ては、国の指示により翌年度に繰り越すものであります。

次のページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正は、1、廃止。事項、農地流動化資金に対する利子補給。借入がなかったため廃止をするものであります。

次の第4表、地方債補正であります。1、追加。起債の目的。学校教育施設等整備事業、限度額1億8,330万円、なお、起債の方法、利率、償還の方法は現行とかわりありません。

次のページをお願いします。

2、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。公共事業等2,120万円を2,750万円に、公営住宅建設事業4,790万円を4,520万円に、災害復旧事業6,660万円を4,820円に、次のページをお願いします。地域総合整備資金貸付事業2,800万円を2,600万円に、緊急防災、減災事業550万円を500万円に、辺地対策事業8,370万円を7,260万円に、次のページ、過疎対策事業3億4,700万円を3億6,480万円に、臨時財政対策債1億9,109万6,000円を1億7,519万3,000円に、それぞれ変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成28年度本別町一般会計補正予算（第18回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行ないます。

まず、歳出からとし、一括とします。

28 ページから 83 ページまで、ありませんか。

小笠原良美君。

7 番（小笠原良美君） 59 ページの 4 目畜産業費の中の 19 節 TMR センターということで、道からの補助金で、それが建設されるというのですかね、そういうふうに伺ったと思いますが、少し内容の説明をいただきたいと思うのですけど。よくわかりませんので。

同じ農林関係ですが、61 ページの 2 目の 12 節ですね、エゾシカ残滓運搬の減額補正ということで上がっておりますが、その中身もですね、どのくらいの捕獲がされて、それがされたというようなことについてお尋ねをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） ただいま御質問ありました、59 ページの畜産業費の補助金で、TMR センターの建設に関わる事業の内容ということですが、この事業、冒頭、総務課長のお話ありましたように、平成 29 年に繰越明許として繰り越される事業ですが、これにつきましては本別町の TMR センター、株式会社として法人設立をされて、酪農の農家の方 9 戸で法人を形成をして、TMR センター、いわゆる混ぜて餌をつくって、各農家に配送するという、そういった形の組織になります。

TMR というのはトータルミクシングという意味で、餌を混ぜて、そして牛の状態にあわせて生産をして給与すると、そういう中身となっております。

今回事業で上がってきている分につきましては、まず今回の事業の内容につきましては、いわゆる牧草、デントコーンを貯蔵しておくバンカーサイロ 33 基を、建設いたします。大きさについては幅 12 メートル、長さ 45 メートル、高さが 2.7 メートル、そういうサイズのやつを 33 基を設置をして、そして設置に伴う用地整備という形での事業内容となっております。トータル的には 6 億 1 億 8 千 2 万 5,000 円、税抜きになりますけれども、これの 2 分の 1 の補助金ということで、今回 3 億 9 千 1 万 1,000 円の補助となっております。バンカーサイロのみでセンターとしての運営は無理ですので、全体の計画といたしましては、それに基づく飼料の調整庫、飼料倉庫、事務所、あわせて機械等含めてありますけれども、この分については資金等の借入れによる自己資金でと、事業には乗っかってはおりませんが、全体的には約 1 億強の事業費で出発をするという形になっております。

それとエゾシカの残滓の関係ですが、今回の補正に関しましては、まいとし足寄の東部森林管理署のほうで、国有林内でモバイルカリング、冬期間に 2 カ所ほど国有林内に除雪をして餌を置いて、餌は牧草ロールなのですが、そこで餌づけをして駆除をするという取り組みを冬期間に実施をしています。これは国、営林署が実施をしている事業なのです

れども、ことしについては、そのモバイルカリングという、今お話しをした事業名なのですけれども、それが中止となりました。ということで、昨年そこで25頭の捕獲がされています。その捕獲した分については残滓ボックスに入れて、25頭分の処理料、あわせて運搬料、この分の減が大きな内容となっております。以上です。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） まず先にですね、TMRセンターのことについては説明いただきました。9戸の本別町内の酪農の方々が、建設される施設を使って、牛の餌づくりに取り組むということなのだろうと思いますね。それで、その場所的にはね、どの辺になるのですか。相当数のバンカーサイロというふうに伺いましたので、かなり広い所でやるのだなと思いますけどどこなのか、それと、関わる皆さん方がですね、それぞれに餌を持ち寄って、そこで堆積といいますかね、サイレージにして個々に持ち帰って使うというふうに捉えていいのですよね。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 地域的には美里別の西上の場所となっております。

仕組みですが、牧草のサイレージ、あわせてデントコーンサイレージとして、バンカーサイロで貯蔵をいたします。例えば搾乳牛、育成牛、そういった、それぞれの個体にあわせた調整を行いまして、そしてその牛にあった搾乳牛であれば牧草、そしてデントコーン、あわせてとうもろこし等の餌を混ぜあわせた中でトータル的にそういった形で配送をして、各契約農家9戸の所に直接、毎朝届けてという形を取るというふうに聞いておりますが、配送して給与させるという形態になっております。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 2点聞きたいのですが、まず67ページなのですが、住宅管理費、19節の補助金で住宅改修費等補助金270万円の減額になっておりますけども、説明では台風の影響等により交付の申請を中止したというふうに受け止めたのですが、具体的にどうということなのかということと、この中止をした人たちの今後の取り扱いというのはどうなるのか、まず1点お伺いしたいと思います。

それと2点目は、73ページの勇足小学校の改修工事ですけど、今回大規模改修ということですが、建て替えではなくて大規模改修ということになったその理由というか、経過についてお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） リフォームのほうの御質問ということでございますけれども、まず270万円の台風の影響ということでございますが、元ではそういうお話でございます。内容としては、やはり雨の影響で外壁だとか屋根の塗装とかができなくなってしまったというのが原因でございます。それらの部分がほぼ影響をしております、今回の事業の中で工事の中止になった主な内容の中で一番多いのが、屋根塗装だとか外壁塗装というものが多くなって、これは我々の要綱の中にも中止の申請はありますので、受付は

いたします。

それともう1つ、個人の今後の対応ということでございますけども、これにつきましても特に決めはございませんが、来年も申し込みされれば受け付ける形というふうになっております。以上です。

議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） 勇足小学校の改修でございますが、建て替え工事ではなくて大規模改修なのかという御質問の件でございますが、勇足小学校現校舎及び体育館につきましては、基礎部分はしっかりしてございますので費用対効果を考えましてですね、修繕ということになりました。以上でございます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 住宅改修の関係ですけども、台風という自然災害というか、自然の影響で今回中止になったわけですが、次年度受け付けるということですけども、これまでこの関係については多くの申込者があってというようなことで受け止めてきましたけど、例えば今回中止になった人については次年度は優先するとか、そういうようなことというのは考えられないのでしょうか。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） それにつきましては、また29年度も実施するというところでございますので、改めて受け付けをしまして、やるということで、優先順位とか抽選だとかいうことは考えておりません。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 単純に受け付けてやるということでは理解はするのだけど、ただそういう事情があってね、結果として中止をせざるを得なかったということについての配慮というか、そういうものというのは一切決めていないと言われればそれまでだけど、そういうことで受け止めていいのですか。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁させていただきます。この事業につきましては、基本的に町内業者を必ず使うことという規制がございますから、台風とか大きな災害等で、なかなか事業の手がまわらない、それから施工しようにも屋根は雨等で遅れてしまうと。そういう状況で、必ずしも個人の責任でですね、できなかったということは言えないだろうと考えております。ただ、当初予算でも前年並みの予算を確保していますから、この7件の方が、ことしも29年度にやりたいという申請をいただければ、基本的にはやれるような方向でですね、進めていくことは可能だと考えております。

当初組んだ金額も、かなり3千万円超える金額を29年度組ませていただいていますから、普通に申請すればですね、まず当初の分で当然あたってくるといふふうに捉えていますから、その辺は7件に不利益にならないような対応で、実際は進めていきたいというふうと考えております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 二、三点ちょっと聞きたいのですが、まず57ページの農業振興費の中の19節青年就農給付金、補正で450万円減ということでもありますけども、確か予算の段階ではこれ450万円ふやしてというのが28年度の予算だと思うのですが、これは先ほどお話しあったように、農家の後継者がいなかったというようなことで、150万円掛ける2戸で300万円、ですから450万円減額の補正ということ、そういう考えでいいのかどうか、それが1点。

それともう1点、65ページの道路橋梁費の中の、補償補填及び賠償金の中で621万円の減ということだったのですが、当初予算1千万円以上あったと思うのですが、工事ができなかったのか補償単価が下がったのかどうなのか、その620万円の内容ですね、それについてちょっとお聞きしたい。

それともう1点、71ページになりますけれども、学校建設費の中の7節賃金、臨時雇賃金で188万3,000円ということで、先日勇足小学校の議員協議会の中で説明あった中に、臨時職員4月から3月ということで1年分の臨時雇の賃金かなと思うのですが、役場から当然お金出ていますから、役場として臨時職員を雇うのか、来年3月までの1年間雇わなければいけないのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それと同じく、73ページの勇足小学校の関係なのですが、2億6千万円の内訳と伺いますか。これ28年予算で、その上にある調査設計委託料の予算審査するときに、概ね屋根の改修であるとか玄関であるとかということで、そのときの答弁が確か2億円位の経費かかるかなというような当初の話だったのですが、2億6千万円になったということでもありますけれども、これは早い段階での2億ですから、精査していったら6千万円ふえたよということでの解釈がいいのかどうか。

それと同じく、先日の議員協議会でもありましたけれども、1階にトイレを改修して洋式化をすると。2階に洋式化のトイレを設置しないという理由が特にあるのか、水飲み場がスペース取らなくてはならないから、それだけのスペースが2階のトイレにないのかどうか。2階につくらないという理由ですね。先日のお話の中では、もし1年生で車椅子が必要な生徒が入ってきて、2年生になったら2年生を1階にもってくるというようなお話だったのですが、その辺の考え方ですね。どうしてなのかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 57ページの農業振興費の青年就農給付金についての御質問ですが、これにつきましては取り組んでいるのは経営開始型という形で、農業を開始してから5年間、就農してから5年間150万円、これには所得制限がありまして、1年間の所得が350万円を超えると給付金があたらないという内容になっています。それ以下につきましては、満度150万円が当たるのは、農業所得で100万円を切ると150万円満

度、年間150万円が支給をされます。350万円の間でちょうど200万円だとか250万円については、その計算式がありまして、減額をされて100万円とか50万円とかいう形で支給がされる制度となっています。

今回、減額補正いたしましたのは、当初後継者の方中心に5名が手を挙げて、対象としてやってきました。結果、先ほど説明したとおり、所得が350万円を超えた方、いわゆる対象外ということになった方が3名いることから、150万円掛ける3名450万円を減額したと、そういう内容となっております。以上です。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 62ページの用地補償補填の賠償金の関係でございますけれども、これも先ほど総務課長のほうからもありましたけれども、事業費の減額ということが影響をしております。基本的に道路というのは、用地測量だとかそういうのをかけながら先行して、賠償かけながら進めていくということなのですが、今回事業費全体が落ちましたので用地処理も、確定測量というのですか、そういうものも常に遅れていくと。その中で今、予算が落ちていいる中ではどこにシフトしていくかということ、やっぱり道路事業に、工事のほうにシフトしていっているという状況で、先行的に補償賠償をしたいというふうに思っているのですが、なかなか先に進むということができない状態で、工事だけを優先してちょっと進んでいるような、一部補償はしていますけれども、そういう状況で進んでいる状況でございます。

議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） 71ページでございます。学校建設費の賃金でございます。臨時雇賃金として188万3,000円、それからパート等賃金として9万7,000円を計上させておりますが、この分につきましては、先ほど工事の概況それから補助内容について総務課長のほうから御説明申し上げましたが、ここの学校施設環境改善交付金の部分につきましては、まず1点目として建設費の補助、これが上限2億円で、その3分の1ですから6,666万5,000円がつかます。このほかに事務費として1パーセント、6,600万円の1パーセントですから66万6,000円が事務費としてついてございます。この事務費を活用して、臨時雇賃金にあてるものでございます。したがって、この工事のために新たに臨時職員1人を雇うのではなくて、今現に教育委員会で働いております臨時の部分の賃金を、これにあてて活用するものでございます。要は、管理課の事務補助をやってもらうと同時に、この工事についても事務をやってもらうということで、兼ね合わせて事務を補助してもらうものでありまして、新たに1名追加というものではございません。

それから73ページでございます。工事請負費2億6千万円という今回の請負費でございますが、当初は確かに私ども概算で計算した場合に2億円程度かなということもありました。この2億円というのは、先ほどの補助金であります2億円が上限の3分の1補助ということからですね、2億円程度に抑えたいなと思ってございましたが、暖房の分につき

まして、各教室に温風暖房を設置するとか、それから北海道の労務単価が非常に値上がりしてございます。この部分でかなり建設費が増加してございます。その関係上、また保護者やそれから教職員等の意見を聞く中で、修繕箇所が新たにですね、細かいとこでございましていろいろふえたということで、それを総合的に足していくと2億6千万円という数字になってございます。ただ、当初2億円と考えておりましたが、実際業務設計もはじめの段階につきましては3億円を超えた金額となってございました。それからいろんな部分をですね、精査をしながら2億6千万円に抑えた経過がございまして。

トイレの関係でございまして。トイレはなぜ2階を洋式にしないのかということですが、トイレは全て洋式化いたします。ただ、1階のトイレにつきましては洋式で、かつ車椅子対応のトイレとするということでございまして、トイレは洋式化にしたいと思っております。以上でございます。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 申し訳ないです、ちょっと私の聞き方悪かったのかもしれないのですが、1階が車椅子対応、聞こうと思ったのは2階も車椅子対応にどうしてできなかったのかというようなことなのですが、と言いますのは、学年がかわってその方が2年生になったら2年生を1階に持ってくればいいのかというのは、この前の議員協議会での話だったのですが、1階にいる生徒も音楽室だとか科学室だとか2階にありますから、移動等もしなければいけないのではないかと思います。階段しかありませんから、どう上がっていくのかということもあろうかと思うのですが、その辺の考え方と、2階で車椅子対応のトイレがどうして計画の中になのかということをお聞かせしていただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） なぜ2階にも車椅子対応しないのかということですが、まず1点目が、トイレの広さですね。改修する場合に、車椅子対応となるとかなりの面積を有します。当面ですね、1階に設置をすれば、要は先ほども御質問あったとおりですね、もし車椅子対応の児童が通学する場合については、1階に1カ所あれば、1階に普通学級もございまして、それは対応することが可能であろうということでありまして。また特別支援教室もですね、1階に設置してございます。その観点から、1階にはぜひとも必要であろうという観点から、1階に車椅子対応をしてございますが、2階につきましては先ほども申し上げましたとおり、水洗化にはしますが、面積、それから工事費等の関係をいろいろ考えまして、2階につきましては水洗化トイレのみということにしております。以上でございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点だけ。29ページでございましてけれども、総務の一般管理費の中の賃金でございまして。先ほどの説明で人員増というような説明もあったかと思うので

すが、165万6,000円の増額となっております。この時期予算を繰り越すわけでないとするば、どういう状況で160万円ほどの額になったのか説明をしていただきたい。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 臨時雇賃金165万6,000円の要因です。人事異動等で4月始まりまして、1名の職員を雇用した部分が3カ月間が1名あります。それから、臨時福祉給付金事業に関わる賃金で、当初民生費のほうでみていたのですけども国からの補助金が8カ月間しかございませんでした。その残り4カ月分を7節の賃金で見た部分です。そのほかに勇足出張所職員の代替勤務の分、それから今後見込みとなる勤務実績にあわせて165万6,000円で、1名1年間雇用したということではなくて、時間外等々を含めて全体で165万6,000円の増となったところであります。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 確認をしますけれども、これは年度末の3月補正でございますから、年度を越えて使うということではないということが1つ。それから、今ちょっと聞き取りにくかったのですが、割増賃金も入っての百六十何万円になってるのか、どこかの予算をこの総務のほうで見なければならぬということになっての組み替えなのか。その辺をですね、12月段階の予算でしたらわかるのですが、この時期、年度末になってからの160万円の賃金の補正ということになりますと、1カ月単位で賃金支払いますのでね、これは一般的な考えですけども。予算も繰り越さないとすれば何かがあったのか、ほかの部分で持ってきたのか、明解な説明を願うものです。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） この賃金につきましては、28年度分の賃金となります。議員おっしゃるとおりなのですけども、年度当初で臨時職員を配置したのは3カ月間1人です。この方で38万8,000円程度支出をしております。それから勇足、仙美里出張所の代替職員、年休だとか等取った場合について20万4,000円を代替職員として出しております。臨時福祉給付金、先ほど言いましたけども、8カ月間は国のほうの補助金で賄っていたのですけども、4か月間分については、うちのほうで見ております。それに対応した臨時職員の一時金、それから時間外手当で71万8,000円を見込んでおります。今後、まだ1カ月ありますので、時間外等もありますので残り34万4,000円で、合計で165万6,000円というような計算で予定をしているところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出の質疑を続けます。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 2点伺います。1点目は59ページですが、先ほど小笠原議員

のほうからあったTMRセンターのことで、もう少しちょっと伺いたい点があります。このTMRセンターの建設ということは、一般的には農家負担の軽減とか経営改善というようなことが大きな目的ではないかなというふうに思うのですが、今回のこの本別で取り組むTMRセンターについては、それぞれの経営にもたらず変化、あるいは経営の改善、あるいは日常の今までの個別にやっていた畜産あるいは酪農経営の形の変化というのは、どのように捉えられているのか伺いたいと思います。

もう1点。67ページになりますけども、住宅改修の関係です。これも先ほど質疑がありましたけれども、今回は長雨、台風の影響で予定した方が降りたという形なのですけれども、説明では外壁とか屋根、いわゆる外回りの関係だったので、そういうことになったという話です。このリフォーム助成に関しては、4月の前段位で大体募集が締め切られてるというふうに理解していますけれども、こういうことはできなかったのかなということで、内装関係のリフォームというのを、この予算の範囲内で、待ってる方がいっぱいいらっしゃるというふうに聞いているものですから、そういうようなことということは、基本的には4月で募集を締め切っているから、そういうことはできないというのは一面ではわかるのですが、この時期から、8月過ぎからもしそういうことに取り組むとなれば、地元業者の仕事づくりには寄与するのではないかなというふうに思うものですから、その辺の考えというか取り組み方というのはどうだったのかなということを伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） ただいまの質問のTMRセンター設立、基本的には事業の目的と伺いますか、ということでお答えをさせていただきます。このTMRセンターの建設ということで、現状本別では農家戸数の減少や、個別の経営が今中心的に本別町の農家の皆さんは、そういった中で努力なさって、規模の拡大等も含めて実施をしていただいておりますけれども、やはりその中では労働力不足と伺いますか、そういうのが大きな課題となってきたというふうに感じております。今回TMRセンターにおいて、飼料生産の部分をセンターが担うというのが中心的な目的になるのですが、当面は飼料の播種のほうは個別に行って、収穫のほうはセンターのほうでコントラクター等に委託をして収穫作業を行う、あわせて調整作業で餌の配送作業というのを担うということになってきます。ただ、将来的には播種から含めて、いわゆるデントコーンの作付けをする装置だとか、その計画から装置更新や品種の選定も含めて、一括センターが管理を行うということで、将来的には計画としてなっています。いわゆる、もうそうなってくると生産化の部分については全てTMRセンターが担うということで、農作業の分担化が図られるということによって、そこに加入している農業者の皆さんは搾乳や家畜の管理に集中ができると。あわせて、そういった分業がされることによって規模拡大の志向にも向いていくという、そういうメリットがあるというふうに思っています。あわせて、今回説明していますが、9戸の農家の方で今回TMRセンター設立をしています、そのうちの3戸が3戸法人として

規模拡大をして、来年度以降牛舎等の設備を整える作業が始まるというふうに聞いています。増棟も含めて図られると、これはやはりTMRセンターが設立されるということが1つの大きな要因になってると思いますので、そういったことで事業の目的やメリットが本当に図られる取り組みだというふうに捉えています。あわせて、TMRセンターのほうでは収穫等をコントラクターに委託を計画をしています。今後、現況あるコントラクターが整備をされ拡大をされていくという中で、先ほど言ったように播種から全て委託という形も取れますし、そういうことによってコントラクターの会社で雇用の拡大ですとか、通年的な作業の確保と、そういったことにも含めて波及をしていくということになっていくと思います。あわせて、そういった管理が進む中で、個別ではなかなか吸収し切れない装置等も含めて、計画的にセンターのほうで、そこの担い手に集める中で、生産基盤の維持、確保という形でも進んでいくのかなというふうに期待をしているところです。以上です。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 阿保議員の質問にお答えをさせていただきます。今年度言えば4月1日から5月10日までの受付で、補正もかけながら募集をかけてきたわけですが、先ほどお話しした部分に関しましては、中止の申請が出てきたのは相当後という部分もございます。今年の場合ですけどね。今年が初めてなのですけど、2年目で。その時期から改めてまた募集とか、そういうふうにはちょっと我々も町としても、検討するというふうには時期的にはならなかったものですから。今回この分の気象によっての中止に関しては、今回は考えてなかったということでございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） TMRセンターの関係では、私たち一般的に思っているのはそういうことで、共同でやるから、今手持ちの個別の大型機械とかトラクターも含めてですけど、相当整理できるのだろうなというふうに思っていました。現時点では播種作業がね、個人でやるということで、それもどういう形態でやるかちょっとわかりませんが、いずれにしても若干は手持ちの、今までの機械も必要だという状況でスタートするのかなというふうに思っていますけど、先ほど伺ったのはそういうことも含めて、経営改善とか合理化に、先ほどは規模拡大のお話を主にされていたようですけども、今の経費部分がかなり削減の見込みができるのではないかなという辺りの話というのはどうなっているのか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） 今、議員おっしゃるとおりそういった形で、播種する作業は当面は残っていきますけれども、それも共同態勢で実施して、あわせてそういった機械については経費の削減という形で向いていくと、いわゆる飼料生産に関わる機械等も含めてね、必要はなくなりますので、そういった削減にもつながるということになります。

現状、ちょっと言い忘れましたが、現在9戸の農家の牛の飼養頭数が、現況で言いますと980頭程度、それが3年、5年後の計画では1993頭、約千頭を超える飼

養頭数の拡大という計画になっていますので、先ほどお話しした3戸法人も含めてですけれども、そういったことが図られ、乳量についても、今の参加者で6,200トン程度が、倍の1万2,900トンという形で計画がなされていますので、そういった波及効果も含めてでございます。以上でございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

藤田直美君。

2番（藤田直美君） 私は3点伺います。52ページ、保健衛生費4目老人保健費、委託料の健康診査委託料なのですが、ここで検診が増額補正となっておりますが、これは受診率が上がったのかどうか、その受診率の推移ですね。

それと乳がん検診が集団となっておりますが、近年乳がん検診に対する関心が高まっているのですが、この集団に関しては減額となっておりますが、今個人でされている方もいると思うのですけども、今の現状の検診などの推移がわかれば教えていただきたいと思いません。

それと、73ページの小学校費、先ほど矢部議員からも御質問がありました。車椅子対応のおトイレをつくるということですが、車椅子を利用する子供が2階を利用したい場合の対応ですね。どのように考えておられるのか伺います。

81ページの保健体育費の4目学校給食費の需用費の中の材料費ですね。学校給食が減額になってマイナス179万3,000円、この減額補正の内容ですね、理由を伺います。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） ただいま藤田議員のほうからありました、健康診査の関係なのですけども、まず後期高齢、大腸がん検診、これにつきましては受診者の増ということになります。あと人間ドックにつきましては、当初110人を予算計上してありましたけども、37名ほど増加をいたしましたので今回補正をしております。

乳がん検診の集団の部分なのですけども、昨年来乳がんに対する関心が高まりまして、受診者が増加傾向にありましたけども、今回調整いたしましたのは、50歳以上の方は増加をしているのですけども、30歳から50歳までの間の方ですね、ちょっと若干人数が減少いたしましたので、その分でトータルをして5万8,000円減になったということでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） 73ページでございます。小学校の工事請負費の2億6千万円のうち、車椅子対応のトイレでございますけれども、議員おっしゃる2階に対応する場合はどうするのですかというお話ですけれども、基本的に私どもが今考えておりますのは、もしそのような児童さんが車椅子となった場合につきましては、1階で対応したいと思っております。小学校ですので体重的にもですね、2階に先生方で運ぶことも可能ですし、またエレベーター等も設置してございませんので、もろもろの教育環境を総合的に判断すれば、やはりそういう児童さんが現れた場合につきましては1階の普通学級で対

応できるものと考えておりました、1階に普通学級がありますから、1年生、2年生は1階で今勉強してございますが、そういった場合につきましては、もし3、4年生がなった場合につきましては、1階の教室を3、4年生のほうで使うということで対応したいと思っておりますが、当面、今0歳児から児童数の把握をしてございます。今のところですね、以前もそうでしたが、車椅子対応の児童生徒さんは今までもありませんでしたし、今の0歳児からの児童数、それからお名前を見てもですね、今のところ車椅子対応は必要ないのではないだろうかと思っております。強いて言えば事故等により短期間、車椅子の対応が考えられますが、そのときは人力で2階に運ぶとか、トイレのときは人力で階段を降りてもらおうと。先生方とか、そういう人で担いで降ろすということで対応してまいりたいと思っております。

議長（方川一郎君） 久保給食センター所長。

ただいまの質問にお答えをしたいと思います。まず28年度の当初予算で計上しています学校給食の賄材料費でございますけども、各学校といたしますか、小学校、中学校、高校、保育所、それぞれ、例えば小学校であれば当初予算より11名減、中学校で2名の減、高校生で6名の減、保育所でいえば4人の減、いわゆる親御さんの都合で転校になってしまったとか、そういう部分で減少になった部分が主な要因ですけども、あと含めまして、授業日数といたしますか、供給日数の減、課外授業とかの関係で給食が必要なくなったとか、それを含めまして減少しています。

あと、歳入のほうで出てきますけども、学校給食費、基本的には主に食材の部分の費用だけいただいております。そちらの分も減少になっておりますので、それと連動しているということでもあります。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） ないようですので、これで歳出を終わります。

次に、歳入に対する質疑を行います。

歳入は一括とします。

10ページから27ページまで、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） ないということですので、これで歳入を終わります。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正及び地方債補正に対する質疑を行います。

5ページから9ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号平成28年度本別町一般会計補正予算(第18回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号平成28年度本別町一般会計補正予算(第18回)については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号

議長(方川一郎君) 日程第7 議案第4号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第4号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について提案内容の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業の終了及び交付金等の額の確定に伴う計数整理などが主な内容でございますが、国からの財政調整交付金が大きく減額となる見込みであることから、不足分を財政調整分として保険給付費支払準備基金より繰り入れを行っております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,265万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,620万7,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。12ページ、13ページをお開きください。

2、歳出。1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費11節需用費52万1,000円は、随時発行の納付書等が不足するため印刷製本費を増額補正するものでございます。

その下の19節負担金補助及び交付金4万2,000円の減額は、滞納整理機構運営費の負担額確定によるものです。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費3千万円の増額は受診件数の増によるものです。

14ページ、15ページをお願いいたします。2段目、2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金126万円の減額は、出生件数を当初17件見込んでおりましたが、決算見込として14件分に減額したものでございます。

4 段目、7 款 1 項共同事業拠出金の計の欄、1,633 万 1,000 円の減額は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業拠出金それぞれの額の確定によるものでございます。

16 ページ、17 ページをお願いいたします。

2 段目、8 款保健事業費 3 項健康管理センター事業費 1 目施設管理費 1 8 節備品購入費 4 万 7,000 円の増額は、ワイヤレスマイク 1 本を更新するものです。2 目健康管理事業費 1 3 節委託料 3 9 万 6,000 円の増額は、高齢者のインフルエンザ予防接種見込み者が増となるためのものです。

一番下の段、10 款諸支出金 2 項繰出金 1 目病院事業会計繰出金 4 6 万 3,000 円の増額は、国保病院の直診施設運営費等について特別調整交付金が確定したことによるものでございます。同じく 2 項一般会計繰出金 2 9 2 万 8,000 円の増額は、収納率向上対策として道の特別調整交付金の対象経費となった臨時職員賃金分を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。

4 ページ、5 ページをお開きください。1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税 8 1 3 万 1,000 円の減額及び 2 目退職被保険者等国民健康保険税 1 6 1 万 3,000 円の減額は、それぞれ現年度課税分の調定額が当初見込みより減額したものでございます。

その他国庫補助金、道支出金、交付金等につきましては、一定のルールに基づいて国及び道、国保連合会から、それぞれ額の確定がされたこと及び交付申請等による見込み額により補正を行ったものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。下段の 10 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、次のページの 3 節その他一般会計繰入金中の財政調整分 2 千万円の減額は、基金取り崩しにより財政調整が賄えたため減額するものでございます。

中段の 10 款繰入金 2 項 1 目基金繰入金 1,029 万円は、歳入歳出不足分を保険給付費支払準備基金から繰り入れるものでございます。

以上で議案 4 号平成 28 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）について提案内容の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号

議長（方川一郎君） 日程第8 議案第5号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第5号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について提案内容の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業終了に伴う計数整理となっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,943万2,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金438万1,000円の増額は広域連合事務費及び保険料等について、それぞれ額が確定したことによるものでございます。

続きまして歳入でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料1節現年度分490万円の増額は、決算見込みによるもの、2節滞納繰越分9万9,000円の増額は、滞納1件分の決算見込みによるものでございます。2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金79万円の減額は、額の確定によるものでございます。

以上で議案5号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について提案内容の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第5号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号

議長(方川一郎君) 日程第9 議案第6号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長(村本信幸君) 議案第6号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護給付費負担金等の調整、事業の完了等に伴う計数整理などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,901万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金36万円の減額は、本別町介護職等研修支援事業の執行見込みによるものであります。

下段にあります、2款保険給付費1項介護サービス諸費1目介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金50万5,000円の補正は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の執行見込みによるものであります。

次の4款地域支援事業1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費19節負担金補助及び交付金中、介護予防ケアマネジメント事業費60万円の減額は、執行見込みによるものであります。

4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料716万5,000円の増額は、決算見込みによる調整であります。

中ほどにあります、3款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金713万4,000円の減額は、保険給付費の執行見込みにより調整するものです。

次の4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金507万3,000円の減額は、保険給付費の執行見込みにより調整を行うものであります。

次の6ページ、7ページ、上段ですが、5款道支出金3項道補助金2目事業費補助金138万9,000円の減額は、事業費の執行見込みにより調整するものです。

次の7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、各節の補正は、保険給付費及び地域支援事業等の執行見込みにより財源調整を行うものであります。

以上、平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第6号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号

議長(方川一郎君) 日程第10 議案第7号平成28年度本別町介護サービス事業特

別会計補正予算（第9回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第7号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第9回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入は介護給付費収入、自己負担金収入の減額見込みによる調整、歳出は職員手当等、賃金の調整、事業の執行見込み及び執行残の係数整理が主なものでございます。

それでは予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,591万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の主なものについて歳出から説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開き願います。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費3節職員手当等13万円の減額は、宿日直手当等の調整によるものでございます。

7節賃金のうち準職員賃金166万9,000円の減額は介護士を募集させていただきましたけども、最終的に応募がなかったということによるものでございます。

臨時雇賃金18万1,000円の減額は調理員の執行見込によるもの、パート等賃金11万1,000円の増額につきましては、先ほど申し上げました介護士の採用ができなかった分の補填による増額であります。

9節旅費11節需用費12節役務費13節委託料は執行見込みによる調整であります。

2項在宅介護サービス事業費2目介護予防支援事業費13節委託料6万8,000円の減額は利用者の減少による委託料の減、28節繰出金19万3,000円の減額は執行見込みによる調整であります。

次に3ページ、4ページにお戻り願います。

歳入でございますが、1款サービス収入1項1目介護給付費収入1節施設介護サービス費収入335万8,000円の減額は、利用者の入院等の空床率の増によるものでございます。

2節短期入所生活介護費収入322万5,000円の減額は、長期に利用されていた方の移動、例えば死亡ですとか、ほかの施設に入所してしまったですとかの利用日数の減によるものでございます。

3節在宅介護サービス計画費収入124万6,000円と4節在宅予防支援サービス計画費収入26万1,000円の減額は執行見込みにより調整するものであります。

2目自己負担金収入1節施設介護利用者負担金収入、同じく2節短期入所生活介護利用

者負担金収入の減額につきましては、先ほど申し上げました介護給付費収入で述べました理由による減であります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金1,054万5,000円の増額は、執行見込み調整に伴います補正でございます。

以上、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第9回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議の程お願い申し上げます。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第7号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第9回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第9回)については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号

議長(方川一郎君) 日程第11 議案第8号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第5回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第8号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第5回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ876万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,016万円4,000円とする内容であります。

次に事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。1 款 1 項簡易水道費 1 目一般管理費 1 1 節需用費印刷製本費 1 1 万 9,000 円の増額は、在庫不足による納入通知書等の印刷によるものです。

2 目維持修繕費 1 1 節需用費 7 3 万 8,000 円の増額は、経年劣化により機能が低下している勇足浄水場の検水ポンプ及び給水積算計の修繕、西美里別送水ポンプ場の非常用発電機の起動用蓄電池を交換するものであります。

1 5 節工事請負費中の美里別簡易水道配水管工事 6 8 8 万 5,000 円の減額は、町道美里別川沿道路改良工事の工事延長の減に伴うものであります。

そのほかの補正は、事業費確定及び決算見込みによるものでございます。

4 ページ、5 ページにお戻りください。歳入であります、1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目簡易水道費負担金 2 8 1 万 9,000 円の減額は、歳出で説明しました町道改良工事延長減による工事負担金の減額であります。

2 款 1 項使用料及び手数料 1 目水道使用料 1 節現年度分 9 2 万円の減額は使用水量の減によるものです。

4 款 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金 8 6 万 5,000 円の減額は収支の調整によるものであります。

7 款 1 項町債 1 目簡易水道事業債 4 1 0 万円の減額は、事業費確定によるものです。

次に 3 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正。1、変更。起債の目的、簡易水道事業、限度額 2,930 万円を 2,520 万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成 28 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 5 回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 8 号平成 28 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 5 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号

議長(方川一郎君) 日程第12 議案第9号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第9号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ698万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,952万5,000円とする内容であります。

次に、事項別明細書により主なものについて、歳出から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費18万5,000円の増額は、在庫不足による検針お知らせ票等の印刷によるものであります。

2項施設管理費2目処理場管理費11節需用費中修繕料114万6,000円の増額は、経年劣化により故障した処理場機器の溶存酸素計の修繕及び非常用発電機用の蓄電池を交換するものであります。

2款土木費1項下水道費2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費246万1,000円の減額は、設置基数の減によるものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。3款1項公債費2目利子358万2,000円の減額は借入実行による額の確定によるものでございます。

その他の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものです。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入であります。2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料1節現年度分169万円の減額は使用水量の減によるものです。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金330万円の減額は、収支の調整によるものであります。

7款1項町債1目土木債180万円の減額は、事業費確定によるものであります。

3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正。1、変更。起債の目的、個別排水処理施設整備事業の限度額1,070万円を890万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号

議長（方川一郎君） 日程第13 議案第10号平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第10号平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）について、提案内容を御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出。

第2条平成28年度本別町水道事業会計予算、以下、予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する内容であります。

収入の第1款水道事業収益第1項営業収益を215万1,000円減額補正し、第2項営業外収益は413万円増額補正し、収入の総額を1億6,530万円とするものであります。

支出の第1款水道事業費第1項営業費用を339万6,000円増額補正し、第2項営業外費用を141万7,000円減額補正し、支出の総額を1億6,530万円とするものであります。

予算説明書により主なものについて説明させていただきます。

5 ページ、6 ページをお開きください。収入の1 款水道事業収益1 項営業収益1 目給水収益の1 5 1 万2 , 0 0 0 円の減額は使用水量減によるものです。

2 項営業外収益2 目他会計補助金4 6 0 万1 , 0 0 0 円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

支出の1 款水道事業費1 項営業費用1 目原水及び浄水費修繕費5 4 万1 , 0 0 0 円の増額は、浄水場機器の故障により原水検水ポンプ及び塩素加圧ポンプを修繕するものであります。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。4 目総係費印刷製本費3 9 万1 , 0 0 0 円の増額は、在庫不足となった検針お知らせ票等の印刷によるものであります。

6 目資産減耗費3 0 4 万4 , 0 0 0 円の増額は、災害により被災した取水施設の除却部分の資産減によるものであります。

2 項営業外費用1 目支払利息及び企業債取扱諸費1 4 1 万7 , 0 0 0 円の減額は平成2 7 年債の確定によるものであります。

1 ページにお戻りください。資本的収入及び支出。

第3 条予算第4 条本文括弧書中「7 , 9 2 9 万9 千円」を「7 , 6 1 3 万7 千円」に、「6 , 8 4 6 万3 千円」を「6 , 5 8 0 万6 千円」に、「1 , 0 8 3 万6 千円」を「1 , 0 3 3 万1 千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1 款資本的収入では、事業費確定により第1 項企業債で1 9 0 万円減額補正し、第2 項国庫支出金を1 7 5 万6 , 0 0 0 円減額補正して、収入の総額を1 億9 4 万4 , 0 0 0 円とするものであります。

支出の第1 款資本的支出第1 項建設改良費は6 8 1 万8 , 0 0 0 円減額補正し、支出の総額を1 億7 , 7 0 8 万1 , 0 0 0 円とするものであります。

補正の内容は事業費の確定によるものであります。予算説明書の説明は省略をさせていただきます。

第4 条、企業債であります。予算第7 条に定めた起債の限度額を事業費が確定したことにより、次のように改めるものであります。

起債の目的、現年度発生地方公営企業災害復旧事業の限度額1 , 8 3 0 万円を1 , 6 4 0 万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

第5 条、他会計からの補助金であります。予算第1 1 条に定めた補助金の金額を4 6 0 万1 , 0 0 0 円増額補正し2 , 7 6 5 万2 , 0 0 0 円に改めるものであります。

第6 条、たな卸資産の購入限度額であります。予算第1 3 条中「5 9 4 万1 千円」を「5 5 5 万8 千円」に改めるもので、量水器売却の減額によるものでございます。

以上、平成2 8 年度本別町水道事業会計補正予算(第4 回) の提案説明とさせていただきます。

きます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など、一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第10号平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号平成28年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号

議長（方川一郎君） 日程第14 議案第11号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 議案第11号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益収支では、収益の決算見込み及び経費等の最終的な調整を行い、資本収支では、事業費確定に伴う調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。第2条の収益的収入及び支出であります。第1款病院事業収益、第1項医業収益を5,174万7,000円減額、第2項医業外収益を3,612万1,000円増額し、収益の合計を11億5,913万6,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を786万2,000円減額、第2項医業外費用を12万7,000円減額し、費用の合計を12億1,651万8,000円とするものであります。

今回の補正によって、収益から費用を差し引いた純損失は5,738万2,000円となりますが、現金を伴わない減価償却費等を差し引きますと単年度不良債務は発生しない見込みであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、「2,710万7千円」を「2,700万7千円」に、「2,451万2千円」を「2,497万5千円」に、「259万5千円」を「203万2千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を844万5,000円減額し8,519万3,000円に、支出の第1款資本的支出を854万5,000円減額し1億1,220万円とするものであります。

次、1ページ下段から2ページにかけてですが、第4条、企業債については、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額1,740万円を事業費の確定により1,370万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与を409万6,000円減額し7億3,660万5,000円とするものであります。

第6条、他会計からの補助金は、一時借入金支払利息を12万7,000円減額し1万円とするものであります。

第7条、たな卸資産の購入限度額ですが、1億7,793万5,000円を1億8,491万8,000円に改めるものでございます。

次に5ページ、6ページをお願いします。補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益3,535万4,000円の減額、及び2目外来収益1,639万3,000円の減額につきましては、上期の実績を勘案した12月補正後の予算と対比いたしますと、入院では、1日平均患者数で9人減の40人、外来では、14人減の206人と予算見込みを下回ることから、今回補正するものであります。

補正後数値を前年度決算と比較いたしますと、入院で1,777万9,000円の減、外来では1,810万4,000円の減が見込まれ、入院、外来収益を合わせた減収見込み額は3,588万3,000円となり、入院、外来収益の決算見込み額は7億1,761万2,000円となる見込みでございます。

次、下段の2項医業外収益2目他会計補助金12万7,000円の減額、及び3目負担金交付金3,500万円の増額については、入院・外来収益の状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき、繰入れを行うものであります。一番下段の7目繰入金124万8,000円の増額は国保調整交付金の追加交付分を国保会計から繰入れるものでございます。

次に、7ページ、8ページの支出であります。1款病院事業費用1項医業費用1目給与3節賃金95万4,000円の増は臨時の短期雇用看護師の賃金を計上するものです。その下、5節法定福利費681万3,000円減、6節期末・勤勉手当引当金繰入額146

万9,000円増、7節法定福利費引当金繰入額29万4,000円の増は執行見込みによるもので、13ページから14ページに給与費明細書を添付しておりますが、増減等の説明は省略させていただきます。

続きまして2目材料費1節薬品費270万3,000円の減額及び、3節給食材料費200万円の減額につきましては決算見込みによるものでございます。

3目経費、1節厚生福利費33万7,000円減、3段下5節消耗品費63万3,000円減、その下15節委託料96万5,000円の減は決算見込みによる減です。戻りまして2節報償費45万円の増は3月から再開します泌尿器科外来医師謝礼、3節旅費交通費22万8,000円の増額は、臨時の短期雇用看護師の赴任に当たり普通旅費と移転旅費等を計上するものでございます。3段飛んだ19節雑費9万6,000円の増額は、臨時の短期雇用看護師の派遣手数料を計上するものでございます。

6目資産減耗費、1節固定資産除却費137万2,000円の増額は、医療機器の更新や廃棄に伴う固定資産を除却するために残存価格を計上するもの、2節たな卸資産減耗費72万6,000円は、使用期限切れとなった薬品等を廃棄するものです。

次に9ページ、10ページをお願いします。資本的収入及び支出であります、収入では、1款資本的収入1項企業債370万円の減、2項出資金1目他会計出資金380万円の減、3項負担金1目他会計負担金9万5,000円の減及び4項繰入金、1目他会計繰入金78万5,000円の減、2目医療施設等整備基金繰入金6万5,000円の減は、いずれも事業費確定に伴い調整を行ったものであります。

次に11ページ、12ページをお願いします。

支出では、1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費854万5,000円の減額につきましても、事業費確定に伴い調整を行ったものであります。

以上、平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など、一括とします。

小笠原良美君。

7番(小笠原良美君) ただいまの説明がございました、8ページの下の方ですね、棚卸資産減耗費というところで72万6,000円の薬品等の使用期限切れによる廃棄処分ということでしたけれども、これはどのくらいの薬品がね、どのような形で廃棄処分されるのか伺いたいと思います。

議長(方川一郎君) 藤野病院事務長。

病院事務長(藤野和幸君) 小笠原議員の質問にお答えいたします。棚卸資産減耗費の薬品等の使用期限切れによる廃棄分でございますが、品数につきましては80品ほどの薬品で、薬局のほうで保存している薬品を使用しておりますが、それが期限切れの場合につきまして廃棄するということになっております。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 80品目ということはわかりましたけれども、例えば量的に言ったらこの位とか、これ位とか、そういうことでも示していただかないと、ちょっとわかりづらいのですよね。もしわかるようでしたら、教えていただけますか。

議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 薬につきましては、今種類で申し上げましたが、保存方法につきましては1箱とか1ケースとかいろいろございまして。種類が80種類と申し上げましたが、数につきましては細かい数字は今ちょっとつかんでおりません。資料を持ってきておりません。申し訳ありません。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） わかりました、結構です。想像させていただくことにします。

それですね、処分の仕方なのですけれども、薬品会社に戻して、その薬品会社に処分をしていただくということになるのでしょうか。その辺のところはどうですか。

議長（方川一郎君） 藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） それはものによります。劇薬に指定されるようなものと、専門の業者がございまして、そこに処分していただくことになります。あと、粉末等の劇薬に属さないものにつきましては、病院内で水に流したりするなどして処分しております。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午後 2時42分 休憩

午前 2時55分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

再度、暫時休憩します。

午後 2時55分 休憩

午後 2時56分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの答弁、並びに発言取消の申し出がありましたので、これを許します。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 薬品の処理の中で、水に流すという私発言いたしました、それについては誤りでした。申し訳ございません。訂正させていただきます。

薬の廃棄の仕方ですけれども、麻薬、劇薬、一般の薬等ございまして、麻薬につきましては保健所立ち会いのもと処分、劇薬、一般の薬につきましては専門業者で医療廃棄物として処分しているところでございます。どうも申し訳ございません。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第11号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)については、原案のとおり可決されました。

日程第15 平成29年度町政執行方針・教育行政執行方針

議長(方川一郎君) 日程第15 平成29年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

まず、町政執行方針について、高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)[登壇] 平成29年度の町政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに、平成29年本別町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

私は、就任以来、まちづくりはひとづくり、町民参加による協働のまちづくりを基本理念に、元気で明るく温かく、そして豊かなまちづくりを目指し、町民の皆さまとのふれあいを大切に、町民生活に起点をおいたまちづくりを全力で進めてまいりました。

この間、町民の皆さまをはじめ議員各位の御支援、御協力を賜り、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスの維持、向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりが推進できましたことに対し、改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第であります。

更なる本別町の発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、町民の皆さまをはじめ議員各位の御支援、御協力をお願いいたします。

2つ目に、町政に臨む基本姿勢であります。

現下の我が国の経済は、アベノミクスの取り組みの下、雇用、所得環境が改善をし、緩やかな回復基調が続いているとされておりますが、個人消費及び民間設備投資、民需に力強さを欠いた状況となっており、今後の地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと思われています。

国の予算編成方針におきましても、昨年度に示されました経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無

駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化し、地方においても国の取り組みと基調を合わせて徹底した見直しを進めるとしており、地域の産業や国民生活への影響が心配されるところであります。

地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を前年度と同水準で確保するとされておりますが、地方単独の検証や歳出特別枠の縮減、地方交付税の別枠加算の見直し、トップランナー方式の導入、また町税収入の増加も見込めず、さらに国、道の補助負担金の一般財源化や削減など歳入の確保が難しく、歳出では、地域経済の活性化や雇用機会の創出、高齢、障がい、子育て支援を始めとする福祉、医療などの地方負担が増加をし、行政需要に対する財源対策が充分といえず、厳しい状況にあります。

このような経済下におきまして、政府は引き続き、経済再生なくして財政健全化なしを基本に、一億総活躍社会の着実な実現に向けて本格的に取り組む姿勢を示しております。本町といたしましても人口減少の克服、地方創生に資する喫緊の課題に対し国の取り組みと十分に連携し、自らの地域の将来は自ら決めるという理念のもと、全力でこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところでもあります。

以上のことを踏まえ、平成29年度の町政執行にあたりましては、行財政改革の推進、中期的視野に立った地方創生の取り組みによる、出来る限り有利な財源の確保を進め、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図りながら、地域の活性化や諸課題解決に向けた取り組みを推進し、新年度の予算編成にあたっては、第6次本別町総合計画を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、本別に暮らす誰もが人生を楽しみ、自信と誇りをもって、笑顔で住んで良かった、住んでみたいと言ってもらえるまち、本別町の個性と元気が発揮、発信できるよう、併せて初心を忘れることなく、職員一丸となってスピード感、説明責任、法令遵守、コンプライアンスをしっかりと心に刻み、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢と希望の持てる施策の展開を図ることとしております。

まず、平成29年度主要な施策推進の基本的な考え方でありまして、

生涯を通じて学び、夢と未来を育むまちづくりであります。

町民の皆さまが、安心と活力と夢あふれる生活を創造していくために、行政や各関係機関、団体などとの協働による町づくりを推進しますとともに、激しく変化する社会情勢の中にあっても、子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、未来に向かって大きな目標をもって生きていく心を育む環境づくりが求められていますことから、家庭、学校、地域が一体となり、大人と子どもが一緒になって日々学ぶ、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、関係機関、団体と連携を図りながら、四つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

また、第8次社会教育中期計画に基づき、学びからの人づくりを社会教育の実践活動と位置づけ、町民の皆さまが心豊かに生きがいのある学習活動を行い、創造性に富んだ豊かな人間性を育み、充実した生活を営むために生涯各期における学びの場として社会教育活動の充実を図ってまいります。

さらに、町民の皆さまが生涯を通じて潤いのある生活を送ることができる地域づくりを推進するため、多様な学習の機会を提供しますとともに、学習成果を生かすことのできる環境整備に努めてまいります。

次に、地域資源を活かした豊かなまちづくりであります。

本町の基幹産業として地域経済を支えます農業は昨年、強風、霜などの異常気象、天候不順による日照不足と長雨、更には台風の上陸で、農業基盤、農業生産に甚大な被害を受けました。その影響は、畑作における作付け計画や飼料作物の質、量の低下による生乳の減産、家畜疾病の増加など、新年度の営農と農業生産にも及んできています。このことから営農指導対策協議会を中心に農業関係機関と協力、連携をし、圃場の調査と分析に基づいた技術指導や技術情報提供、家畜の飼養管理、監視などの営農、生産支援の取り組みの推進を図ってまいります。

国においては、農業の体質強化と大規模化、競争力強化を進める農業競争力強化プログラムを決定する一方、条件不利地の中山間地や家族農業などの支援の拡充と生産基盤の底上げを図る施策の展開を打ち出しています。

本町といたしましても、農業の基本であります土づくりを中心に安全、安心な農産物の生産及び基盤づくりと新規高収益作物等の調査研究及び普及を図りますとともに、国の施策や事業を積極的に活用し、家族経営はもとより、営農支援組織、複数戸法人に対する支援を農業者、農業関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

また、本別町農業振興基金を活用した、鹿柵の撤去及び補修事業に取り組みますとともに、担い手育成として、農家後継の育成と確保対策に向けた支援、新規就農者受入れ体制の整備と就農支援内容拡充の施策を進めてまいります。

次に、畜産の振興につきましては、新年度から4年間の計画で実施をいたします、畜産担い手育成総合整備事業によりまして、草地、施設等の生産基盤の整備、拡充を進めてまいります。また、生乳の増産体制の維持、確立に向けて引き続き搾乳牛の導入及び育成牛預託事業を実施をし、畜産経営の安定を図ってまいります。

農地の基盤整備につきましては、湿害や気象災害によります農作物等の影響を鑑み、計画的な基盤整備に向けて道営畑地帯総合整備事業を引き続き取り組みますとともに、明渠排水の整備につきましても、現地調査を進め、改修及び整備を進めてまいります。また、新年度から受託管理をいたします勇足排水機場の維持管理に努めてまいります。

次に、林業振興についてであります。町有林で、学校林、分収林の返還等によりまして、伐採跡地が増加していますことから、計画的な植栽を図ってまいります。また、造林未済地対策に取り組みますとともに、民有林の造林経費の軽減を図り、担い手の育成、確保、町有林の整備に努め、本別町森林整備計画に基づく健全な森づくり及び循環型林業の構築を図ってまいります。

次に、商工業につきましては、大変厳しい経済状況にありますが、これまでに引き続き、地域の資源や地域の特性を活かし、付加価値を高める取り組みとそれを担う人材育成に努

めてまいります。

さらに、消費者にとって安心、安全で魅力ある商店街づくりを進め、商工業者と消費者が共感できる愛町購買意識の向上を目指しますとともに、多様化、悪質化する消費者被害の未然防止、拡大防止を図ることといたします。

また、本別町企業誘致条例及び起業家支援要綱によります新規開業や新分野での事業活動、工場等の新設、増設に対し、積極的な支援を行い、雇用の創出、安定化を図り、商工業の振興に努めてまいります。

次に、観光の振興につきましては、北海道横断自動車道の延伸によりまして、十勝地域への交流人口が大幅に増加していますことから、義経の里本別公園や道の駅などの観光施設の整備と併せ、基幹産業を農業とする本別ならではの食など、魅力ある地域資源の整備、活用を図り、観光の振興に努めてまいります。

活力ある地域づくりを推進していくために、地域の豊かな資源や優位性などの魅力を積極的に発信をし、交流人口の拡大や移住促進につなげていくことが必要であります。関係機関、近隣自治体等との連携を図りながら移住、観光など地域情報の提供をはじめ、各プロモーション活動とともに、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを最大限活用して、情報発信に努め、圏域外からの交流人口の誘引、移住、交流の促進に取り組んでまいります。

次に、ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくりであります。

本町の高齢者人口のピークは平成29年度と見込んでおりますが、後期高齢者が今後も増加する超高齢社会を迎える中で、これまで参加、連帯、自立を理念といたしました健康長寿のまちづくり条例を基本に、町民参画によります創造的な福祉施策に取り組んでまいりました。

ともに支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちを願い、町民の総意により宣言していただきました、福祉でまちづくりを合言葉に、福祉サービス基盤整備、子育て支援や生きがいづくり、地域の見守りや日常生活支援など、地域住民、福祉団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、重層した福祉サービスの充実に努めてまいります。

また、近年の社会経済環境の変化に伴いまして問題が深刻化しております生活困窮者の自立支援体制につきましては、関係機関との情報共有や連携による包括的な相談、支援体制を構築してまいります。

さらに、悲惨な孤立死や社会的孤立などを防ぐ地域づくりを目指した、在宅福祉ネットワーク活動への支援に努めてまいります。

次に、子育て支援につきましては、本別町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、子どもの最善の利益を実現するための各種施策を総合的、効率的に推進してまいります。

本年4月に開園いたします幼保連携型認定こども園ほんべつは、未来に羽ばたく子どもたちの生きる力を育み、子ども一人一人がかけがえのない存在として輝く、こども園を基本理念とし、発達段階に応じた質の高い教育、保育を提供していくこととなります。子ど

も・子育て会議などの関係機関や保護者等の思いを丁寧に吸い上げながら、子どもにとっても保護者にとっても最善の施設となるよう、今後とも支援してまいります。

また、認定こども園、へき地保育所の利用者負担の軽減につきましては、この間、進めてきました第3子以降児童の無料化、ひとり親世帯への保育料の軽減、さらに本年度から階層区分の細分化、国の基準額をベースとし、最大5割の軽減など、子育てしやすいまちづくりを推進してまいります。

また、発達支援センター機能を旧中央保育所跡へ移動し、本年10月から児童福祉法に基づく新たな事業であります児童発達支援事業、放課後デイサービス事業、保育所等訪問事業を実施し、支援が必要となる子どもの地域社会への参加と包容の推進を目指してまいります。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業につきましては、第6期銀河福祉タウン計画に基づき、高齢者福祉施策の充実を図りますとともに、介護保険事業の安定した運営に努めるため、関係機関や町民の皆さまと協力して推進してまいります。

介護人材の確保につきましては、本町にとって喫緊の課題であることから、介護サービス事業所等の現状や意向を踏まえながら、引き続き総合的な介護人材確保対策の充実に努めてまいります。

地域包括ケア支援業務では、本人の状態に応じた適切なマネジメントにより、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう医療、介護サービスや生活支援のサービス、地域の見守り等切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。また、地域包括ケアシステムの構築につきましては、引き続き地域包括ケア研究所をはじめ関係機関と連携を図りながら、認知症施策、在宅医療、介護連携の推進に取り組んでまいります。

権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会と連携をしながら、法人後見業務の取り組みや担い手の育成、町民からの各種相談や生活課題等に対応するあんしんサポートセンターの運営に対する支援に努めてまいります。

次に、障がい者福祉についてであります。本別町障がい者福祉計画に基づき、住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れるよう、各種障がい福祉サービスの相談支援やマネジメント体制の充実に努めますとともに、障がいを理由とする差別解消の推進、農福商連携事業の推進に取り組んでまいります。

保健、健康づくりにつきましては、乳幼児期から高齢期まで、町民一人ひとりが健やかに安心して生活が送れるよう各種検診事業の普及啓発に努め、特に生活習慣病の予防など健康づくりに必要な健康相談や保健指導を推進してまいります。

母子保健につきましては、安心して子どもを産み、育てられるよう妊婦一般健康診査の助成を継続しますとともに、特に妊娠期や乳幼児健診、産後の相談など母親への支援事業の充実に努めてまいります。また、不妊治療費の助成、妊産婦の支援事業を継続して取り組むとともに、新たに不育症治療費助成事業を実施してまいります。

成人保健につきましては、特定検診の受診勧奨に努め、データヘルス計画と特定検診実

施計画との整合性を図りながら、効果的な予防活動に取り組んでまいります。

心の健康づくり事業につきましては、月1回心理カウンセラーにより、心のほっと相談を継続し、町民の健康管理に努めてまいります。

老人ホームの運営につきましては、利用者一人ひとりの生活リズムを大切にしながら、利用者の持っている力を最大限発揮していただき、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援してまいります。

また、関係機関と連携を密にし、サービスの質や量の向上を図り、利用者、家族との信頼関係づくりと地域行事や貢献活動に努めてまいります。

老人ホームの改築につきましては、平成27年6月に策定いたしました基本構想に基づき、引き続き町民の皆さまや関係団体等からいただきました御意見、御要望等を踏まえて検討を進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、依然として厳しい財政運営であります。地域の経済状況、高齢者の負担増などを考慮いたしまして、新年度も税率改正は行わず、基金の繰り入れなどで対応してまいります。

また、平成30年度から運営主体が市町村から北海道に単位化されるため、北海道において財政シミュレーションや各市町村の納付額について試算中ですが、北海道との市町村連携会議等を通じてスムーズな移行が出来るように努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、今後とも高齢者等にかかる医療制度の情報収集を続け、運営主体の広域連合と連携を図ってまいります。

次に、病院事業につきましては、初期救急など現在の医療水準の確保を図りながら、地域包括ケアを推進し、周辺地域の拠点病院としての役割を担ってまいります。

病院事業会計の運営につきましては、引き続き医師、看護師及び医療スタッフなどの確保を進め、外来患者及び病床稼働率の向上により収益確保を図りながら、材料費、維持管理費などの経費節減に努め、経営体質の強化に努めてまいります。

診療体制は、内科、外科の基礎診療科を中心に、医療機器の更新や病診連携など診療機能の充実を図り、1.5次医療として耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科など、町民の医療ニーズに応えた専門診療科の充実に努めますとともに、町民の皆さまに病院運営に参画をしていただく活動を推進し、地域に開かれ、信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

次に、防災対策につきましては、寒い時期に災害が発生した場合の避難所の運営や宿泊体験を町民の皆さまの参加のもと防災訓練として実施をいたします。

災害時における避難行動要支援者への支援につきましては、自治会や民生児童委員など、町民の皆さまの御協力をいただきながら個別計画の作成、自主防災組織の設置を推進してまいります。

災害用の備蓄品につきましては、年次的に食料、物資等の整備を行い、市街地に3カ所、勇足、仙美里、美里別地区にそれぞれ配備を進め、町民生活の安心、安全を確保しますと

ともに、風水害や地震、土砂災害などの各種災害に対して、広報等により防災意識の啓発を図ってまいります。

さらに、交通事故のない、犯罪のない明るく住みよいまちを目指し、関係機関の支援をいただきながら町民一人一人の防犯、交通安全意識の啓発に努めてまいります。

次に、快適でやさしさのあるまちづくりであります。

安全で快適な生活環境の基本となります生活道路の整備は重要であります。本年度の町道整備につきましては、新規事業2路線、継続事業で5路線の道路改良、舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

また、交通手段を持たない町民の足を確保するため、ふるさと銀河線代替バス、生活維持路線バス、浦幌・本別線、太陽の丘循環バスや町有バスなどの公共交通機関の安定的な運行に努めてまいります。

次に、循環型地域社会の推進につきましては、太陽光などの再生可能エネルギーの推進や電力供給逼迫による省エネルギー対策が推進されてきております。本町といたしましては、今後も身近な自然エネルギーの活用を図り、新エネルギー、省エネルギー対策の普及活動を推進してまいります。

また、現在、進めております太陽光発電の設置、高齢者住宅の改修支援、住宅の改修や新築住宅に対する助成制度のほか、空き家等対策といたしましては、本別町居住支援協議会によります居住福祉の推進に努めますとともに、新年度より空家住宅等除去支援事業補助金を創設をし、引き続き空き家等の適正管理及び有効活用、特定空家等に関する対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

次に、水道につきましては、町民生活や経済活動を支える施設として重要な役割を担っております。このため施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全で良質な水を安定的に供給できるよう努力をしてまいります。

下水道につきましては、施設の整備と維持管理に努め、水洗化の促進を図り、公共下水道区域外で実施をしています浄化槽整備事業についても、引き続き事業の推進を図ってまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るため本別町住宅政策推進計画を基本に実施してまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園をはじめ、その他の公園の施設につきましても効率的な維持管理を行い、町民の憩いとふれあいの場としての快適な環境づくりに努めてまいります。

次に、ごみ処理事業の推進につきましては、地域、町民の皆さまの御協力により、資源集団回収事業を活発に取り組んでいただいているところです。さらなるごみ減量化や資源化の向上に努め、今後より一層のリサイクル率の向上を目指してまいります。

また、平成14年12月から供用を開始いたしました銀河クリーンセンターは、平成30年度末で埋立地が満了となりますことから、平成31年度からの新たな中間処理施設と

終末処理場について、現在、本別町、足寄町、陸別町の三町で協議を進めております。

次に、町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりであります。

地域コミュニティ意識が多様化する社会に対応するため、引き続き協働の視点で、町民の皆さまや企業、団体、学校などと連携し、これまでに培ってきた町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めてまいります。あわせて、行政の持つ情報を積極的に公開し、町政の透明性、公平性に努めてまいります。

次に、行財政改革につきましては、第5次行財政改革大綱と推進計画に基づき、人口減少と行財政運営のあり方、展望を見据え効率的な行政執行を推進してまいります。

本町の公共施設等は、老朽化対策が今後大きな課題となります。厳しい財政状況が続く中、また人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されるため、今後の公共施設のあり方に関する基本的な方針として本別町公共施設等総合管理計画を策定し、町民と行政が施設に関する課題を共有し、長期的な視点に立った公共施設等の管理を図ってまいります。

地方創生につきましては、3年目を向かえ、引き続き庁内に設置をいたしました本別町まち・ひと・しごと創生推進本部を中心に、町民の皆さまや関係団体の意見を聞きながら、本町における人口ビジョンや地方版総合戦略の進捗状況の確認、評価を進め適切な執行に努めてまいります。

次に、広域行政の推進につきましては、十勝の市町村と連携をし、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るため、第2期定住自立圏構想の取り組みを積極的に推進し、近隣市町村との多様な連携による交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指します。

消防の広域化につきましては、昨年度より、とかち広域消防の運用が開始され順調なスタートをしたところであります。更に、消防防災体制の機能を充実させ、町民の安全、安心の確保をしっかりと守り、構成団体として、十勝圏域全体から信頼される消防体制の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金につきましては、個性と魅力あるふるさとづくり事業の取り組みを全国にPRしますとともに、本町の観光資源、地域資源を活用した返礼品、特産品の充実を図り、寄付金のより一層の有意義な運用を図ってまいります。

国際交流、地域間交流活動につきましては、姉妹都市オーストラリアミッチェル、友好都市徳島県小松島市との親善訪問、相互派遣研修など相互の友好関係発展と日常とは異なる環境における体験活動を通じて豊かな感性を醸成するため、今後も積極的に交流活動を進めてまいります。

結びになりますが、以上、平成29年度の町政に臨む所信を申し上げます。

本町を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、これまでと同様、町民の皆さまと築いてきたまちづくりの実績と信頼を大切に、まちを支える町民の皆さまの頼もしい力を得ながら、ともに学び支えあい活力のあるまちづくりを目指すとともに、地域資源を最大限活かした企業誘致、雇用の拡大に向けて全身全霊を傾けて積極果敢に取り組んでま

いる所存であります。

町民の皆さま、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。執行方針といたします。

議長（方川一郎君） 次に、教育行政執行方針について、中野教育長、御登壇ください。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 平成29年町議会第1回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。

近年、急速に進行する少子高齢化による社会活力の低下や地方人口の減少、グローバル化の進展、情報通信技術の発展など、社会情勢が激しく変化する中、教育を取り巻く情勢も、コミュニティ・スクールの導入やICT活用による学びの環境革新など、日々変化し続けています。

このように変化が激しい社会の中で子どもたちが生きていくためには、主体的に人生を切り開いて行くことができる、生きる力を身に付ける必要があることから、基礎的、基本的な知識と技能、それらを活用して課題を解決するための思考力や判断力、表現力などを総合的に育む教育行政を推進していくことが重要です。また、町民が潤いのある生活を送りつつ持続可能な地域づくりを進めるためには、生涯を通じての学びの場の設定や地域の人材育成、経験や知識を地域に還元できる環境づくりを推進することが重要です。

本別町教育委員会といたしましては、教育を取り巻く社会情勢に対応しつつ、学校教育と社会教育のさらなる推進と教育環境整備の充実に向け、関係機関・団体等と連携を図りながら町民皆さまの信頼に応えるよう教育行政を推進してまいります。また、地域の子どもは地域で育てるを念頭に、コミュニティ・スクール導入に向けた全町的な取り組みと、本町ならではの取り組みである、ほんべつ学びの日のさらなる普及と推進事業の充実、文化、スポーツを通したまちづくりを推進します。さらに、新たな取り組みとして、英語を本町の学びの主軸のひとつとし、本年度から児童生徒を含め全町民を対象とした英会話学習を進めてまいります。

次に、平成29年度の教育行政を推進するにあたり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校教育の推進につきましては、昨年度に引き続き、地域全体で子どもたちの学びを育むために、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール導入に向けた取り組みを進めてまいります。本年度は、勇足地区のほかに、新たに本別、仙美里地区においても文部科学省から導入促進事業の指定を受け、全町的な取り組みとして事業を進めてまいります。また、保育所、幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校など、幼児教育から高校教育までを連続的に繋ぐ異校種間連携事業を推進するとともに、学校評価結果等を活用して信頼され魅力ある学校づくりに努めてまいります。

義務教育の推進につきましては、児童生徒一人一人が生きる力を身に付けることができるよう、全国学力・学習状況調査及び全国体力調査等の分析結果に基づいて検証改善サイクルを確立するとともに、町派遣教員を学校に配置し、ティーム・ティーチングによるき

め細かな指導の充実に努めてまいります。また、新たな課題を解決するための力となる思考力、判断力、表現力を育成するため、主体的、対話的な深い学びを推進してまいります。

英語に慣れ親しむ活動の推進につきましては、引き続き小中学校に英語指導助手を配置し、実践的コミュニケーション能力の育成に努めます。また、次期の学習指導要領の改訂で小学校の英語が教科として本格導入されることや、オーストラリアミッチェルと国際姉妹都市を提携して国際理解教育の充実に図ってきていることから、今年度から英語を本別の学びの主軸の1つとし、誰もが気軽に参加できる英語学習の場を設定します。初年度の本年度は、小学校放課後英語学習や英会話クリスマス会、公民館英会話講座等を開催してまいります。

特別支援教育につきましては、特別支援学級を設置する全ての小中学校に特別支援教育支援員を配置し、一人一人の子どもたちに応じた個別支援の充実に努めるほか、個別の支援、指導計画に基づいて幼児期から就学、そして就職に至るまでの持続的な支援を行ってまいります。

いじめや不登校の根絶に向けた取り組みにつきましては、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、アンケート調査や定期的に学校指導訪問を実施するなど、未然防止、早期対応に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、老朽化している勇足小学校の校舎及び体育館を大規模改修するほか、中学校の教育用パソコン等54台及び周辺機器一式を更新するなど、教育の基盤となる環境整備に努めてまいります。

本別高校への支援につきましては、少子化により今後も中学卒業生が減少の一途を辿ることから、学年2間口の確保は大変厳しい状況にありますが、文武両道の魅力ある本別高校のPRに努め、本別高校の教育を考える会を通して新たな支援策を講じるなど、全町挙げての支援活動を展開してまいります。

食育の推進につきましては、食の安全、安心を確保しながら、地産地消を基本とした地場産品を積極的に使用し、美味しくて栄養バランスのとれた学校給食を提供するとともに、栄養教諭が各学校に出向いて食に関する指導を行ってまいります。また、増加傾向にある食物アレルギーにつきましては、その症状を的確に把握し、除去食や代替食により対応してまいります。

社会教育の推進につきましては、本年度からスタートする第8次社会教育中期計画に基づき、全ての町民の皆さんが心豊かに生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進してまいります。

ほんべつ学びの日の取り組みにつきましては、学びの日フェスティバルを通して学びの関心を高めるとともに、家庭、学校、地域、行政が連携して4つの風、光風、祈風、夢風、実風事業を展開してまいります。

心豊かに生きがいのある取り組みにつきましては、本別の魅力を再発見する、ほんべつ学、高齢者を対象とした義経教室、幼少期の子育てを支援するなかよし事業、ジュニアリ

ーダーを育成する本別・南三陸ふるさと交流研修会等の各種事業を実施してまいります。

公民館活動につきましては、文化祭をはじめ吹奏楽合同演奏会、音楽祭、舞踊と民謡の祭典等を開催するほか、英会話講座や子ども体験教室など、公民館を拠点とした各種講座を開設してまいります。

図書館につきましては、ファーストブック事業を継続するとともに、本のまち夢づくり講演会や出前授業を開催するなど、読書の普及と町民ニーズに沿った図書館事業を展開してまいります。

歴史民俗資料館につきましては、軍馬をテーマにした、7月15日日本別空襲を伝えるをはじめ、ふるさと展、アイヌ文化展等の企画展を開催するなど、あらゆる世代が学びあえる場となるよう努めてまいります。

社会体育につきましては、これまでのチャレンジデーに替わる、健康スポーツ週間事業や義経の里スポーツフェスティバル等を開催するほか、各種スポーツ大会への支援を行うなど、町民皆スポーツの推進に努めてまいります。また、体力増進センターの老朽化した器具も更新してまいります。

以上、平成29年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、本町の将来を担う子供たちが、心豊かにたくましく成長することができるよう、学校、家庭、地域と連携し、課題を共有しながら教育の質の向上を図るとともに、町民の皆さまが芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしとなりますよう効果的な施策を進めてまいりますので、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまの深い御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、平成29年度教育行政執行方針といたします。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日、3月8日から13日までの6日間は休会であり、3月14日午前10時、再開であります。

これをもって、通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は3月9日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告（午後 3時43分）

平成29年本別町議会第1回定例会会議録(第2号)

平成29年3月14日(火曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | | |
|-----|-------|-----------|-----|-------------|
| 議 長 | 1 2 番 | 方 川 一 郎 君 | 1 番 | 矢 部 隆 之 君 |
| | 2 番 | 藤 田 直 美 君 | 3 番 | 篠 原 義 彦 君 |
| | 4 番 | 大 住 啓 一 君 | 5 番 | 山 西 二 三 夫 君 |
| | 6 番 | 黒 山 久 男 君 | 7 番 | 小 笠 原 良 美 君 |
| | 8 番 | 方 川 英 一 君 | 9 番 | 高 橋 利 勝 君 |
| | 1 0 番 | 阿 保 静 夫 君 | | |

欠席議員(1名)

- 副議長 1 1 番 林 武 君

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------|-----------|-----------------------|-------------|
| 町 長 | 高 橋 正 夫 君 | 副 町 長 | 砂 原 勝 君 |
| 会 計 管 理 者 | 毛 利 俊 夫 君 | 総 務 課 長 | 大 和 田 収 君 |
| 農 林 課 長 | 菊 地 敦 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 村 本 信 幸 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 飯 山 明 美 君 | 住 民 課 長 | 千 葉 輝 男 君 |
| 子ども未来課長 | 大 橋 堅 次 君 | 建 設 水 道 課 長 | 大 槻 康 有 君 |
| 企画振興課長 | 高 橋 哲 也 君 | 老 人 ホ ー ム 所 長 | 井 戸 川 一 美 君 |
| 国保病院事務長 | 藤 野 和 幸 君 | 総 務 課 主 幹 | 小 坂 祐 司 君 |
| 総務課長補佐 | 三 品 正 哉 君 | 建 設 水 道 課 長 補 佐 | 小 出 勝 栄 君 |
| 教 育 長 | 中 野 博 文 君 | 教 育 次 長 | 佐 々 木 基 裕 君 |
| 社会教育課長 | 阿 部 秀 幸 君 | 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 | 久 保 良 一 君 |
| 農委事務局長 | 郡 弘 幸 君 | 代 表 監 査 委 員 | 畑 山 一 洋 君 |
| 選管事務局長 | 大 和 田 収 君 | | |

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 鷲 巢 正 樹 君

総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 1 件の提出がありました。

原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情、以上 1 件については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とする取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第 2 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第 2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

7 番小笠原良美君。

7 番（小笠原良美君） 議長の許可をいただきましたので、通告をしております 1 問について質問をさせていただきます。

地域密着型老人ホームの建設についてであります。

平成 27 年 6 月に策定された本別町特別養護老人ホーム・養護老人ホームのあり方に関する基本構想に基づいて、町内 2 カ所に地域密着型老人ホームの建設を計画、1 カ所目、20 床として、清流町にあります小規模多機能型居宅介護事業所、清流の里と高齢者住宅、清流ハウス 8 に併設し、平成 29 年度の供用開始を目指して、社会福祉協議会と協議をしてきましたが、29 年度末までに開設に必要な人材確保が難しく、平成 29 年度の当初予算に計上することを断念し、計画を先延ばしをしたい旨を 3 月 7 日開催の議員協議会で説明を受けたところであります。

今や介護従事者の不足は本町だけではなく、国全体の問題となっており、人材の確保はかなり厳しいものと思われれます。

そこで、以下 3 点について、町長の考え方をお伺いいたします。

まず 1 点目に、説明の中では、人材確保対策として、介護従事者への就業補助や資

格取得への助成など、手を尽くしていることは知らされており、承知をしているところでございますが、現実的に清流町で計画されている2ユニット、20床での開設予定の地域密着型老人ホームの建設を、少し先延ばしをしてでも計画どおり進めることができる見通しがあるのかについてお伺いをいたします。

また、建設場所は決まっておりませんが、2カ所目となる施設運営をどこに担っていただくことを考えておられるのかについてもお伺いいたします。

次に、新たに老人ホームができる場合、現在、老人ホームで働いている職員の方々の処遇についてどのようになるか、考えをお持ちでしたらお聞かせいただきたいと思います。

3点目に、平成27年7月にこの基本構想が策定されたときには、平成37年には人口が6,000人を割り込み、平成29年には前期高齢者が1,334人、平成37年には後期高齢者が1,590人となることが推計されておりますことから、施設の必要性はますます高まることと考えられます。

そこで、町内の人材、施設などを活用することを視野に入れた特別養護老人ホームづくりを考えてはと思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 小笠原議員の地域密着型の特別養護老人ホームの建設についての御質問の答弁をさせていただきます。

御質問にありましたとおり、平成27年6月に策定いたしました本別町特別養護老人ホーム・養護老人ホームのあり方に関する基本構想に基づきまして、1カ所目、第1期の整備計画として、清流町の小規模多機能型の居宅介護事業所、清流の里と高齢者住宅、清流ハウス8に地域密着型特別養護老人ホーム20床を併設し、平成29年度の供用開始を目指してきたところであります。

また、運営主体的につきましては、既に整備をされております小規模多機能型の居宅介護事業所を運営しております本別町社会福祉協議会でありまして、これまで培ってきた専門的な技術、知識や創意工夫を最大限に生かして、より弾力的かつ効率的な施設の運営と、適切なサービスを複合的に提供することが期待できるということで、本別町社会福祉協議会が望ましいとの考え方でこれまで協議を進めてきたところであります。

御質問の1点目ではありますが、小笠原議員の御指摘のとおり、全国的に介護人材が不足をして、専門学校の養成校でも定員割れが深刻な状況となりまして、十勝管内でも80人の定員を40人にして、なおかつそのまた5割というような状況でありまして、大変人材の確保については厳しい状況になっておりますが、本町においても例外ではなくて、介護人材の確保が特に近年、大変厳しい状況になってきております。

このことから、基本構想で計画しておりました清流の里に併設する地域密着型の特別養護老人ホーム20床につきましては、平成29年度末までには開設に必要な人材

を確保することは厳しい、難しい状況でありまして、平成29年度の当初予算への計上は見送ることとしたところでもあります。

社会福祉協議会からは、施設整備を希望した事業所としての責任を果たすべく、介護職員の確保を最優先課題として、役職員一丸となって全力で取り組んでいきたいとお話をいただいたところではありますが、これまで同様に、社会福祉協議会と連携を図りながら、これらの実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

また、2カ所目の施設運営の担い手ではありますが、基本構想では、町、また、社会福祉協議会、また、民間も含めての検討を進めることとしておりますが、介護人材確保の問題も含めて、厳しい現状ではありますが、町民の皆様や、本別町健康長寿まちづくり会議を初め、関係団体等の御意見をちょうだいしながら、引き続き慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

2点目の、現在の老人ホームで働いております職員の処遇についてではありますが、現時点ではそれぞれの運営形態がまだ確定しておりませんので、具体的な考えをお示しすることには、現在はまだありませんけれども、いずれにいたしても、介護人材の確保は本町にとっても非常に重要な課題でありますので、介護の現場を支えていただいております職員の皆さんに不安のないように、町が責任を持ってこれに対応してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

3点目ではありますが、町内の人材、また、施設を活用した特別養護老人ホームについての御質問ではありますが、基本構想では、現在の特別養護老人ホームを小規模の特別養護老人ホームに建てかえをして、定員は2カ所で49人、地域密着型とすることに進めてきたところでもあります。

町内の人材活用に関しましては、介護職員の皆さんがこれまでに積み上げてきました技術、経験は、本別町にとっても貴重な財産でもあります。本別町で頑張っている皆さんの御協力をいただきながら、基盤整備を進めてまいりたいというふうに考えております。また、この貴重な介護人材が町外に流出することは絶対に避けなければなりませんので、しっかりと努力をしてまいりたいというふうに思っております。

施設の活用に関しましては、全国的に廃校となった校舎を利用するなどがありますが、本町の基本構想をつくる时候にもいろいろな候補地がありましたけれども、特に廃校の利用などを含めて、具体的には基本構想で2カ所目の候補として、仙美里中学校の跡地の検討もしたところですが、残念ながら校舎としては、居住施設とは基本的に異なるために、ホームとして使用するには、間取りの難しさ、また、大部分での改修が大幅にコストもかかるなどなどの諸課題を克服することは非常に難しいと、こういふことで、検討の結果、そういう課題が出されてきたところではありますが、地域密着型の特別養護老人ホームの整備につきましては、現時点では、基本構想に基づきま

して、町内の2カ所に新築することでとり進めたいと考えておりますが、運営主体については、将来の実現性も踏まえて、結論を急いでいく必要があると考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 再質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、御案内のとおり、人材確保が厳しいので、29年度中にはスタートができないということで、それは先日も説明を受けたところですが、現在のこれだけの人材不足の中で、少し先延ばしをして、人材の確保が可能なかどうかということに、私は少し不安を覚えます。

説明の資料の中にもありましたように、1カ所目の開設に当たって、15名の介護職員の方が必要だと。それに現在対応できると考えられるところが3名だと。そうすると12名が不足するのだよという説明だったと思いますが、これだけの人材不足の中で、この12名を確保するということは、私はそんなに簡単なことではないのではないかなと思っておりますので、その辺について、社会福祉協議会も含めて努力されるということは理解をいたしますが、少し時間を先延ばしして、本当にできるのかなということところがちょっと不安ですので、その辺のところをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、次の2カ所目の運営主体ということ、第7期の銀河福祉タウン計画の中でそれは述べられるということでしたので、今ここで伺いしても急には答弁が得られないのかなというふうに思いますけれども、1カ所目の開設がおくれることによって、この先どうなるのかという、町民の皆さんの中には不安がたくさん持たれている方がおられると思っております。

それで、確かに今、難しいので、1カ所目が確定しないうちに次、次ということにはならないと思いますけれども、できる限り早く町民の皆さんにお知らせする体制をとっていくことが私は必要なのかなというふうに考えておりますので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、現在の職員の方の処遇についてお尋ねをしましたが、この時点では申し上げられないということでしたが、私は職員の方々に対しても、地域密着型の老人ホームができることによって、皆さんの処遇がどうなるかということの見解が一度もお話がされていないというふうに伺っておりますので、それはやはり職員の皆さんにとっても不安の材料であるだろうというふうに思います。

それで、何らかの形で、先ほど町長の御答弁の中では、介護職員として技術を持っておられるし、専門の方ですから、この方々が町外に行かれるというようなことは絶対に避けなければならないというような御発言もありましたので、私も絶対にそのとおりだと思っておりますので、そこら辺を考えたときに、職員の方々にもそういうことをお話をされる機会を持つことが大切なのではないかなと思いますので、その辺の

ところをお聞かせいただきたい。

それから、3番目には、現在のやり方で進めていくということも大切ですが、この間の議員協議会の中では、26年ぐらいまでは介護職員の方々もこちら側が必要とする人材の確保はそれほど難しくなくてできていたと。しかし、27年度からがらっと変わってしまったのですよというお話があったと思うのです。それは、先ほども申し上げましたけれども、本別だけのことでなくて日本国中のことです。どこもどこも不足ということは起きているわけですから、そうしますと、新たに確保することばかりを考える、小規模多機能型でいくときに協議されたことは、財政面での協議もされて、説明を受けておるところでありますけれども、確かに財政面も考えなければならぬことですが、高齢の方が増加していくこと、それから、37年になると後期高齢の方がふえて、高齢者の割合が四十何パーセントに達するというようになっていきますから、それらをカバーしていくためにはどうするかということ、少し早め早めに考えて対応していくということが望ましいのではないかなと思うのです。

それで、私は、当初の計画を計画どおり進めていくことも大切ですが、状況に応じた計画の見直しといいますか、人材確保が難しいということは大きな問題ですから、それらも踏まえた上で、町内の老人ホームで働いているの方々のお力をお借りしながら進めていくということにも立つ、それから、もう一方では、町立病院も、通院、それから入院の患者さんが減少していることはもうはっきりしておりますので、病床の稼働率も低くなっていると。そうすると、病院の施設が少しずつ空いてくるのではないかとということも懸念されますので、それらのことも踏まえて、これから老人ホームの建設に向けて考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、前後したらお許しいただいて、また御質問いただきたいと思うのですが、まず、人材確保の先延ばしで大丈夫かということでもありますけれども、現状としては、かなり厳しい中でも、社会福祉協議会は、自分たちが手を挙げたということも含めて、また、こちらからも協議をしながら、社会福祉協議会が一体となって運営していただくことによって、地域密着型と、また高齢者ハウス、そしてまたホームということになって、一体の在宅を含めて、効率よく、さらにまたサービスの向上を含めて、運営がしっかりと成り立つということの方針がありますから、それに向けては、それぞれこの施設型だけでなく、在宅も含めて、また通所も含めて、福祉全般を支える体制というのはつくっていかねばならないと、こういうことで、この構想として計画しながら、その事業者としては、何回も言っていますけれども、社会福祉協議会、経験も生かしながら、技術もそれぞれ發揮してもらいたいということで計画をしてきたところですが、残念ながら人材が確保できないということを含めて、また、特に内情を聞きますと若い人たちが

勤めていただいて、資格をとっていただくと、どうしてもやっぱり都市部のほうに行くという傾向も非常に強いですし、また、都市部が特にまた人材、担い手が不足ですから、そういう意味では、通称、言われています売り手市場ということでありまして、かなりまたそういう部分に拍車がかかるというようなことも、これはどこもそうなのでしょうけれども、そういうことが非常にやっぱり痛手であったなというふうに思いながら、それでもいろいろまた本町も人材養成のそれぞれの政策を進めていますから、その中でも全部カバーするまでいきませんが、それらの効果が非常に出てきているというのも含めまして、これはしっかりと社会福祉協議会も責任を持って対応していきたいということでもありますから、そういう面では、ことし中にまた新しく計画をしっかりとつくらなければなりませんので、御質問ありましたように、人材確保と、それからまた、施設のあり方、今度の基本構想も、第2期の構想もしっかり年内にまとめて、年明けからそれぞれ住民の皆さんや関係団体への説明も含めて、この計画をしっかりと、どの時点で実施をしていくのかなどを含めて明確にしながら、スピード感を持って対応していきたいなと思っていますし、そういうことで、住民の皆さんの期待も、また不安も解消できるということで、努めていきたいなというふうに思っています。

さらに、職員の関係でありますけれども、これは具体的にどこの場所であるということは言っていませんが、町内では、何と言っても本町が責任を持って雇用しなければならないということは当たり前ですから、今、直営の施設で働いていただいている職員の方は、それは処遇の対応も責任を持って今までどおりしっかりとここでずっと働き続けていただくということについては、私どもも何の変更もございませんので、それはしっかりと担っていただきたいと思っています。

さらにプラス、プラスと言ったら変ですけども、社会福祉協議会や、アメニティも、またグループホームもそうですけれども、町内全体として、本当にオール本別で支えていただく体制をとっていかなければ、これからの介護の現場は非常に厳しい状況になっていくだろうというふうに思っていますから、そのことも含めて、ここは民間だから、ここは直営だからということではなくて、境目なく、しっかりとそれぞれ人材の交流も含めて、しっかりと支える体制をつくっていきたいなと思っています。

また、それら含めて、職員との話し合いということですが、これは順次、必要な都度、職員の皆さん方の士気の向上を含めて、しっかりとこれらの現状も情報交換しながら対応していくということについては、私どももさらにまた努めていきたいなと思っています。

財政だけの心配でないということで、そのとおりでありまして、もちろん財政も大事でありますけれども、何と言っても支える体制をどうつくっていくかということが一番大事なことでありますので、それぞれ少ないけれども財政支援だとか、人的な支援も含めて、今、いろいろな部分で努力させていただいていますので、さらにこれらの

持続、継続できる、何と云っても介護体制をつくるために、最大限の知恵も絞りながら努力していきたいなというふうに思っています。

さらに、これら含めて、後期高齢者がふえるということですが、これは医療も欠かせないところですから、医療も福祉も介護も、御質問ありましたように、これは本当に今進めています地域包括ケアの中で、全体を取りまとめて、どうまちづくりに地域包括ケアをしっかりと位置づけて、本町全体の医療、保健、福祉の確立をしていくかと、こういうことで、今それぞれ地域包括ケア研究所、鎌田實先生、鷹野先生が中心となって設立していただいた、中央からのバックアップやアドバイス、また、現地指導など含めて、しっかりと対応していくということにさせていただきますので、とにかく今、先送りということ、1年させていただきますが、早い段階でこれはしっかりと実現をするということの方向を持ちながら、また、職員の皆さん、そして社会福祉協議会初め、またアメニティも含めてですけれども、グループホームもそうですが、今働いていただいている人が、本別でずっと継続して働き続けていただける、そういう条件関係もつくりながら、しっかりと本町全体の包括ケアを支えていける人材の流出をとめて、しっかりととどまっていたような環境づくりに努めていくということの決意を持ちながら、もう一度言いますが、ことし中に構想をつくりながら、年明けからその具体的な説明も含めて示しながら、住民理解、そしてまた関係団体の御支援をいただけるように、しっかりと構想をつくっていきたくと、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 一番最初の清流の里に予定をしている地域密着型については、社協が責任を持って取り組むように努力をしたいという話は私も社協の方々からも聞いておりますので、それはそのとおりに進めていくことがいいのではないかなと思っておりますが、しかし、何度も申し上げているように、人材の確保が難しいと。そうしますと、1カ所目がなかなかスタートできない場合には、2カ所目にも影響が及ぶのではないかなという心配があるのです。それで、町民の方々からも、私たちの行くところは大丈夫かと、こういうふうに聞かれます。それが本当のところだと思います。やはりだんだん高齢化してくると、1人でお住まいされている方は特にそういう心配をされておりますので、そこら辺のところはどうなるのか。1カ所目が多少おくれていても、次にことし中に策定をするその計画にのっとして、2カ所目はおくれないように進めていくということに立てるのかどうかということ、まずもう一度お伺いしたいのと、それから、職員の方々には本別で今の技術を生かして担っていただきたいというところに立つのだということでございますので、そのことを改めて職員の皆様に何らかの方法で私はお伝えしていただくことが大切なのでないかなと思っておりますので、その辺のところをお伺いしたい。

それから、最後に町長のほうからも医療のことも含めて考えなければならないというお話でしたが、私は、人材確保が厳しくなるのが見通されていますので、その辺のところを緩和するためには、現在働いておられる方々を戦力として2カ所目をやる、これは策定の中では法人のところやといただくというふうな考えがおりなのだなどというふうに思っておりましたけれども、先ほど来から申し上げておりますように、状況が大きく変化したということと、それと、高齢になっていく方々は、年とともに高齢化が重なっていくわけですから、その人たちは待たないですね。それで、不安な中にいると、やはりよそへ流出していくことが心配されると思うのです。本別でなかなかできないのであれば、子供のいるところとか、帯広に近いとかということになりますので、そこら辺もやっぱり考えると、そんなに余りのんびりしてはいられないのではないかなと。

それから、職員の方々、先ほど町内で働いていただくということでしたけれども、ついこの間まではそういう話を聞かされていないということもちょっと耳に挟みましたので、そうしますと、職員の方々も不安ですね。こういう時代ですから、よそへ行くことを考えるという人も私は出るのではないかなということも心配で、そのことを質問させていただいているところなのですが、2カ所目の老人ホーム、それをやるについて、法人でなかなか難しいとなれば、直営のことも一つの方法として考えていく必要もあるのではないかなというふうに思いますが、それについてはいかがでしょうか。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再々質問の答弁でありますけれども、1カ所目、スタートできなかったら、2カ所目も心配だと、当然心配いただくのだろうというふうに思いますが、先ほどからお話しさせていただきますが、1カ所目の20床の地域密着型は、それぞれの機能の充実を含めて、社会福祉協議会が一体として運営していくというみずからの決意も、また、私どもとの協議もそういう方向で進めさせていただいているところであります。残念ながら今、お話させていただいているように、人材が満度に充足できないということを含めて、少し時間が必要ということでもありますから、その辺は尊重しながら、でもこれは本当に、なぜ先ほどことし中に構想をつくって年明けから説明するかということ、そういうことを含めて、どうしてもそこが万が一行き届かないということであれば、そこは新たな計画、決意もしなければならないということでもありますから、そういうことも含めて、ただ、今、努力していただいているときに、そこを、そうはならないでしょうということにはなりませんので、そこはきちんとやっぱり責任の範疇はもちろんですけれども、ただ、そういう運営、施設も含めてしっかりと担っていくという、そういう決意のもとに、決断のもとに私どももとり進めておりますので、そのことも含めて、綿密に相談をしながら、新しい構想、次の構想に向かってしっかりやっていくと。

2カ所目のことについては、私どもは特別心配しているということではなく、法人とか何とかということは1回も考えたことはありませんし、言ったこともありません。それは、もちろん今いる職員の皆さん方が最大限、さらにまたスキルアップして頑張っていていただくことという話をしていきますから、それはどこに行くとか何とか、中には心配しているというお話も、1カ所目がそうですから、ひょっとしたらそっちに行かなければならないのではないかなという話も現実を聞いて、そこはしっかりとお話をさせていただいていますから、施設長を通じて、その辺はそういう心配でなくて、さらにまた本町の担い手としてしっかりと頑張っていていただくことはお話しさせていただきますので、それは間違いなく、これは最初の構想のときから言っていますように、町が雇用しているものについては、特に責任持たずずっと継続する、そういう環境も条件もつくっていかねばならないということでもありますから、そこは私どもは2カ所目については心配ありません。ただ、場所としてどうするかということは、いろいろ構想の中で、4カ所の選定をしながら、ここが望ましいというところがいろいろありましたけれども、こういう情勢の変化を含めて、本当にそういうことがいけるのかということを含めて、ことし中に策定する基本構想の中でしっかりと場所も定めながら、先ほど言いましたように、医療も福祉も、全体の民間も直営も含めて、どういう包括ケア体制をつくっていくのか、そういうことに大きく視点を絞りながら、将来に向かって不安のない施設整備をしていかねばならないなというふうに思っておりますので、このことについてはしっかりと、これはもちろん医療なくして介護、福祉がありませんので、医療を中心にしながら、そこら辺も十分に考えていかねばならないということでもあります。

ただ、御質問ですからお話をさせていただきますが、確定したということではないですから、どうしても人材がそろわなければ、人事交流という方式もいろいろ考えて、そこは、何回も言いますが、オール本別の中でしっかりと支える人材を流出しないように、また、ここでしっかりと希望を持って働いていただけるような環境をつくりながら、民間だ、直営だということではなく、人事交流、可能な限り、そこは身分を変えるということではなく、しっかりとした今のそれぞれの担い手の処遇、待遇を含めて、しっかりと支えていただけるよう、人事交流などを含めて、それぞれ工夫をしながら、全体を守っていくと、こういうことで施設がしっかりと成り立つ、こういうことで対応していくという方向性でぜひ考えていかねばならないなと、こう思っておりますので、それは構想の中でしっかりと織り込みながら、ぜひ対応していきたいなということでも考えておりますので、またこの辺も御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上であります。もしまだ答弁で足りないところがありましたら、また御質問いただきたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 最後のところ、もう一度お伺いしたいと思いますが、今の町長の御答弁の中では、直営、それから民営、これから絞り込んでいくというお話だったと思うのですが、その結論は、第7期の銀河福祉タウン計画の中で示されるのか、それとももう少し早い段階でそういうことを町民の皆さんが知ることができるのか、その辺はどうでしょうか。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 基本的に構想をしっかりとつくるわけですから、その中でしっかり構想、言ってみれば全体の指針ですから、そこを定めた中で進めていくということでもありますけれども、その定める中においても、そういう構想の中で、方向性をしっかりと定めなければその構想が成り立たないということももちろん中にはあるでしょうから、その部分については、しっかりとそういう方向も含めて、スピード感を持って、将来に不安のないような体制をとっていくということが大事な務めだろうというふうに思っています。

ただ、その1点だけ、ここだけということではありませんので、全体を見て、先ほど言いましたように、包括ケア全体を見て、しっかりと、どれをとっても必要なことばかりですから、必要なところの人材は絶対に確保しなければできないわけですから、そのことも含めてしっかりとやっていくということでもあります。

何か歯切れが悪いわけではありませんので、しっかりとそのことは答えているつもりでありますので、そういう決意を持ってしっかり対応していくということもぜひ御理解いただいて、間違っても町民の皆さんが、施設がなくなるとか、できなくなるとか、そんなことはありませんし、働く人たちが職場がなくなるとか、先行きが不安だということも決してありませんので、そういうことも含めて、しっかりと御理解いただけるように、構想も含めて、また、必要であれば事前の決意も含めてしっかりと示しながら、将来に向かっての第7期の構想もつakって、早目に住民の皆さん、関係団体の皆さん方への説明、協議も含めて実施をしていきたい、こう考えておりますので、よろしくをお願いします。

7番（小笠原良美君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 議長のお許しをいただいた、私の一般質問の2問中の1問、新・国民健康保険制度、国保税の負担増となるのかは、この場での質問を留保し、残りの1問、就学援助の入学前の支給とアンケート等の実施をについて質問をいたします。

就学援助の入学前の支給とアンケート等の実施をということで伺います。

就学援助の一環で支給される入学準備金について、支給時期を前倒して、入学前に支給する考えはないか、伺います。

また、児童生徒の状況について、アンケート等で把握する考えがないか、伺います。

町では、要保護、準要保護児童生徒を対象に、教育費の援助、就学援助を行っています。小中学校に通学するお子さんをお持ちで、生活保護を受けている世帯や生活困窮の世帯に対して、学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費などを援助しています。支給時期は、入学後の6月から7月というふうに聞いているところです。

現在、就学援助の一環で支給される入学準備金について、支給時期を前倒しする自治体がふえているとのことです。ある調査では、本年2月の時点では、全国で80の市区町村自治体が、入学後から、制服購入などで出費がかさむ入学前に支給時期を変更しているとのことです。この取り組みは、北海道では室蘭市を初め道内自治体でも広がりつつあるとのことです。

さらに、国、厚生労働省ですが、2015年の調べでは、子供の6人に1人が貧困状態ということです。

北海道では、2016年10月から、子供の貧困の実態を把握するために、初めて生活環境調査というのを実施するというふうになっております。

国が示している基準では、新入学児童生徒学用品など、国の基準単価として、小学校で2万470円、中学校で2万3,550円というふうに見積もっております。国の予算としては、それぞれその半分の、小学校では1万235円、中学校では1万1,775円を国庫補助の対象ということで予算化しているという中身というふうになっております。

そこで、まず最初、1番目ですが、就学援助の入学準備金の入学前の支給を行う考えはないか、伺います。

ですが、全国的には子供の貧困というのが問題化していますが、各地で取り組み例があるように、児童生徒の充実した施策を進めるために、状況を把握、アンケートなどを行って、推進をしていく考えはないか、伺います。

以上、2点伺います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 阿保議員の就学援助の入学前の支給とアンケート等の実施をにつきましての御質問に御答弁させていただきます。

1点目の入学準備金の入学前支給についてでございますが、本年度は小中学校全児童生徒462名中64名を就学援助費の該当者として認定させていただきまして、各費目を支給したところでございます。

もとより、就学援助費につきましては、経済的な理由により就学が困難と認めた世帯に対して支給するという趣旨のものでございますから、入学準備時期に出費がかさみ、その対応に苦慮するケースが多い状況であれば、改善する必要があるのではないかと考えております。

今後は、保護者の状況を把握し、返戻等の支給形態に不備が生じないことを点検し

ながら、平成30年度入学者の新入学学用品費を入学準備金として平成29年度中、つまり前倒しでの支給に向けまして検討してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の状況把握に係る御質問でございますが、現在の就学援助制度につきましては、就学が困難である方から申請を受け、申請者の承諾を得ながら世帯所得の審査を行うことによって成り立っているのが実態であります。つまり、全ての児童生徒の状況を把握するためにアンケート調査を行う、あるいは実態調査を行って把握をするというようなことは、現在の個人情報保護の観点からも、なかなか保護者の理解を得るのは難しいのではないかと考えてございます。したがって、適正な把握は、今の現状の中では困難というふうに考えてございます。

なお、児童生徒の経済状況につきましては、就学援助費の申請をいただくことと、さらに、民生委員など、関係機関と連携をしながら、一層把握をしていく努力をしたいというふうに考えてございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 平成30年度の入学前から、いわゆる平成29年度中に入学準備金については実施する考えだということで答弁いただきました。

二つ目の、実態を把握して、今後の施策に生かすという点では、私も今回、いろいろ調べると、大都市圏から始まっているのですね。先ほど申し上げたとおり、北海道も、道は札幌市と協力をしてこの種のアンケートを進めていくということで、全国的にも、私が調べた範疇だけで言うと、東京都圏内のところとか、横浜市とか、大阪市、そういう大きなところが、いわゆる名前を言えばあれだけでも、実態調査ということでしょうか、実態を把握するアンケートをやっていると。個人情報のことがあるから、多分、アンケートというのは有効な手段だろうというふうに思われます。

それで、北海道においても、ことあたりから、いわゆる私たちのまちのような町村で広がりを見せるという動きになっているということです。今、教育長がおっしゃった懸念される部分、個人情報の部分を、例えば大都市の例を見ると、20項目くらいの生活実態調査でやっていて、要するにその中の一部として就学援助にかかわるような部分が入っているというような、ある意味、工夫をしてやっているし、これは就学援助にかかわらず、やっぱり本町の小中学生の子供の実態をつかむという意味では、全国学力テストのときにもそういう部分があるようですけども、そういう意味で、施策の充実を図る一環としては、工夫をすれば、受ける側も感情的にならないで受けられるのかなということが一つあります。

それから、申請主義でこの就学援助が成り立っているということですから、こういう制度があるということ、以前にお兄ちゃんやお姉ちゃんがいてわかっている家庭はわかっていると思うのですけれども、新たな家庭というのも生じないということにはならないと思うので、可能性としてはあるということで、知らせるという意味でも、

このアンケートなり調査の一つの行動が知らせるということにつながっていくのではないかなということ、このことに対して、一部の調査では、マスコミの調べですけども、アンケートを受けて嫌な感じになったというような回答もあるようですから、それは本末転倒になってしまうので、本当に政策に生かすという意味では、その辺を細心の注意を払いながら、やっぱりこの制度を知らせる意味も含めて、先進の地域がどんどんその手のものを出して、情報としてはこれからあふれてくるように思うのですけれども、そういう観点でのアンケートの実施等を考えていってはどうかというふうに思うのですけれども、その点、もう一度伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） お答えさせていただきます。

アンケート調査につきましては、研究をしたいと思います。ただ、先ほど阿保議員から、大都市部でのそういうアンケート調査なり調査ということでございますけれども、私も少し聞いたことがございますが、大都市部においては、なかなか周知徹底を図ることができない、あるいは市民といいますか、移動が激しくて、漏れることがあるというようなことを聞いたことがございます。

私どものまちにおいては、もちろんそういう公募をする、あるいは御案内をさせていただくという中では、いろいろな手法を使って行うことが必要だというふうに思いますし、そのように行っているつもりであります。ほとんど御案内を差し上げることによって漏れることなく申請をしていただいているというふうにまずは受けとめてございます。もちろん、そういう中でも100パーセントということは言い切れないわけありますから、そういった部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、例えば民生委員ですとか、そういう関係機関との連携も必要だというふうに思いますし、学校の中で、例えば家庭訪問も教職員が行っています。これの一つの目的は、その世帯の生活状況を把握するというようなことも目的の一つでありますから、そういったことを十分行って、現時点ではそういうことで把握してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 今回の質問の相手方に町長も加えたというのは、教育委員会だけの問題でないというふうに思っております。あるまちでは、これも市ですけども、要は事業所調査などもあわせて、その中にこういうようなものも組み込んでいくというような趣旨を話されておりました。要は、町民生活の実態はどうなっているのだろうということを自治体としてやっぱり把握する必要があるのではないかなということで、これは今は教育委員会のことということで質問をさせていただきましたけれども、例えば事業所の状況の調査とか、いわゆる町民生活の実態調査の中でもこういうようなことを、知らせるということも含めてやっていけばいいのかなというふうに思っております。そういう意味では、教育委員会だけでなく、町の行政として、町民

の生活実態把握のいろいろなアンケートは今までもあると思っていますけれども、こういうことも含めて進めていくということが必要ではないかなというふうに思って、今回の質問をしたところです。その点について、町長部局の関係のほうからもしあれば伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 子ども未来課が新設をして、その中で、それぞれ子供の貧困、子供の貧困でなくて大人の貧困だよというのですけれども、子供の実態だとか、また家庭の実態、これはしっかりと把握するように、実は担当に指示して、幼児のころからしっかりとそういう実態把握について、実は実施をしています。それで、これは教育委員会とも連携をしながらやっているのですが、そうして負の連鎖にならないように、子供のときにずっとそういう境遇にいた人たちが、大人になってもやっぱりということが世の中には随分あるということですから、そういう負の連鎖を断ち切るためにも、そういう状況を把握して、しっかりと就学前を含めて応援できるもの、また、それぞれの暮らしの状況などをやるということについては、それは大事なことから、それはしっかりやっています。やっているという中で、もちろん先ほど教育長が言っていましたが、民生委員、児童委員の皆さん方にも大変な御協力をいただいたり、自治会長さんにいただいたりすることで、非常に多く実態把握に努めています。また、学校現場もしかしりですが、そういう意味では、私どもは今、子ども未来課の中でのいろいろな調査対応も含めて、相談案件も含めて、わかりやすく言えば、暮らしの中がよくわかるぐらいの、そのぐらいのきめ細かな対応をしていると思っておりますので、アンケートについてもいろいろ協議してみました。してみましたけれども、都会での、今、阿保議員の御質問のように、出入りがあるとか、また、周知が十分にいかないとか、そういう巨大な人口規模などにいるところについては、それも一つの手段かなと思います。それでもまだ回答があつたりなかつたりということになるとあれですけれども、だめなことばかり言っているわけではありませんが、それよりも、そのアンケートを受ける側の、アンケートをする側の気持ちだとか、個人情報だとか、いろいろなことを考えたときに、それをする以前に、しっかりとした状況把握、実態把握をするということについては、幼少期のころから大変だということで、実は子ども未来課の業務の中で、児童手当だとか、児童扶養手当、さらに要保護児童対策、就学前の児童情報活用、さらに横断的な連携を深めた中で、相談の支援、学びの支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援なども努めてきて、それぞれ負の連鎖にならないように、断ち切るということを実際に最大の私どもの目標として取り組んできていますから、それをさらにまた充実、強化しながら、本当に家庭の中でも意思疎通がしっかりできるように、警戒心を持たれるとか、嫌悪感を持たれることがないように、本当にしっかりとした、普通に生活実態がお互いに意見交換できたり、実態把握ができるような、これからもそういう活動を、調査も含めて実施をしていきたいというふう

に思っておりますので、改めてこちらのほうが全体にアンケートをした中で、そういう項目があるとか入れるとかというと、またいろいろな心配も出てくるのではないかなというふうに思いますので、そういうことにいく前に、しっかりとした、今申し上げたようなことをさらに実態把握に向けて取り組むのと、さらにまた、そういう対象となり得る児童生徒さん方には、漏れなく制度が行き届くように、しっかりと取り組んでいきたいなど。これは教育委員会のみならず、まち、行政全体としてしっかりと取り組んでいくということにさせていただきますので、どうぞ御理解いただきながら、また、いろいろそういう実態もありましたら、また御支援もいただければと思いますので、以上申し上げて、答弁とさせていただきますたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 議長の許可を得ましたので、通告いたしました2問のうち、水害、土砂災害時の避難のあり方について、この場で質問させていただき、残りの1問は保留をさせていただきたいと思います。

昨年の9月にも災害の関係については質問させていただきましたが、その後、国や道の動きもあることから、それらを踏まえた上で、再度質問させていただきたいと思っております。

昨年の台風による災害は、土砂の流出、河川の氾濫や橋の流失、鉄道や道路の寸断、農地の冠水など、全道各地に大きな被害をもたらしました。数十年に一度の歴史的な水害だったとも言われています。年間降水量の3分の1にも達する量が半月で降るような雨は、北海道ではほとんど経験したことがなく、多くの災害の経験を得て設計された本州や九州という地域のインフラに比べて、脆弱だったのではという指摘もあります。道や災害発生市町村は、この中でも、避難のあり方を検証し、見直す取り組みを進めています。

本町においても、台風7号等による土砂災害、また、他の町村における台風10号による水害を受けて、それらを踏まえながら、避難のあり方を再検討するべきと思いますが、それらの考え方で、以下3点について伺います。

1点目ですが、災害発生に伴う避難発令に対しては、避難に応じる住民が少なく、問題になっています。本町における昨年の台風被害による避難の割合はどうなっているのか、まずお伺いします。

また、本町の防災計画では、水害、土砂災害、地震災害の発令基準が設けられていますが、昨年9月の定例会の答弁では、災害準備情報の取り組みの扱いがあいまいだったような気がします。

国は昨年の被害を踏まえて、全国的ないろいろな災害の被害を踏まえて、発令区分の名称を変更いたしております。その名称の変更につきましては、具体的に本町としてどのように変更されて、また運用するという考えなのか、まず伺いをしたいと思います。

さらに、避難にあつては、指示を受ける住民の側の理解も大切になります。内閣府は、1月に改定したガイドラインでは、各自治体に避難勧告等を受ける立場にある情報提供のあり方を促し、避難勧告等を発令、伝達する市町村だけではなく、受け取る側も含めた総合的な取り組みを求めています。

本町としても、さきの町政執行方針で、風水害や地震、土砂災害の各種災害に対して、広報等により防災意識の啓発を図るとしてはありますが、広報だけではなく、町民の皆さんと情報を共有する機会を設け、理解を深めていくべきと思いますが、考え方をまず伺います。

2点目に、道は昨年の台風で、高齢者や障がい者の施設が浸水被害に遭ったことを受け、約9,000の福祉施設を対象に、災害対策計画や訓練実施の状況を聞く独自の調査を始めています。

このことを受けて、本町の福祉施設の状況はどうなっているのか、また、今回の他の市町村の教訓を生かして、災害対策計画や訓練の充実を図るべきと思いますが、考え方を伺います。

3点目ではありますが、昨年の台風災害で河川が氾濫し、築堤が決壊したため、避難所が浸水被害により、避難者がヘリコプターで救助されるということが南富良野町で発生しました。

本町においても、同じような豪雨災害が起きると、その可能性が十分あることから、2次避難所として、2階以上の民間施設の活用も、例えば農協会館のような活用も図るべきと思いますが、考え方を伺います。

以上3点について、考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の水害、土砂災害時の避難のあり方についての質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目の、昨年の台風の災害による避難の割合、水害、土砂災害の避難基準の運用について、町民の理解を深めるべきとの御質問ではありますが、昨年の台風避難に伴う避難勧告の発令につきましては、8月17日に上陸いたしました台風7号、この影響によりまして、土砂災害警戒区域を有する町内7自治会、185世帯、329名に対して、同日の午後6時30分に避難勧告を発令し、避難所3施設、中央公民館と

ふれあい交流館、そして柏木生活館を開設をしたところでもあります。

特に土砂災害警戒区域に居住しております住民の方々に対しましては、職員が個別に各戸を回り、避難の呼びかけをさせていただきまして、車を持たない住民の方には、町有バスなどを使って、185世帯、224名が指定をいたしました3施設に避難をされましたほか、2施設、錦町会館と清流の里にはそれぞれ自主的に避難をされた方もおります。

避難された住民のうち、本別公園内に、夏でしたから、御所やキャンプ場の利用者など、町外からの避難者で避難された方が32名、町内の避難区域外から自主避難をされた方は9名、避難対象区域からの避難者は183名で、避難区域内の避難者の割合は56パーセントとなっておりますが、避難所に直接来られないで、町内、また、近隣のお子さんの住宅だとか、親御さんの住宅に避難された方も多くいたというふう聞いておりますが、これは実態はなかなかつかめませんが、そういう実態もありながら、かなりの住民の皆さんが避難していただいたということでもあります。

さらに、8月21日の台風11号でありますけれども、この接近に伴います大雨によって、午後2時30分に朝日町11世帯24名、及び東町の3世帯9名に避難勧告を発令しながら、朝日町6世帯13名、東町3世帯7名、避難割合にしますと60パーセントの住民が中央公民館に避難をしたところでもあります。

また、8月17日の台風7号の上陸以降、8月30日までの連続台風の間は、避難勧告は発令していなくても、身に危険を感じるなど、不安を持たれている方々のために、自主避難所を開設して、3回にわたり55名の方が避難をされておりました。

次に、水害、土砂災害の避難基準の運用について、町民の理解を深める対策という御質問ですが、防災無線及び広報車による避難情報の伝達や、防災情報システムによるテレビ及び携帯電話への情報発信をしております。

今後は、平常時においても、災害への備えや避難行動など、防災の情報を適宜町広報紙に掲載するなど、また、住民、町民への説明会や訓練などを通じながら、防災の意識をさらに高めていきたいと思っております。

2点目の福祉施設関係御質問であります。北海道は、昨年8月の台風10号に伴う暴風雨による被害発生により、御質問のありましたように、南富良野町など、これらの社会福祉施設に直接水が襲いかかるといような、大変な被害が発生しているということを踏まえながら、社会福祉施設に対しては、非常災害対策計画に関する自己点検を行い、未確認、未実施の項目がある場合は、年内に改善するように求めています。

本町における調査対象施設は、特別養護老人ホームなど18事業所となっております。非常災害の対策計画を策定しているのは6事業所です。12事業所についても、年内に策定する予定としております。

また、策定済みの6事業所の計画は、それぞれ火災、地震災害、風水害、土砂災害

に対応した内容となっております。

なお、避難訓練などの実施状況につきましては、児童館を除く全ての事業所で実施をされておりまして、入所系の施設では夜間訓練も実施をしているところであります。

町といたしましては、全ての事業所で非常災害対策計画が策定されるように、これらの支援を行うとともに、避難訓練への協力を行ってまいりたいと考えております。

さらに、北海道は水害、土砂災害における適切な避難行動についての理解を深めていただくために、認知症グループホーム、特別養護老人ホームなど、要配慮者利用施設の管理者向けの説明会を開催することとしておりまして、十勝では、この3月24日に十勝総合振興局で開催をされる予定となっております。

3点目の浸水災害における民間施設の活用についてであります。本町の指定場所は、民間の6施設、老人福祉センター、あいの里交流センター、清流の里、ゆうあいの里、陽だまりの里、アメニティ本別を含め、47施設がありますが、そのうち洪水時に避難が不可能とされている施設が19カ所ありまして、残り28施設が避難対応することとなっております。

また、市街地全体に被害が及び、ほとんどの避難施設の受け入れが困難になることも想定しながら、御質問にありましたように、民間施設ということでもありますので、これらも含めて、避難施設についての調査を進めてまいり、また、必要な施設の利用可能なところは協力依頼をさせていただくということにしていきたいと思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初の1点目でございますけれども、避難発令をするに当たって、発令する側と発令を受ける側が情報を共有する、それぞれ理解をしていただくということが大切だというふうには、昨年の被害の中でいろいろな指摘があり、申し上げますと、内閣府は、非常に評判のよくなかった災害準備情報、これを避難準備・高齢者等避難開始というふうに変更しています。また、避難指示についても、避難指示（緊急）というふうに変更しているというふうにも新聞などにも出ていまして、ことしの1月に、和歌山県有田市で、石油工場で起きた火災があったのですが、そのときに、職員が知らなくて、従来の避難指示ということで発令を出したけれども、本当は避難指示（緊急）ということになっていたもので、これが問題になっています。そういう意味では、この経過というのは、発令の区分そのものがなかなか住民に理解されないということから、こういった名称変更がされたのだと思います。

特に避難準備・高齢者等避難開始ということで、今までの避難準備情報の名称が変更になりましたけれども、これは前のときも申し上げましたけれども、避難準備情報というのは非常に意味がよくわかりづらい。うちの発令基準にも、備考には高齢者や障がい者など、避難の大変な人が云々ということが書いてありますけれども、それを

明らかにするという立場から、こういった名称に変更したというふうに聞いています。

そこで、本町の場合も自主防災組織のあるところを含めて、要援護者の支援活動というのを、それぞれ要援護者を公開といいますか、お知らせをして、支援活動に取り組むことになっています。したがって、この高齢者等避難開始の発令と、要援護者の高齢者や障がい者の支援活動とのかかわりというのは、私は大変重要だと思いますが、その辺のところをまずお伺いしたいと思います。

あと、避難指示につきましても、避難勧告と避難指示というのが、発令基準はあるのですが、受け取るほうはなかなかそれが理解できないということで、避難指示のほうには緊急という括弧書きがついたようです。これも、実は昨年 of 岩手県岩泉町のグループホームで入所者9人が死亡したときに、避難発令はしたのだけれども、福祉施設がその避難発令を十分理解できなかった。したがって、避難がおくれて、結果、こういう形になったという反省も含めてあって、新名称ということが出されており、その周知が課題とも言われていますので、その点について、まずお伺いをしたいと思います。

また、受け入れる側としても、今、割合で言いますと、本別町は50パーセントということですから、これも新聞報道ですけれども、全体的に見ると20パーセントを切るような避難割合ということで、大変低いわけですが、本別町の場合は、今、答弁がありましたように、職員の皆さんが個別に当たったということ、さらには、自治会が積極的に避難の指導をしたということでもありますから、そういった結果、こうした、高いか低いと言われると、それはパーセントの問題がありますけれども、全道的や全国的から見ると大変高い避難の割合になっていますので、やはりそういったことを大事にして、特にこれまでの被害というのは、土砂災害警戒区域が多いわけですから、昨年の台風10号の災害は水害ということでありまして、先ほど言ったような豪雨災害になると、本町も河川の氾濫、築堤決壊で被害を受けるということも考えられますので、その辺も含めて、やはり町民の皆さんに避難のあり方というのを徹底をしていただくというか、広報で周知するのはもちろんですが、これもやっていると思いますけれども、やはり住民の方と相対して、避難のあり方のコミュニケーションを交わすということも大事でないかと思うので、その点についてもお伺いをします。

2点目でありますけれども、前も申し上げましたけれども、今回は全体的に水害の問題もありますから福祉施設全体の問題ですが、一つは、土砂警戒区域付近、これは警戒区域が指定されるときにも実は議論になったことがありますのは、特別養護老人ホームです。向陽町の一部ですが、それが災害が起きて流れると特別養護老人ホームに行く可能性もあるというようなこともあって、その辺のところを改めて今回のいろいろな出来事の中で問題になるわけですけれども、先ほど小笠原議員の質問もありましたけれども、いろいろな難しい問題があるから、特別養護老人ホームの移設というのはなかなか難しいかもしれませんが、私は、できれば、そういったことを考えると、

現在の場所から移設をするということも一つの災害を防ぐ方法ではないかというふうに思っていますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

3点目でありますけれども、多くの施設が民間の施設ということでありました。それで、いろいろな想定がありますが、例えば河川の氾濫、そして築堤の決壊で浸水するということになると、本別町の場合は、いつも議論されているのは、向こうの弥生町のほうの高台にはもちろん行けない。橋があって、水害になるということは危険だと。一方で、本別町が水害になるということになると、土砂災害警戒区域も災害になる可能性があるということで、一部の地区は板挟みのような結果になるということも含めてありまして、そういう意味では、第2次避難というのは、従来の民間の施設、2階建ての部分については一定程度配慮できるという部分もありますけれども、そういったことも踏まえて、数十年に1回ということですが、やっぱりきちっと受けとめていくべきではないかというふうに思うのですが、そういう意味では、第2次避難の考え方、さらに民間施設の考え方、ほかにまた方法があればお伺いをしたいと思います。

以上、3点についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、まず、避難時のそれぞれ想定した部分の指示の内閣府の変更だとか、これはあるのですが、やっぱり勧告、指示をスムーズに、もっと緊張感を持って、生命を守るということで、内閣府もやっぱりそういう面ではかなり力を入れて、そういう名称の変更なども、緊急と入れたり、また、高齢者というような具体的な文言を入れたりしているのだろうなというふうに思いますが、よく状況としてはわかるかなというふうに思うのですが、ただ、これを実行するには、今御質問ありましたように、日常の訓練だとか、懇談をしっかりとおこななければ、いざ、そういう災害のときに呼びかけたとしても、なかなか理解をもらえないというのはもちろんですから、私どもが今までやってきました自主防災組織はもちろんですけども、土砂災害区域の指定、これは広く、今まで東側の地域が中心でしたけれども、今、西側も含めて、町内全体に、先々月ですか、振興局から来て会議をやりましたけれども、意外なところに土砂災害区域というのは非常に広がっておりますから、そういうことも含めて、しっかりと日常のこういう避難だとか、土砂災害だとか、浸水だとか含めて、そういう警戒の情報などをしっかりと共有しながら、いざというときの備えにしていかなければならないなど。それを怠っていては、幾らそのときにいろいろな対策を講じても、なかなか効果が出ないということでありますので、今回の台風7号、特に本町の被害が多かったときには、直接前回の反省で、幾ら広報車を回したり同報無線で言ってもなかなか聞こえづらい。特に密閉度の高い住宅ではほとんど聞こえないなどということがあったりして、そういうことから、そういう反省の中で、直接個別に対応していただいて、直接お話して、避難を

促したと、こういうことも含めてありますから、そういうことの実行が、さらに精度が高まるように、日常の懇談だとか情報交換だとか、また訓練だとか、これがやっぱり何よりもだと思いますので、そのことについてはしっかりと今後も続けていきたいなど。よりきめ細かなそういう対応をすることによって、救命率も高めていくと、こういうふうにぜひ取り組んでいきたいなというふうに思っています。

また、その後の土砂災害の指定で、現在、移設ということではありますが、私ども、先ほど質問ありましたけれども、今回の指定の建てかえの協議の中も、そういうところも含めて、現在地にどんとやったらどうだというような、もちろん意見も出ます。いろいろな意見が出ますが、そのときにやっぱり出るのは、土砂災害の警戒区域の一番のところに、将来を考えたら、それはやっぱり避けるべきでないかと、当然そういう話も出ます。水防の地域もそうですけれども、そういう危険度を回避した中で、より安全に生活できる、そういう施設のあり方というものも十分考慮すべきだということとは当然出ておりますので、今御質問のような方向は、これからの施設づくりにも十分にそれは反映させていただいて、より安全性の高いまちづくりを進めていくと、このように努めていかなければならないなというふうに思っています。

また、土砂災害、また、それぞれのときの施設のあり方ですけれども、先ほど具体例として、例えば農協会館ということでお話ありましたけれども、もちろんそこも含めて、高い位置にありますから、そういうのも含めて、十分にまたそれぞれ理解いただきながら、そういう避難に必要な協力体制をとらせていただけるように相努めていきたいなと思いますし、そのほかにも、ここならばというところがありましたら、ぜひその地域、地域に、そういうことも改めて調査させていただきながら、進めていかなければならないと思っています。

基準がかわると、大幅に警戒区域が拡大しますから、拡大すると、これは話が余談になるかもしれませんが、例えば河道だとか河畔林があって、今、築堤があって、堤防があってということになると、現状のままだと、それは今まで想定するより水位が上がると、当然、氾濫区域が広がります。それだけでは何ぼやったって同じですから、広い十勝川でさえ氾濫するようなことになって、あれだけの面積が広いところでもなるということは、やっぱりそうならないように、ちゃんとふだんの管理、河畔林をちゃんと整備する、また、河道掘削もして、底を下げて、流れをスムーズにするなどなど含めても、そこもしなければならぬということも含めて、今協議を進めさせていただいていますから、本町もその特徴的なところですよ。美里別川と利別川がぶつかって、また本別川が合流していますから、本当に水量としては相当なものが行きますから、それが流れを阻害しないように、そういう河道掘削をやりました。一連の、今まで平成に入ってからの大雨災害も、そういう反省の中で、例えば三角州を全部河道掘削して流れをよくしてもらった中で、700トン、800トンで、芝生の上に全部水がのったようなものも、今、1,000トンでものらなくなったという、こういうことも実際

にありますので、そういうこともしながら、しっかり相努めていきたいなと思いますし、また、そのときの施設の利用の仕方も含めて、しっかりと協議していきたいなと思っています。これは本当にこのまま来たらどうなるのだというような、防災会議などでやるのですが、みんなそろって上浦幌のほうに行かなければ、それと、川の西側、弥生町地区、西美里別方面は本当にさらに高いところに行かなければ的なことも、防災会議の中でも話が出ますけれども、そこまでは当然行けるような状況ではありませんので、町内の中で、御質問ありましたように、本当に避難ができる施設がありましたら、そこも十分に協力いただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 地域の住民の皆さんとの話し合いの場を持つことが重要だということで御質問いただいておりますけれども、これにつきましては、私たち行政側と自治会との話し合いの場を持って、その自治会でどのような課題を抱えていて、どのような要望を持っているかということについて、こちらで把握させていただいて、さらには、災害時の行政側のこちらの動きも、どのような動きをするのかということも理解いただきながら、災害時には連携をとりながら、スムーズな避難体制が構築できるように取り組んでいきたいと思っております。

具体的には、今月、3月27日向陽町の自治会と話し合いをさせていただきまして、それから、返事はいただいておりますけれども、山側の自主防災組織が設置されています幾つかの自治会とも協議させていただくこととなっております。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 答弁いただいていないのですけれども、先ほど言いましたように、発令区分の問題で、正直申し上げて、私も今回の質問をするのに、新聞等を見て初めて知ったと。それは、先ほども言いましたけれども、実は本州で、自治体の職員も知らなくて、発令を従来の発令区分でやったことが問題だというようなことで指摘がされているわけですが、そういう意味では、当然、多くの方々が、住民の方も知らないと思うのですが、基本的には防災計画の中で見直していく、そういった変更していくことになるのかもしれませんけれども、その辺のところについてお伺いします。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） ことし、二つの自治会で防災研修会をやりたいのだということで、そちらのほうに行かせていただいております。そういう地域の防災研修会の中ですとか、先ほど申しました自主防災組織の中に入ってお話しさせていただいたり、あとは広報誌の中でもわかりやすく説明、掲載していきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 補足の説明をさせていただきます。

その警戒区域の皆さんをどう避難をしていただくか、そのときに使う言葉として、国は土砂災害警戒情報という言葉を使っているのですけれども、この言葉をいきなりぶつけても、何を言われているかわからないだろうというふうに私どもも判断しておりまして、住民に対する避難勧告のときのお知らせとしては、そういう情報が出ましたから避難してくださいと、避難勧告という言葉は素直に受け入れていただけますので、そういう使い方をしながら、今回の台風に対応したという経過があります。

そういうことで、今の国の使い方は、避難勧告という言葉というのは表面上、出てこないのですけれども、私どもとしては、やはりそういう言葉も使いながら、おいおいに、今度はその後に避難情報、土砂災害避難情報（高齢者避難開始）と、こういうふうについておりますけれども、そういう情報の基準というものを、私どもも避難勧告するときに守りながら、言葉としてはもう少し町民にわかりやすい言葉を使って、将来的にはそういう国の言っている言葉に一元化をしていきたいと考えておりますけれども、すぐ高齢者の皆さんなどにその言葉をぶつけても、なかなかうまくいかないのかなと。

一応町といたしましては、避難勧告等の判断、伝達マニュアルというマニュアルをつくりながら、実際、今進めておりますけれども、その中で考えていますのは、まず大雨警報が出たときは、これは自主避難体制に入りましょうと。土砂災害警戒情報が発表されたときには、これは避難勧告の対応をしましょう。さらに、記録的短時間大雨情報が発表されたら、これは避難指示の対応をしようということで、ちょっと早目の対応になるのですけれども、そういう区分、基準に基づいて、ことしの台風は対応してきたと。これはもうちょっと、恐らく継続していきながら、きちっといろいろな説明会とか懇談会とか、そういう中で、国の基準はこうなっていますよ、ですからマスコミ等、気象情報で出てくるのはこういう言葉で出ますよと。ただ、これはこういう意味ですよということをもう少し徹底をしていかなければならないだろうと考えております。

以上でございます。

9番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 11時45分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番藤田直美君。

2番（藤田直美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました2問中、1問、子育て世代教育費負担軽減についてを保留とし、芸術文化、スポーツの

交流で地域活性化をについて質問させていただきます。

合宿地誘致、大会誘致にもっと積極的になり、心身の健康づくりとスポーツの振興を図り、芸術や教育文化、スポーツを通じて交流人口をふやし、地域の活性化につなげるべきだと思います。

観光資源がない地域でも、合宿誘致、大会誘致で、経済効果だけでなく、地域の活力となっている自治体があります。トップアスリートだけでなく、規模の小さい学校の小中高生や一般の合宿や大会誘致、近年では吹奏学部の合宿遠征、大学生のゼミ合宿なども行われています。

北海道十勝は気候もよいと認識も高いことから、道外からも注目されていると聞いております。

本別町を知ってもらい、子供から高齢者までの地域住民との芸術や教育文化、スポーツの交流を深める機会にもなると考えられます。

そのことから、まず1点目に、本別町にある公民館、体育施設や競技場でも対応できるとは思いますが、誘致活動をする考えはないか、伺います。

2点目、静山研修センターにかわる団体に利用できる宿泊施設も、空き住宅や既存の施設の空きスペースを活用できるのでは。

3点目、御所を冬期間も利用できるようにしては。

以上、3点について伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田議員の芸術文化、スポーツの交流で地域活性化をの御質問の答弁をさせていただきたいと思えます。

ただいまの御質問もありましたように、集客の交流事業の代表的なものとしては、合宿地の誘致や大会誘致がありまして、その経済効果は期待できるものと考えているところでありますが、まず1点目の誘致活動をする考えはないかについての答弁ですが、記念行事にあわせた大会だとか、合宿などの誘致、今までも行っていることも御承知いただいていると思うのですが、近年では、全日本女子柔道の強化合宿、また、さらに十勝文化の集いなどの受け入れ、大学生のスポーツ合宿などが毎年行われておりまして、また、小中高生、一般の大会の誘致などにつきましては、それぞれ持ち回りも含めてあるのですが、常に機会があったら本町で積極的に受け入れをしてほしいということは呼びかけをしながら、各競技団体などが取り組んでいただいていることも事実であります。

今後とも関係団体と協議しながら、積極的に合宿や、また、それぞれの各種大会に選定していただける、本町への誘致を図ってまいりたいというふうに考えております。

2点目の静山研修センターにかわる、団体に利用できる宿泊施設ですが、これも空き住宅や既存の施設の空きスペースを活用ということについては、既存施設であります社会教育施設は、宿泊施設としての機能を持っておりませんが、静山研修セン

ターにかわる宿泊施設といたしましては、ほかの施設利用で対応することとしております。

また、空き住宅につきましては、合宿を含めた社会教育活動の実施の可能性などについても、これは調査、研究をしてみたいというふうに考えています。

3点目の御質問ですが、御所を冬期間も利用できるようにしてはとの御質問ですが、義経の里御所、これは本別公園内の観光施設として、春先の4月からオープンして、12月末までの公園がクローズするまでに連動して営業しています。

冬期間の営業に関しましては、これまで実績、費用対効果をかんがみた結果、現状は休業しておりますが、休業していることにどのような要因があるかということについて、少しお話をしたいと思うのですが、実態といたしましては、観光客の入込客の減少というのがあるのですが、稼働率については、冬期間、どうしても低いということを含めて、夏の期間と違って、毎日マイナス20度ぐらいになるものですから、この厳寒期において、施設の稼働ということで、給排水設備の凍結、さらに、極端な室温の低下を防止するために保温措置をとらなければならないということがまず第1点にあります。また、施設管理に必要な作業スタッフも夏の期間と違い、ほかの観光施設の維持管理との業務併用ということにはなりませんので、宿泊施設のみに対応する不規則な雇用形態、作業時間になるということで、これだけに従事するスタッフの確保が困難であるということが一番の要因として、今まで冬期間、休業としてきたところであります。

結果、室温を上げる、また、室温が低下することのないような断熱材など含めて、また、リニューアルをして、本町のカラマツ材を使ってあれだけきれいにリニューアルしましたので、その効果も含めて、冬期間の営業ということも随時検討してきていますが、まだまだそういう部分では、冬期間の営業ということにまだ至っていないというのが現状であります。

また一方で、現在、地方創生の取り組みの一環として、池北3町が共通して持つ道の駅と観光施設、地域観光資源を連動させて、圏域内への観光客の誘引だとか交流人口の拡大を目指す観光地域づくり連携事業を進めておりまして、観光の入り込み実態調査、また、観光資源などの調査、分析を通じて圏域内の共通したものや、独自の新しい観光需要の発掘を目指すということで、本別公園を含めた新たな冬期間の観光周遊ルートだとか、また、これらの冬期間における新しい公園施設の活用方法を見出すことができれば、必然的に付帯施設であります宿泊施設の稼働も当然必要となってくるものと考えておりますので、これら合宿だとか大会、いろいろ含めて、冬期間の来客をふやすときに、肝心の宿泊施設がないということでは、これは成り立ちませんので、御所の冬期間の利用も含めて検討していかなければなりませんし、そういう方向も含めて、地方創生、またさらに3町の連携の中での施設の利用のあり方、さらにまた交流人口、御質問にありますように、各種イベントだとか、また大会だとか、合宿

などなど含めて、効果の出るように、また、不便をかけないような、冬期間の活用についてはしっかりと検討していかなければならないと思っています。

したがいまして、単発的な宿泊施設の利用では、費用対効果が余りないということではありますが、御提案のありましたように、芸術文化、スポーツ合宿などの積極的な誘致によって、新しい宿泊施設の需要が高まるなど、双方の需要がうまくかみ合ったときに、効率的な施設運用、ひいてはまた、交流人口の拡大、地域活性化に寄与することになるということでもありますので、さらなる相乗効果も期待しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、現在の観光地域づくり連携事業における調査、研究事業と、今後の実現に向けた具体的取り組みは、地方創生における地域の稼ぐ力の増強につながることでありますので、独立した点の事業から、つなげて線となり、線から輪となるように、多方面、多様な今後の事業の展開ができるように努力してまいる所存でもありますので、事業の推進に際しまして、また特段の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

2020年に開催される東京オリンピックに向けて、各自治体でさまざまな取り組みが行われていますが、特にスポーツの分野ではかなり盛り上がってくるのが予想されております。

本別町も、先日の少年少女スポーツ文化奨励賞では、たくさんの子供たちがいろいろな分野で受賞されて、とてもすばらしいと感じております。

本別町は合宿誘致をしていないのかというお話をよく聞かれるのです。合宿希望者が求めている条件として、1番は合宿に適した施設で、その次に、全員が寝食をともにできる宿泊施設、次に、安価な合宿コストとなっております。本別には体育施設もたくさんございますし、ある監督に聞きますと、すばらしい施設ではなくても、ラグビーならラグビー場があればいい、吹奏楽なら演奏できる場所、ゼミ合宿であれば机があればいいんだよと言われたことがございます。また、合宿地において、クリニックや講演会、演奏会、練習試合といった形での取り組みが、地元の交流の促進や子供たちのレベルアップにつながっていくものと考えられます。

まず、余り合宿地として知られていないのかなということがありまして、誘致活動を行っている自治体の中には、一度合宿地で利用すると、またこの時期、施設があいっているのですが、どうですかという声がかけるということなのです。それで、毎年交流が続いているということが聞かれております。本別町もそのように取り組んでいるのかどうか。本別町が人口が減少していく中で、町外からの交流人口がふえなければ、活性につながらないと感じております。そういうふうに取り組んでいく考えはあるのかどうかということ。

2点目ですが、やはり宿泊施設の問題が一番大きいと思われます。3年ほど前に、息子の野球の応援で雄武町に行ってきたことがあります。そこでは、部員10人の雄武高校の野球部と道内各地、札幌、旭川、小樽、釧路から、強豪と言われていた4チームが集まって交流試合をしました。雄武町が主催となり、その趣旨は、ふだん、高校野球を見ることのできないお年寄りに生の高校野球を見せてあげたいというすばらしいものでした。雄武町は人口4,000人ほどのまちで、宿泊施設も少なく、チームそれぞれに、1軒しかないホテルですとか旅館、また、町民センターなどで宿泊をし、町民の方と焼肉などを食べて楽しんでまいりました。本町でもそういうことには十分対応できる施設があると感じております。

また、3点目の冬期間の御所の利用なのですが、快適な気候風土も夏の合宿の条件の一つだと思いますが、御所については、冬期間できるようになれば、利用者の幅も広がると思われますし、会議や同窓会で使いたいという声がとてもあります。冬期間利用できないのは残念だという声がとてもあるので、これから計画的に整備をしていく考えはあるのか、先ほども説明をしていただきましたが、その点についてもう一度伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、チャンスがあれば、機会があれば、先ほど言いましたように、本別町にぜひ大会を誘致してくださいと。また、合宿などもそうですが、ずっと一環してそれは取り組んできました。しばらく前まで、例えばラグビー場、ラグビーの大学の合宿などもそうですが、誘致をしようというときには、サッカーもそうでしたけれども、かなりやっぱり条件があるのです。グラウンドの条件、芝が何センチだ、幅が何センチだとか、特にサッカーは基準が厳しくて、公認のコースでなければだめだとか、そういうことがいろいろあって、なかなか思うようにまかせませんでした。ラグビーはほとんど北見のほうに行くというようなことがありましたけれども、本町では、それでは何をやってきたかという、一番はテニス。大学のテニスクラブが毎年ずっと、札幌方面の大学から来ていただいたり、さらにまた野球では、教育大学関係の野球部がずっと合宿に来ていただいたり、泊まりは町内とか、道の施設のネイパルだとかというのがあるのですけれども、町内でも宿泊していただいたり、それこそいろいろな場面で本別町を利用させていただく分については十分に対応させていただいていますし、またあわせて、体育協会含めて、いろいろなイベント、それぞれランニングから含めてイベントをたくさん企画させていただいて、1年間、かなり大きな成果を与えているということですが、恒常的になかなか誘致をするということについては、今来ているのは、申し上げましたように、テニスが三つのチームですか、ジュニアから大学から帯広市内のテニスクラブまでということですが、また、野球については硬式で大学が二つ、三つほどということですが、そのほか、今まではバレーボールだとか、柔道だとか、

いろいろ誘致をしてきましたけれども、それらの本町でも合宿としてできる部分については積極的に今後も受け入れをさせていただきたいなと思いますし、またあわせて、宿泊の準備も、せっかく来ていただいて、泊まる場所がないというわけにはいきませんので、これらは御所の利用も含めて十分に対応していかなければならないということです。冬期間の部分については、担当のほうからまた状況を含めて答弁をさせていただきたいというふうに思います。

オリンピックの関係で、かなり全国的にそれぞれの国の競技の種別を超えているいろいろな誘致がありますけれども、これらの部分については、やっぱり本町だけでなく、十勝全体の取り組みでできるようなものについては、また帯広も含めて、施設の整ったところを含めて、これらはしっかりとまたその役割分担を含めて対応できればなというふうに思っています。

雄武町の話がありましたけれども、あそこはそういう交流試合をやりながら、一応第三セクターのホテルもありますから、ああいうところで本当になかなか人も集まって交流できるといういいところがあると思うのですが、うちもホテルもありますし、そういう面では、全部があいているというわけではありませんけれども、それらを含めて、民間の宿泊施設、また、公共宿泊施設を含めて、柔軟に対応できるように、しっかり対応していきたいなと思っています。

何よりも、来ていただくのには、やっぱり人のつながりなのですね。今御質問ありましたように、1回でもこういう縁ができていただくと、そこでの対応だとか、合宿なり、また交流の風景だとか対応いかんによってこれからもつながる、またずっと恒常的につながるといふこともありますので、そういうきっかけを大事にしながら、ぜひ多くの人たちの協力もいただきながら、これらの交流の人口の増に向けて、またしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っています。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 私のほうから、先ほど町長が申されておりました、御所の冬期間の利活用に関しまして、ちょっとお答えさせていただきたいと思います。

御所の冬期間の利用、一般家庭で言いますと、家1軒、光熱水費がかかる程度、大体一月平均にしますと5万円程度になるのですが、冬となると、燃料代がそこに加わりますので、若干もう少し高くなるのかなという状況でございます。

ただ、先ほど町長からもありましたように、地方創生の取り組みの中で、観光入込客数の増加を目指す、あるいは圏域内への交流人口の拡大を目指すというようなことも言っておりますし、先ほど藤田議員からありました、同窓会であったりですとか、会議で使いたいというようなこともお聞きいたしましたので、5棟あるうち全てを動かすというのは、やっぱりちょっとコスト的には難しいとは思いますが、例えばそういったニーズですとか、そういった要望だとかもお聞きした中で、例えば、

今、4月から12月ということではありますけれども、財政的なコストのことも考慮いたしまして、例えば3月、1棟だけ動かすだとか、あるいは12月から、1棟だけ1月も動かすだとか、ちょっとそういったところも段階を踏みながら検討してみ、また状況に応じて検討してまいりたいというふうにも思うところでございます。

以上です。

2番（藤田直美君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、5番山西二三夫君。

5番（山西二三夫君） 議長の許可を得ましたので、通告いたしました1問につき、質問させていただきます。

運転免許証返納者に対する対策について。

近年、全国的に高齢者ドライバーによる交通事故が相次ぎ、社会問題になっています。

免許証の早期返納が進められているが、町民の足となる交通対策について伺います。

全国で60歳以上の高齢者による交通事故が相次ぎ、運転免許証の自主返納が注目される中、十勝管内でも返納者の数が増加しています。

全国的なことになりますが、免許証の返納率を見ると、東京の5.03パーセント、一方、道内は1.79パーセントで、地方に比べ、都市部のほうが車にかわる公共交通整備が進んでいることが影響していると思われます。

本町は、主となる町内町民の足となる交通機関として、太陽の丘循環バス、農村地帯を運行していますスクールバスについては1日1回、へき地患者輸送バスは1週間に1回となっている運行であります。農村地区の方々は、1日1便のこれらのバスを利用して病院に通っています。患者さんたちは帰りの時間を気にしながら、患者さんさまざまではありますが、検査、診察を受け、薬をもらって帰るわけではありますが、月に一度くらい、時間を気にしないで、安心してゆっくりした気持ちで病院で診察などを受けてもらいたいものです。免許証を返納しないで車を持っているときには、時間を気にする必要はなかったわけではありますが、ある返納者から、タクシーで帰ると相当お金がかかるなど聞かされました。

本町は、運転免許証を自主返納すると、70歳以上の高齢者に対して、身分証明書となる住民基本台帳カード、住基カード、写真付きの無料交付を行っていますが、運転免許証返納者に対するタクシー券の補助をする考えはないか、以下、2点についてお伺いいたします。

1点目として、高齢者から自主返納促進に力を入れるが、生活の足をどう確保するか、公共交通が不便な地域では車が欠かせない中、免許を返納した場合でも安心して暮らせることだと思います。免許証返納がづらい決断になることを理解し、精神的にケアすることも重要だと思います。タクシー券の補助支援も精神的なケアになると思います。地元を走っているバスを利用いただきながら、月1回、片道分、1年間

支援してはどうかと考えますが。

2点目として、実費のタクシー代2分の1、半額の助成について。日常の外出において、単独でバス、タクシー等、公共交通機関の利用が困難な方が利用できる、社会福祉協議会が行っています社会福祉有償運送バスがありますが、80歳であれ90歳でも、年齢では利用することができません。あくまでも困難な方だけであります。タクシー代の2分の1助成については、有償運送サービス料金は、ストレッチャー対応以外、町内3キロ300円、1キロ増すごとに500円加算の料金になっています。運送サービス業料金などとの整合性などを照らし合わせた結果、2分の1、半額助成と考えました。

以上、町長の考え方を伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 山西二三夫議員の運転免許証返納者に対する対策についての御質問の答弁をさせていただきます。

運転免許証の返納者に対する対策につきましては、今、御質問にもありましたように、平成10年の道路改正法で、運転免許証の自主返納が制度化されました。都道府県の公安委員会は、平成14年から返納者が申請すれば顔写真付きの運転経歴証明書、これを発行しているところでありますが、本町では70歳以上の運転に不安のある町民を対象に、新たな身分証明書として、写真付きの住民基本台帳カードを無料で交付する本別町高齢者運転免許証自主返納支援事業、これを平成24年4月1日から推進したところであります。これらについては、今までには2件の交付ということでありま

す。

なお、住民基本台帳につきましては、マイナンバーカードの導入によりまして、平成27年12月末で新規発行は終了しておりますが、マイナンバーカードが必要な場合は、住民課の窓口で手続きをいたしますと、1回目は無料で発行されますので、またこれも御活用いただきたいというふうに思います。

新聞報道でもありましたが、今月12日から道路交通法が改正されました。これによって、更新時において75歳以上の運転免許証の保有者に義務づけられております認知症の認知機能検査が強化されることになりました。

認知症などの症状進行を早期に把握して、重大事故を防ぐことが目的とされておりまして、検査結果は、認知症のおそれ、認知機能の低下のおそれ、問題なしの3分類に判定をされ、改正前は認知症のおそれと判断されても、一定の交通違反をしなければ医師の診断は必要ないということでありましたが、改正後は、違反がなくても、認知症のおそれと判断されれば医師の診察が義務づけられて、認知症と診断されると、免許の停止または取り消しとなるところであります。また、信号無視など、一定の違反をした場合、これは更新を待たずに、臨時の検査を受けて、認知症のおそれと判断されると、医師の診断を受けなければならないということになっています。

これらのことから、運転免許の更新に手間がかかるために、自主返納がふえてくるというふうな指摘もありますことから、その傾向につきましては、今後の推移を見守っていきたいというふうに考えております。

御提案のありました、運転免許証の返納者へのタクシー券の助成についてですが、タクシー券やバス賃の助成、商品券の支給などを行っている例が他の自治体にはございますが、運転免許証を保有していたか否かによって、高齢者、交通弱者に対する給付事業が異なることが、まず公平性の面から見ても、広く町民の皆様から御理解を得られるかどうか、結論づけする前に慎重に対応する必要があると考えております。

また、現在のところ、身近な公共交通機関における運転免許証の自主返納者への優遇措置といたしましては、十勝バスでは、警察署において有料で発行される運転経歴証明書を提示することによって、十勝管内の路線バス運賃が半額免除されることとなっておりますし、また、特段の優遇措置という位置づけではありませんが、もとより、本町においても運行しております循環バス、町有バス、さらにへき地患者輸送バスについては、65歳以上の町民の方であれば全て無料となっておりますので、町民の足として積極的に御利用いただければというふうに思っています。

今後も町内を運行するバスの利用促進に向けて、より利用しやすい環境を整えながら、利便性の確保に努めていきたいと思っておりますし、これまで以上にストレスなく居住地と目的地の往來の足が確保されるような新たな交通体系システムの調査研究も進めていく所存であります。運転免許証の返納者を含む交通弱者の皆様に対する施策としては、これらも含めて、また特段の御理解をいただきたいというふうに思いますし、また、今後ともより住民の足の確保に向けては充実したサービスに努めてまいりたいと思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 山西二三夫君。

5番（山西二三夫君） 再質問させていただきます。

今、町長の答弁にありましたが、75歳以上の運転者への認知機能検査を強化する改正道路交通法がこの3月12日に施行されました。返納に迷う高齢者ドライバーを後押しし、事故防止につなげるために、道内各市町村、自治体では、免許証返納者の取り組みに、タクシー券支給のほうが返納につながると考える自治体が多くなってきたような気がします。本町が実施している免許証返納者に、今、町長から答弁ありましたが、通常1枚500円かかる住基カードを無料交付していますが、平成24年に1件、ちょっと私の手元には25年から28年は0件という、書類としてありましたが、町長のほうでは2件あったということではありますが、他町村や道のことも考えられますが、本町の地理的条件、町内交通機関がありますので、本町独自の考えで、高齢者の早期免許証返納に対する生活支援サービスを積極的にとり進めるべきだと考えます。

私、十分理解していないところもありますけれども、町長の答弁の中で、免許証返納者にタクシー券の助成を考えられているのかいないのか、確認のためにもう一度町長にお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問に答弁をさせていただきますが、道路交通法が改正になって、75歳以上の方の認知症の検査だとか、また、講習が強化されるということでありまして、あくまでも返納しなければならないのは、認知症のおそれがあるという判断をされたときとか、また、それに類する交通違反があったときということでありまして、免許証を返納することと、地域でそれぞれ町内での足の確保というのは、これはやっぱり別にしっかりと考えていただきたいなというふうに思っています。

それは、免許証を持つ、持たない、自主的に返す、返さないは、それぞれこういう制度の中で新たにまた発生する面はもちろんありますが、ただ、免許証を持っているということについては、幾つになっても、これは公安委員会がしっかり認めた免許証でありますから、これはやっぱりそのことは尊重しなければなりませんし、私ども行政とか町が、これを早く返したらいいですよとか、こうしたら何かありますよとかということではありませぬので、そこら辺はしっかりとやっぱりそれぞれの自分の自己の都合の中で、しっかりと必要度を含めて、それは対応していただくことだというふうに思っています。

その中でも、今までも車の免許を持っていない方、また、それを返した方、いろいろいると思いますけれども、それらの人の交通弱者と言われる方だとか、もともと要するに交通手段を持たない方々については、やっぱりそれは循環バスだとか、それぞれスクールバスだとか、それから、今までやっている三つのバスの運行によって、それぞれ地域の足の確保、利便性を高めていきたいなというふうに思いますし、今、一番先に山西議員の御質問にありましたように、時間を気にせずにゆっくり、半日、1日、診察を受けるとか、例えば用事を足すとか、そういうこともできる方法はないのかということ、そういうことを含めても、それはその地域性ももちろんありますけれども、何人いるか、どのぐらいの時間で来てくれるかということもありますけれども、それらも、また再度、地域の調査も含めて実施をしながら、よりゆっくりそういう時間が楽しめたり、時間を気にせずにしっかりとした健康管理、診療ができる、そのようなこともぜひ十分に検討していきたいなというふうに思っています。

さらに、今、内部でも検討しているのは、デマンドバスという、前にも阿保議員のほうから御質問いただいたことがあるのですが、要するにわかりやすく言えば予約制の足の確保ですね。これらを含めても、どこら辺までできるかは別ですけれども、そういう利便性も高めながら、例えば路線バスでしたら、国道だとか往来の多いところはとめられませぬけれども、手を挙げたらそこで乗り降りできると、そういう利便性を高めた、これはデマンドではありませんけれども、そういうようなフリー乗降がで

きるようなこともやってきておりますから、なるべくそういう意味では、地域の人たちが一緒になって利用できる、利用しやすいような方式も含めて考えていきたいなというふうに思っています。1回1回、私、例えば免許をずっと持っていませんと。例えば山西さんが持っていて、山西さん、いいよねと。片道1万円かかるけれども、もらうのだよねというのと、持っていないと、こういういろいろなことが出てきますので、そうでなくて、同じく交通手段を持たないとしたら、同じく一緒にそういう人たちが共有できるような、そういう足の確保というのを大事にしていかなければならないのかなと、そんなふうに思っておりますので、タクシー券を出すとか出さないとかでなくて、免許証がなくなって、交通手段がなくなっても、しっかりと、十二分にはいきませんが、最低限必要な時間だとか、そういう足の確保はできると、そういう体制をしっかりとっていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

以上であります。

5番(山西二三夫君) 終わります。

議長(方川一郎君) 次、4番大住啓一君。

4番(大住啓一君) 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

なお、町政執行に当たっての考え方についての項目は、この場での質問を保留し、認定こども園開園に伴う町経済への影響について質問いたします。

まず冒頭に、東日本大震災が起こってから、先週11日で6年を迎えました。亡くなられた方々、被害を受けた方々に御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、1問目の認定こども園開園に伴う町経済への影響はについてお伺いいたします。

認定こども園は、平成26年度から計画し、本年4月1日に開園することとなりました。町民の方々や議会には折々に説明がありましたが、町の経済に与える影響についてお伺いいたします。

開園後の運営については、子供の最善の利益を保障し、本別町と鉏路カトリック学園が円滑な関係を保持しながら、乳幼児期の教育、保育の新しい環境を目指す中で行われるものと認識しております。

開園後における事務所の備品や消耗品、保育児の給食用食材、さらに車両等の燃料、暖房用灯油など、さまざまな経費が生じるものと思いますが、地元本別からの調達はどのようになっていますか。

また、町が雇用している保育士については、カトリック学園の正規職員になるとの折々の説明で受けておりますけれども、実態はどのようになっていますか。

さらに、開園後、新しく職員、これは事務職並びに警備等々、いろいろな部分での職員のございますけれども、その方々を地元本別から雇用する考えがカトリッ

ク学園にあるのか、そのような協議がなされたのか、お伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の認定こども園開園に伴う町経済への影響はの質問の答弁をさせていただきますが、まずは認定こども園の整備につきましては、本町において、幼稚園を運営しております学校法人鉏路カトリック学園と平成26年度から協議を進めてきており、行政報告をいたしたとおりでありました。当初の予定であります3月17日竣工、3月22日に祝福式、引き続き町民及び関係機関を対象といたしました園舎の見学を行って、4月1日のオープンに向けて準備を進めているところであります。

御質問の1点目の開園後における事務所の備品や消耗品、保育児の給食用食材、さらに車両の燃料、暖房用の灯油などの調達先の質問でありますけれども、御承知のとおり、認定こども園は学校法人が運営するものであります。本町が備品や消耗品を発注するものではありませんけれども、平成26年度からのカトリック幼稚園側との協議の中で、相談、お願いなどを行ってきているところであります。園児が使用します専門的な備品、教材につきましては、これは専門業者から購入をすることです。ありますが、それ以外の職員室の机や椅子、さらに更衣室のロッカーだとか、会議用テーブル、また椅子、これらなどは地元の家具店からの購入をさせていただくこととなりまして、さらにパソコン、カーテン、テレビ、洗濯機、軽トラックや、乗用の芝刈り機なども、必要なものは町内の商店から全て購入をさせていただくこととなりまして、また、給食用の食材につきましても、給食の数量の増加に伴います厨房機器の新機種を導入によって、一部、加工食品を使用することもあります。基本的には町内において購入可能な商品については全て地元商店に発注をするというふうに関き及んでおります。

また、園舎の暖房用の灯油、車両の燃料についても、見積もり合わせや見積書を徴収するなど、学校法人の財務規則に沿って、これはそれぞれ購入することなので、地元業者のそれぞれ見積もりをしていただいているということでもあります。

2点目の町が雇用している保育士、開園後の新たな職員の雇用の質問でありますけれども、行政報告もさせていただきましたが、保育士につきましては、自己都合によってこども園に勤務しない職員を除き、全て学校法人の正規の職員として勤務することとなります。

また、開園後の新たな職員の雇用であります。事務職については事務長、さらに、共済加入などの全ては本部が行って、また、管理、清掃の職については、町内在住の御夫婦や、警備については、夜間は機械警備となりますことから、この警備の夜間については人的な雇用はないということではありますが、そのほかは、その園の運営に当たって必要な人材は、基本的には全て町内の人材の雇用をさせていただくことになっております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） ただいま町長のほうから細かく説明いただきました。カーテンから芝刈り機の話まで出ました。

それから、雇用に関しましては、事務所の管理、清掃等も含めて地元という内容かと思えます。

重なる部分もあろうかと思えますけれども、行政報告では、細かい人数の中で、41人でスタートするのだという内容でございます。わかりやすく言いますと、学園側の管理職員の方が事務局長といいますが、そういう方も当然置くものと思えますけれども、その辺も含めて、町内から登用していただけるのかどうなのかということを確認させていただきたいという部分でございます。

それから、パソコンもロッカーも椅子もということでございますから、ガソリンは入札ないし見積もり合わせということでございます。完全給食となるように報告を受けていますので、給食の食材についてはどのような形をとるのか。これが2点目でございます。

職員の補充といいますが、どうしても自己都合でやめる方もこれから出てくるかもれません。それらの方々の補充についても、町内から当然採用していただけるものと思っておりますけれども、その辺をどのように考えておられるのか、また、学園側とどのような協議をしているのか、その辺もお伺いしたいと、これが3点目ぐらいになろうかと思えます。

それと、へき地保育所の関係でございます。これは折に触れて質問もさせていただいてございますけれども、素朴な疑問ということで、何回目かの議員協議会でもお話が出ているかと思えます。勇足、仙美里のへき地保育所については、将来的にも含めて、今回の4月1日は、当然一緒になるということはないと思えますけれども、小さなお子さんをお育てになっている御家庭も当然多いはずでございますから、その辺、将来的な展望も含めて、乳幼児というのですか、0歳というのですか、今、2歳以上でしたか、へき地保育所で、勇足でも預かっていただいているようでございますけれども、0歳児についてもどのようなになるのか。

この4点ぐらいになろうかと思えますけれども、再度質問するものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、まずは町内からの雇用ということでありましたけれども、先ほど申し上げましたように、それぞれ新しく来ていただく方も、でき得れば、保育士も学校を卒業して、町内の御出身の方が多く戻ってきていただけると、そういうような雇用形態をつくりたいし、そのようなことも園にしたいというのが、カトリックも私もお願いであります。積極的にいいですか、機会があれば、ぜひ多くの人材に戻ってきていただいて、保育士として、また

職員として働いていただくということでもありますから、それは基本的に、今御質問にありますように、町内からの雇用を優先というわけではありませんけれども、余り優先などと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、雇用の機会の均等ですから、積極的に地元の人材の登用、雇用をしていただくということになっています。

また、給食については、量が大きくなりますので、基本的には料理のメニューについては、地元の食材を活用できるものについては全て地元の食材を活用するということで、商店だとか、それぞれ生鮮野菜などもそういうことで地元で対応すると。特別に、学校給食などもそうですけれども、大量に使わなければならないという、そういうときは専門の食材のところから一部受けることももちろんあるということではありますが、基本的には全部地元の食材を活用して、地元の食をしっかりと子供たちに安全安心で召し上がっていただくと、このような食材の購入を含めて地元で対応していきたいと、こういうようなことになっていることも報告させていただきたいと思います。

また、職員の補充についてもですが、先ほど申し上げましたけれども、積極的に町内の人材を雇用していくと、こういうことはこれからの、もし交代、出入りがあるときも、そのようなことも含めて、これはさらにカトリック側もこの辺はしっかりとまた継続していただけるように要請をしながら対応していくということをしていきたいと思っています。

へき地については、当面、これから始まるわけでありまして、今までの方向で、若干、大住議員にも質問を何回かいただきましたが、それを3歳から2歳に引き下げて今まで対応していますから、これを0歳に向けては、またその地域の、仙美里と勇足のへき地での子供のそれぞれの推移、さらにまた、親御さん方の要望も含めて、今後、どのような体制にしていくかはしっかりと協議していきたいなと思いますし、また、へき地保育所に残る職員は、うちの直営の正職員で対応していくということでもありますから、その辺も含めて、今後の問題については、また順次、状況をしっかりと協議して、また把握しながら進めていきたいなというふうに思っています。

とにかく4月1日から新しいこども園ということでありまして、基本的には、質問にありましたように、全て地元でできるものは地元でしっかりと対応していただきながら、そして本当に最も子供たちの未来はもちろんですが、地域にとっても最高のこども園となるように、お互いに努力していくということでスタートするということがありますので、御理解いただきながら、また御支援をいただければと思います。

以上申し上げて、答弁とします。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） おおむね答弁いただいたと思うのですが、食材の件と、勇足と仙美里の関係についてお伺いいたします。

食材は入札なり見積もり合わせをするという内容で、カトリック学園が行うというような御答弁かと思えますけれども、そうしますと、今、現実的に、町内から入れて

いるのは、ほかの部局で言いますと、老人ホームと病院ぐらいになるかと思うのですけれども、その辺の価格の関係で、ばらつきと申しますか、その辺は、片方は入札して、こちらの役場側でほかの部局については見積もり合わせするのか、入札するのかわかりませんが、その辺が生じてくるのかこないのか、その辺の確認を求めると、もう1点、最後のへき地保育所のご関係でございます。これは町長、今の御答弁で、ちょっと私もわかりづらかった部分があって、機転がきかないものですから、町長のいろいろお話しになっていただいている中では、ちょっと理解に苦しむところがあったのですが、当然、この4月1日には間に合わないことで私は申し上げております。ことし、なるべく早い時期に、勇足、仙美里の保護者の方々とそういう話も進めていくのかいかないのか、これはどのようにお考えになっているかということで、お聞きしたいということと、2点でございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 食材の購入価格については、それぞれ直接ではありませんけれども、カトリックのほうと協議しておりますので、現状を担当のほうから答弁させていただきますが、へき地の関係についてですが、それぞれ体制と申しますか、基準を変えて今対応してきておりますので、答弁は、この体制の中で進めながら、それぞれ子供たちの動向も含めて、今後の問題としてはどうしていくかというのは、これからそれぞれ子供たちの動向もしっかりとかがみながら、どういう保育の体制がいいのかは、それは地域の保護者の皆さん方とこれから協議させていただくところが出てくると。当面は、今の体制の中で、それぞれ常設の部分についてはこの認定こども園、さらにへき地はへき地の今の体制でしばらくこれは推移をしていくと、このようにしていくということでありますので、御理解いただきたい。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 私のほうから、こども園の食材のことに關してお答えをいたします。

議員、入札という話があったのですけれども、入札をする見込みはないと聞いております。というのは、地元の間が調理員ということで、そのまま、今うちの保育所で働いている職員さんが継続して雇用いただけるというお話ですので、地元に住んでいる間がそのまま調理員を行いますので、地元の店の、言葉的に言い間違いかもしれませんが、使い分け、お店屋さんからそれぞれ購入するということになりますので、入札だとかするのでなくて、そのお店屋さんから購入するという形になります。入札をして、例えば卵幾らですか、AとBのお店、入札してと、そこまではやりません。お店屋さんを使い分けしながら、安全なもの、安心なもの、子供たちにいいものを食べさせていきたいと思っております。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 食材について、再度御質問いたしますけれども、今、担当課長のほうからお話がありました。入札でも見積もり合わせでもないというような内容でございます。

なぜ私がここで言うかといいますと、カトリック学園がこども園に4月1日から移行するということでの今のお考えを聞きましたけれども、28年度までは三つの、今お話しします保育所と、病院と、老人ホームの部分も、食材は地元の商店から入れているのは間違いないと思います。その中で、打ち合わせのときの行政側の指導として、3パーセント値引きをして入れなさいというようなことになっております。その辺はカトリック学園がそのまま100円のものは100円ということになれば、ほかの、今、役場側でやろうとしているところとの価格が変わってくるのではないかと。例えば同じ白菜一つを入れるにしても、違ってくるのではないかとということで、私がお話ししているのはそこなのです。その辺を、今、総務課のほうで、役場のほうで仕切るようでございますから、今、子ども未来課の課長がおっしゃったのはカトリック学園側のお話だと思いますので、その辺で、同じ地元のお店の方が同じ野菜を持っていくということになれば、ちょっと話がややこしくなるのではないかなと思うものですから、ちょっとわかりやすく御説明をいただきたい。この1点だけです。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） ただいまの御質問ですけれども、28年度までは、議員おっしゃるとおり、三つの施設で食材を購入しておりまして、総務課のほうで、町内にある業者の方と施設の担当者と総務課の職員で年間の打ち合わせをしております。その中で、安心安全な食物を届けていただくような形で今進めてきております。

その中で、議員おっしゃるとおり、3パーセントの価格減で、今届けていただいているというのはやっております。29年度からは、こども園になりましたので、残りの病院と老人ホームについては総務課と担当者と町内の業者で打ち合わせをしながら提供していただくような形で今進めております。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 言わんとすることは私もわかります。何を言わんかということも理解していただいて御答弁いただきたいのですが、この28年度、要するにこの3月いっぱいまでですが、それは三つの部局の食材を入れるのは3パーセント引いてくださいということで、特記仕様でうたっていることになっています。それが、保育所が今度カトリック学園になって、それが当然、民間の会社ですから、どのようにするかわかりませんが、その辺で、先ほども言ったように、同じ白菜を一つ入れると、それが老人ホームと病院とカトリック学園に入れるときに、同じ地元でとれた野菜が、ほかの二つは3パーセント引くものですから97円であり、カトリック学園に入れるのが100円ということになった場合に、どういうことなのかという、

わかりやすく例を出して説明しているのです。その辺は、カトリック学園がやるから一切関係ないのだといえればそれまでですけれども、ただ、地元の商店にお願いしたいということで走っているということであれば、その辺は誤解のないようにきちっとしていくべきでないかということで質問させていただいていますので、その辺の考え方を再度お聞かせいただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問の意味はよくわかります。今までは3施設、町内のやつがこういうことで何パーセントかで、こういう条件で納入してくださいというのですけれども、二つは打ち合わせをしますから、共同購入、入札が見積もり合わせしますから、それはどういう条件になるかまだわかりませんが、新年度から。カトリックの場合は、先ほど課長が答弁しましたように、それぞれ調理している人たちが、この食材はこういう商店だとか、そういう選定の仕方をするということなものですから、今までのように三つの施設が共同購入で価格を合わせるとか何とかということと、また別に全くなってしまうということでもありますので、それはカトリックはカトリックのこども園の食材については、それぞれまたどのような購入をするかは、その調理の皆さん方の考え方でやるということでもありますので、それは私どもの今までやっていた町の三つの施設のやり方とは違うということの、それは理解をしていただきながら、あくまでも私たちがそこで価格を調整するということにはならないことになっていくということもぜひ理解をしていただきたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長の言うのは、カトリック学園のことについては、打ち合わせはしてきたけれども、これからのことについては、極端に言いますと、どのようになるかわからないと。さすれば、ほかの二つの老人ホームと病院に入れている部分について、それは特記仕様書で3パーセント引いてくださいというのは、これは法律に違反しているわけではないと思いますけれども、価格に関することを特記仕様でうたうというのは、これは私の所見でございますけれども、公正取引委員会等々に照会をかけたときに、これは満点な答えをいただけるものでないと思いますので、行政側がこれから4月1日以降にすることですから、組んでいる予算はどうであれ、これは4月1日から、カトリック学園ということで、今までの保育所がそちらに行くということの分岐点として考えていくべきものでないかと思うものですから、その辺の見解だけ、再度伺います。

議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

午後 2時33分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋町長。

町長（高橋正夫君） 随意契約をしながら納入していただいたということで、今、打ち合わせというか、聞いたのですが、店頭価格の価格からおおむね3パーセントということで今までお話ししたそうでありますから、必ず、例えば卵が一律何ぼだとか、例えばリンゴが何ぼだとか、バナナが何ぼと、そういうことでなくて、店頭価格からおおむね3パーセントということでやっていたということで、随意契約でそれでお互いに決めたということでありますけれども、それも余りいい方法ではないなというふうに間違いなく思いますね。それはそのとおりだと思います。ですから、店頭価格と、高い、安いとか、それは別にして、それぞれ随意契約ですから、適正な価格でおさめていただくというのは、それはときによっては気候でばらつきがあるとか何とかというのは、品物によっては、先月と今月は違うというのは、それは当然あることですから、それは適正な価格できちっと納入していただく、そういう随意契約にすることをしっかりとしていくということに、それは改めて対応していくと、こういうことにしたいと思います。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長の御答弁ですから、確認だけさせていただきます。ということは、4月1日からの契約になると思います。特記仕様には、自店店頭価格の3パーセント以上の割引の徹底をと書いてあります。そういうことは、4月1日以降は、好ましくないということで町長おっしゃいましたので、撤廃するということですね、この部分は。そういう確認だけさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 随意契約するまでにはいろいろな条件がもちろんあります。例えば品物が悪いものが来たら、それは返品しますよ、こういうものが何回続いたら、申しわけないけれども、もう指名はしませんよと、こういう厳しいことも当然ありますから、その中の随意契約の中に、価格は何ぼだとか、何パーセントとかというのは、これはやっぱり受けられるような話でありませぬので、それは撤廃するどころか、そういうものは一切もちろん入れないということで、あくまでもそういうことは絶対、契約の中にそんなことは明確にしたら大変なことですから、それはやめると、そういうことは削除するということと、随意契約の中では、きちっとした適正価格は、その都度、値段が決まるわけですから、それをちゃんと尊重しながら、適正な価格でいい商品をきちっと納入してもらおうと、このことで改めてしっかりとした打ち合わせをしながら、町内の業者にも努力してもらおう、また、我々のほうもそういうような基準を決められないものについてはしっかりとやるということではありますが、ただ、問題は、契約の中で、おおよそこのような方向でということについては、品物については、このものについてはこういうような基準、例えば刺身であったら、切るなら切るとか、そういうような細かいというか、今まで納入したものにになりますけれども、価格につ

いては、その都度きちっと協議しながらやっていくと、こういう方向にしていきたいなというふうに思います。

以上であります。

4番（大住啓一君） 終わります。

議長（方川一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 6時00分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ナイター議会を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 午前中保留した1問について、一般質問を行います。

新国民健康保険制度、国保税の負担増となるのかということで、伺っていきます。

国民健康保険制度の運営が平成30年度より市町村から道に移行しますが、道の試算では、本町の1人当たりの保険料は大きく増加するとされています。加入者の負担増に対し、町としての対応について伺います。

主に農家や自営業者や無職の方などが加入する国民健康保険の運営主体が、2018年度、平成30年度、市町村から道に移行して、保険料が変更になる際、保険料が大幅に上昇する市町村があるとのこと。30パーセント以上上昇する8市町村を含め、5パーセントを超える市町村が69あるとのこと。道が示した本町の1人当たりの保険料の仮算定では、平成27年度比で14万7,106円から17万1,077円となり、2万3,791円、16.3パーセントの増となります。道が行うとしている激変緩和措置、この増率を5パーセントに抑えるものですが、その後でも15万4,461円と、7,355円の負担増です。本町として取り組んできた国保税引き上げをしない努力、医療の充実や、健康管理センターなどでの取り組み、それから、一般会計からの繰り入れ等の努力が報われない制度ではないかというふうに考えております。

ちなみに、データとしては、平成26年のデータしか手元にはないのですが、本別町は全道123町村中、保険料の高いほうから数えて46番目という位置にあります。中の上くらいの位置ということになるかと思えますけれども、そういう本町の国保の状況というふうに押さえております。

ですが、制度移行について、これまで町村国保を運営してきている立場から、現時点での見解について伺いたいと思います。

ですが、道は、市町村が保険料負担の緩和を図るために、当初はそういうことは

してはいけないというふうに私は押さえていたのですけれども、一般会計からの繰り入れ等を行うことは、市町村の判断で行われるものというふうにしています。したがって、本町として、可能な限り保険料負担の緩和措置を検討すべきというふうに考えますけれども、見解を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の新国民健康保険制度、国保税の負担増となるのかという質問の答弁をさせていただきますが、今、阿保議員の質問の中で、本町の状況が、16.3パーセント、試算の中で上がるということになりました。

そもそも国保を市町村から都道府県に改革しようという目的なのですが、ちょっと私も資料を持ってきましたので、これはこのとおり進めているのですが、14年度の実質的な国保の赤字額というのは3,585億円に上りまして、この辺も聞き流していただいて結構だと思うのですが、市町村が補てんのために毎年同規模の金額を一般会計から法定外で繰り入れていきますと。ただ、全住民から集めた税金を国保加入者だけのために使っていることになり、本来は好ましくない状況でありますと、これが国の見解です。

そして、今回の改革で期待される効果として、厚生労働省が挙げるのは以下のような点であるということでありまして、1点目には、財政運営が都道府県に移ることで、人工透析などの高額な医療費発生リスクが都道府県全体に分散されて、急激な保険料の上昇が起きにくくなるということと、2つ目には、地域医療構想を含む医療計画を策定する都道府県が国保の財政運営にも責任を負うことで、医療の提供体制が効率化できる。3つ目には、都道府県が医療給付に必要な額を全額市町村に交付するため、予想外の医療費の増加による財源不足や、一般会計からの繰り入れが解消される。これが今回の厚生労働省が挙げる期待される効果ということでありまして。

都道府県への移管に当たっては、地方側は、赤字に相当する額の財政支援を国に要求、15年2月に国と合意を結び、15年度から国が順次財政支援をして、17年度以降は毎年3,400億円を拠出することとなったと、こういうことでもあります。

具体的には、一つには、消費税の5パーセントから8パーセントへ引き上げの財源、これを使って、15年度以降、低所得者対策の強化に1,700億円を拠出すると。2番目には、15年から17年度に計2,000億円の財政安定基金を造成。3番目には、医療費の適正化の取り組みなどに応じて交付金を配分する。保険者の努力支援制度などで、18年度以降、1,700億円を拠出する内容ということになっています。これらの合計で、年300億円を国から支給するということでもありますから、基本的にその矛盾が今明らかになっているのですが、今までの国保制度が、都道府県の財政を含めて大変な状況になっていると。これが持続、継続できる保険制度になるためには、都道府県、実施主体を広くすることによってスケールメリットを出しながら、今言った厚生労働省の期待する効果を含めて、このような方針の中で都道府県ということに

なったのですが、残念ながら国は、3,400億円のうち、また新年度、これから300億円が、消費税が5パーセントから8パーセントになったけれども、8パーセントから10パーセントになっていませんので、その財源がないと、こういうことで、300億円がまだ抛出されないとなると、勢い、それはやっぱり保険者の負担になるのかということになるのです。でも、それはそうではないということを行いながらも、結果としては、北海道も、議会の答弁にありますように、市町村で一般会計から繰り入れするのは、これはだめですよという制度なはずなのに、それをあくまでも市町村の判断に任せた。こういうことでは今までと同じでないでしょうかと、こういうことになりますよね。

さらにこの制度は、まだ試算の段階ですけれども、現試算では、私どもも北海道の保健福祉部から直接話を聞いて、北海道町村会の常任委員会の中でも、保健福祉部の担当者が全員来て説明するのですが、特に十勝に限定すると、十勝の農村部で、産業基盤がしっかりして、所得のあるところは、35パーセント、36パーセント、保険料が上がると。こういうことではどうなのですかというのが率直な、それは大変な話ですよ。何のために都道府県でやるのですかということですよ。

反面、大都市は、それぞれ所得層も違いますし、それぞれの人口構造も違うということも含めて、大都市は逆に保険料は下がる。小規模のこういう農村地帯などなど含めて、産業基盤のしっかりしているところは当然のこととして大幅に上がる。本町も、上位、中位ということではないけれども、まさに中ぐらいですけれども、16.3パーセントも上がるということでは、何のためにこれをやるのですかと。こんな実態で、それでは新しい制度を30年度から、これが軌道に乗るのですかと。これは間違いなく軌道に乗るような状況になりません。それは試算の方向も含めて、激変緩和の国からの財政支援もしっかりと、当初の国が言っているような方向を示していただかなければ、この制度は発足できませんよと、こういうことで強く申し入れをさせていただいています。

それで今、北海道も新たにまた試算をして、極端に言うと、大都市の下がるところを、それほど下げる必要はないのではないかと、まだ標準化になっていませんから。それよりも、例えばそこを現行どおりとしたら、上がるところは圧倒的に上がらないで平準化できるということは財源的になり得ることなのですよ。例えば札幌と十勝の人口とはえらい違うわけですから、そういうことを考えると、そういうシミュレーションもしっかりしながら、安定した財政基盤の中でスタートできるように、そして数年かけて平準化すると。これも、平準化というのは、自治体が持つのでなくて、やっぱり国がその分をちゃんと補てんするという、そういう約束のもとというか、そういう政策判断の中で都道府県ということになるわけですから、ここはしっかりやるということで、私ども、今取り組んでいるところでありますから、あくまでもその分については、私どもも全力でそういう当初の目的の国の方針に沿って、改正のほうに向かっ

てしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っています。

ですから、今まで質問いただいた分については、全てそのとおりでありますし、これら、万が一が一本町が、自治体が赤字の分を補てんする、横持ちを出すとする、これは赤字とみなされて、赤字解消計画もつくらなければならない。そんな矛盾した話になりませんか。そういうことは絶対起きないように、しっかりと国の制度の変更の趣旨を生かしながら、あくまでも保険者に新たな大幅な負担増のないように、平準化した中でのきちとした持続、継続できる保険制度を、さらに国の責任において、その受け皿としてなるのが都道府県のこれからの保険者ですから、そのことで現場のそれぞれの業務はもちろん都道府県がしっかりと担っていくということでありまして、そういう役割分担を含めて、この保険制度をしっかりと維持していくと、こういう立場でしっかりと取り組んでいきたいなと思います。

以上申し上げて、答弁とします。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 答弁いただきましたとおりだという状況だと解釈をしております。

平準化という言葉が町長のほうから出ましたし、我々も何回か説明いただいている中で、要するにでこぼこをなくすというような意味だというふうにとらえております。

ただ、先ほど申し上げたように、本町としても、私の中では、例えば健康管理センターが、全道で2カ所ぐらいしかないときに、本別ができたということが、多分、町民の健康を守るというスタートラインだったように思うのですよね。全国的に、青森だったか、小さな村の取り組みとか、いろいろあるのですけれども、いずれにしても、そのまちの住民の健康をそのまちの行政が守るのだという取り組みを、もう20年来してきたというふうに私は解釈しております。

そういった中で、平準化という言葉を使って、国保料が安いまちは高く、高いところは安くというふうにとらえたのですけれども、いずれにしても、先ほど町長が説明したような方向で国としては説明していると。

私は、国が本来出すべきものを減らすための制度ではないかなと解釈していますけれども、それは国の話なので、では私たち本別町としてはどこから見るのかという点では、町長は、確かに平準化を求めていくのだというのは、それはそのとおりだと思いますけれども、現実問題として、今与えられているデータでは、先ほど言ったように、一番少ない金額としても7,300円ほどの上昇が道のほうで試算されると。しかも5パーセントという枠をつけた上での話ですから、全体としては大きく動くというふうに思われます。

ですから、先ほど言ったように、国保を構成している方々は、私たち農民も含めて、自営業者、あるいは余り収入のない方も含めて、そういう人たちが基準ですから、やはり町としては激変緩和措置というのを、やはり当面は考えていかなければならない

のかなというふうに私は思うのです。

先ほど申し上げたように、当初はそういうことをやってはいけないというふうな解釈をしていたのですが、先般の道議会の担当の責任ある部長と課長がやりとりで答えていた中には、今町長もおっしゃったように、赤字解消のために町がお金を出すということはなくしていきたいけれども、激変緩和ということについては、そういうことも認めていくというような趣旨の答弁をされているので、本町としても、先ほど申し上げたように、一般会計からの持ち出しを今の現制度でやっているわけですがけれども、町民の皆さん、国保加入者の皆さんに大きな負担増とならないような、現時点でのそういう心構えというのは、私は必要ではないかなというふうに思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） これは基本的な話ですから、現実対応をどうするかというのは、これは別な、またこれからの話になりますけれども、先ほどもわざわざ読み上げましたけれども、今までの国保のシステムのあり方が、余りにも負担が多いと。本町も、ちなみに基金と一般会計の繰り入れから約9,000万円ぐらい負担をするのですよね。先ほど国の指針にもあったように、町民の皆さんの税を、さらに国保だけにいいのかがというのが全国的な、国を挙げての、やっぱりこれは、いいことではないという判断の中から出てきているものですから、その部分については、そういう判断の中でしたものについては、しっかりと国も都道府県も含めて、これはしっかりと守ってもらおうと。

その後で、制度の中で算定をして、全体の保険料、今度は税でなくて保険料なのですけれども、それを算定して、例えば本別町が、今、5パーセントで七千何ぼ上がるのか、3パーセントになるのか、2パーセントになるのかわかりませんが、そういうことになった部分については、それぞれまた対応も考えなければならないかもしれませんが、全国的な基本、私どもでは、全道的では最終的にどうするかというのは、それは判断をしなければなりません、そうならないためにこの制度改正があるわけだから、そのことをしっかりと求めていかなければだめですねと。それは北海道も市町村も同じスタンスでしっかりとやっていくと。ただ、試算するものは北海道が試算しますから、試算の中ではそういう工夫も、大都市と小規模自治体との調整だとか、そういうものを含めていこうということになっておりますので、例えば大都市が10下がるとして、地方が16だとか30上がるとしたら、大都市が10下がるやつを、下げるということをしないで、今現行のままでいくとなると、圧倒的に財源というのは出てくるわけですから、そういうことも含めて、それを一定の期間で平準化するまでしっかりといきましょうと。その間に、やっぱり国のそういう補てんもしっかりと求めながらいきましょうということで、あくまでも今の幾ら横持ちを出しているか、上乘せしているかというのは別にしても、今の保険料率を極端に上げることのないよう

に、下がることについては別に異論はないのでしょうかけれども、上がることのないように、暮らしに急激な負担をかけない、そういう考え方の中で、しっかりとこの制度を堅持していくために努力しようと、こういうことでありますから、今、阿保議員のおっしゃるように、激変緩和の対策をすべきでないかと、今から言って、そうですねと言ってしまったら、これを全部認めてしまうことになりますから、そうならないように、しっかり私どもも取り組んでいく責任もありますし、それは結果として、その後についてはその都度、いろいろ今までのことも含みながら、あくまでも保険者、町民の皆さん方に本当に大きな負担にならないような、そういう仕組みをつくりながら努力していかなければならないと、こういうことであります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 国の制度ですから、この場で云々というのはもちろん限界がありますが、これまでの本町の行ってきた努力は、先ほど申し上げたとおり、町民の皆さんの健康を守り、維持する、いろいろな催しとか取り組みをしてきたと。そのことをますますこれから、一つは、制度は変わったといっても、基本的には医療費を、そういう健康を維持することによって抑えるという努力は、これは制度が変わっても基本的なところは変わらないというふうに思いますので、先ほど申し上げたように、健康管理センターを中心としたこれまでの取り組みをさらに深めていく、広げていくということが必要だと思いますし、9月にもまた仮算定の数字を出すというような話もちらっと聞いていて、先ほどの7,300円が、またそれを縮小するような数字が出てくるのかどうか、それはわかりませんが、仮算定するたびに、そういう数字だけが踊って、根本の町村にいる被保険者の負担というところを顧みないようなことではやっぱり困るので、今、町長は、補てんをすることでの前提での話を今ここではできないというふうに思っているという趣旨だったと思いますけれども、私の趣旨で言えば、被保険者の負担を現状からふやすようなことのないように、町村としてできることは、とりあえずできないと言っていたものができるようになるような正式な答弁を北海道でしているようですから、その辺も含めて取り組みを強化していくべきではないかなというふうに、今聞きながら思っているのですけれども、その点について、もう一度最後に伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） そういうことにならないように、この制度を変えていきましようということがそもそものスタートなのですよね。それが、北海道の議会の中での答弁、やりとりの中で、それは市町村が判断することであるなどということ言うこと自体が、私どもにしたら大変不謹慎な話ではないのかと。何のために北海道、都道府県がやるということの基本的なところをしっかりと踏襲できないで、そういう答弁をしてしまうのですかと。市町村にそういう協議だとか相談が1回かあったのですかと。ないですよね。全く違うのですよ、今回の改正の内容と。それは私どもは本当に受け

入れられることではありませんから、これは北海道、市町村もしっかりとこの部分については対応していかなければなりません。

ただ、国の制度の中にも、保険料が著しく増加するようなところは、安定化基金を活用することができるということもありますから、これももちろんその中に含まれながら対応していくことなのですけれども、ただ、安定化基金といっても、ただただけるものではありませんから、それは使ったらまた返さなければなりませんから、そういう制度もあるにしても、まずそもそも論で、やっぱり基本的なことをしっかりと、言ってみれば国も都道府県も市町村も、しっかりと同じ認識を持ちながら、現実はどう対応していくのか、それぞれの産業構造も違うし、保険料率も違う、そのところの対応をどうしていくのかというのは、そこで初めて市町村の実態の対処の仕方だとか、その辺からいろいろ工夫が出てくるのではないかなというふうに思います。

私どもも、そういう基本的な考え方をしっかりと堅持しながら、先ほども申し上げましたけれども、どういうことになるかは、結果はまだわかりませんが、激変になる、著しく変わるとか、保険料率が相当また高くなるというときには、やっぱりそれなりの対応をして、被保険者の生活に支障のないような、負担の増加にならないような方法はやっぱりとっていかなければならないというふうに思っています。それは直接出すのか、安定基金だとか、そういう国の対策の中で出すのかというのは別にしても、私どもはそういう責任を持って対応をしていかなければならないというふうに思っています。

以上であります。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 午前中に保留をいたしました、仙美里地区にミニのコンビニの誘致を検討する考えはないか、お伺いをしたいと思います。

まず最初に、皆様におわび申し上げますが、先日、議会より発行されました新聞折り込みチラシには、私の質問の表題がミニセイコーマートということになっていましたが、特定の業者を上げることは公平に欠くのではないかという御指摘がございましたので、本日の質問については、差しさわりのないところで、ミニコンビニということで質問させていただきたいと思います。新聞折り込みにつきましては、間に合いませんでしたので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

コンビニエンスストアの道内最大の大手のセコマは、過疎化が進んで商店のない地域で、商品を絞った小型の直営店の開設を展開するとしています。新聞報道によりますと、地元の住民らと協力し、空き店舗を格安で借りるなど、費用を抑えて、出店のハードルを下げたミニセイコーマート1号店を5月にも滝川市東滝川地区に開設する予定となっています。また、同じような店を順次ふやし、買い物難民の解消につなげ

るとして、既にオホーツク管内でも同様の店を年内に出そうと、地元自治体と調整中と聞いています。

本町においても、仙美里地区には本別農協の仙美里支所が閉鎖することに伴って商店がなくなりましたが、仙美里地区には、仙美里保育所、仙美里小学校、農業大学校、陽だまりの里、そして仙美里プロジェクトと、教育、福祉、まちづくりの施設があり、地元の住民、市街地、元町の方々、さらには農村の方々も含めて、その利便性を考えると、仙美里地区にミニコンビニの誘致を検討するべきではないかと思いますが、考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の仙美里地区にミニコンビニ誘致を検討する考えはないかの御質問の答弁をさせていただきます。

仙美里地区もそうですし、勇足地区もそうですし、美里別もそうですけれども、私どもの集落を形成する三つの地域には、それぞれ郵便局があり、また、勇足、仙美里には役場の支所もあり、農協もありということだったのですが、残念ながら仙美里は店舗が一つもなくなって、美里別もしかりであります。農協の支所も全部販売ができなくなったということも含めて、非常にやっぱりこの地域住民の皆さんには大変な御苦労をかけているなというのは、率直な私どもの考えもありますし、何とか仙美里も、最終的に1軒残った商店、地域みんなで盛り上げてくださいます。私どもも、買い物に行く数は少ないかもしれませんが、意を呈して、それぞれ買い物にも行かせていただきましたけれども、残念ながら地域だけでは支えきれないというような状況もあって、廃止ということになってしまったということで、非常に残念ですが、その中で、今、御質問にありますように、それぞれチェーンは違って、本当に一番は、やっぱり今はコンビニがその地域にあって、また、特に国道沿いですから、こういうところと、私どもも同じ考えを持ちながら、実はそれぞれ陰に陽に対応してきたというのも事実であります。ミニというのはなかなか私どもも気がつかないところでしたけれども、普通というか、一般的なコンビニの設置ということも、国道のふちでありますし、交通量も一定程度はあるだろうというふうに私どもも思いながら、実は取り組んだ経過もあるのですが、それでもコンビニの業者側にすると、絶対的な人口が少ない、それと、交通量もそれほど多くないということになると、採算ベース、そのほかに町内にも同じ店舗が何店舗かある、こういうようなことを勘案すると、なかなかそこに店舗を設置するということは難しいねと、こういうことを今までお話をいただきながら、何とかほかの方法はないかなというふうに考えていたのが、私どもももっとも以前には、まだまだまちの中が本当に店舗が多くて活気があるときでも、地域の皆さん方のそれぞれ買い物の利便性を高めるために、実は大型スーパー、本別町で経営している人が2台も移動買物車を仕立ててそれぞれ販売していたというような経過もあって、そういうことも経験した中で、何とか町内の業者の皆さん方に、商工会

含めて、移動販売方式がとれないのかと、こんなことも含めて実は要請を続けてきているところなのですが、残念ながらまだ現実には至っていませんが、その中で、我がまちの福祉と暮らしと連携した中で、それぞれ町も商工会も、また農協も含めて協議会をつくりながら、この買い物難民対策を含めて、見守りを含めてということで、福祉の視点からも、地域の商店、要するに買い物難民をなくそうというような取り組みをしてきました。

そんな中で、今、農協が、当初は組合員だけということでしたけれども、農協が取り組んでいる取り組みは、特に去年の4月から、本別市街地を除く仙美里、勇足、美里別の農村地域全域ですけれども、食品の宅配サービスが今実施をされています。この内容をお聞きしますと、組合員以外の方でも、JA本別町に決済の口座を設けていただければ、1件2,500円以上のお買い物の条件を満たせば、無料の宅配サービスが受けられるということで、現在は月に70件程度の受注で業務をこなしているということでもありますので、これらも含めて、私たちの取り組みが、自分の希望する時間に、実際に商品を見て買いたいという人がたくさん、実は地域の中というか、住民の中にも多いものですから、宅配だけでなく、移動販売車か、高橋利勝議員の御質問のように、できればミニコンビニなどももちろん最高ですけれども、そういう店舗があればいいなというふうに、実は私どもも考えているところであります。このミニコンビニの方式というのは、御説明いただくまで私も余り深く知りませんでしたけれども、滝川方面含めて、この中で、わりと小集落の中でも一定の住民の居住状況があればこの店舗展開ができるというようなこともありますから、それらも含めて、私ども内部でも、庁内でも協議しているのですが、例えば仙美里ということでもありますけれども、場所はどこがいいだろうと、こんなことを含めて、今協議させていただいていますが、実は一番の心配なのは、全体人口がそこまでいかない、ミニのコンビニをつくるまでいかないというのが実はあるのですけれども、それでも町内全体の購買意識などを含めて、何とかそういう店舗ができないのかなというふうなことも含めて、十分に私どももこれは要請活動を含めて、誘致活動をしていきたいなというふうに思っています。

さらに、今、JAが頑張ってくださいますから、このこともさらにまた拡大していただいて、それぞれ両方がうまく成り立つような方式も含めて考えていく。さらにまた、商工会のほうも、去年の暮れに幹部会議というか三役会議をやったときも、積極的に商工会としても移動販売車の関係については取り組んでいきたいということもいただいていますので、より住民の皆さんの利便性も高めて、先ほどの山西議員の質問の中にも一部かかわると思うのですが、やっぱりそれぞれ農村部の方も、市街地から遠隔の方も、本当にせめて1週間に1回ぐらいは買い物が楽しめるような、そういうような環境をぜひつくりたいのかなと、こんなことで思っておりますので、それぞれいろいろな情報をいただきながら、本当に仙美里も勇足も含めて、勇足はまだ

頑張っている店舗がありますから、この店舗もしっかりと全体の中で支えていただいて、しっかりと持続していただけるような、私どもも意を尽くしながら、ぜひ買い物がしっかりできる環境をつくっていきなというふうに思っておりますので、それらにつけてはしっかりと私どもも、今御質問のあったこともしっかりと受けとめて、今後、十分に協議を進めながら、実現できるように努力していきなというふうに思っております。

以上申し上げて、あちこちの話になったかもしれませんが、とにかく本当に買い物ができて、本当にここでずっと安心して暮らせるなど、そういうようなまちづくりの大きな根幹だというふうに思っておりますので、そのことも含めて申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

私があえて仙美里地区ということで申し上げたのは、先ほど言いましたように、お店が全くないということもありますが、今言われていますように、それぞれ今日まで、仙美里支所が廃止になって以降、取り組んできた経過もありますから、そういう意味では、勇足、美里別も含めてあるのですが、あえて仙美里地区ということにさせていただきました。

それと、買い物難民といいますが、高齢者の方々がなかなか大変だということもありますけれども、私は先ほど申し上げましたように、中学校はなくなりましたけれども、農業大学校とか、小学校とか、保育所とか、若い人や子供たちにとっての買い物という意味では、コンビニというのは大変魅力があるわけございまして、そういう意味で見ますと、先ほど申し上げましたけれども、店舗の問題とか、いろいろ考えますと、仙美里地区ということで、これは検討できないかと申し上げているのは、先ほど言いましたように、シェアというか、こちらの思いだけではやはり取り組んでいただけないと思いませんから、その条件もいろいろあるでしょうが、やはり若い人や子供たちも、コンビニに対してそういう思いを持っているわけですから、その辺を生かす意味でも、ぜひ、既に先ほど言ったようにそういった取り組みを進めている業者もあるわけですから、そのほかにもあるのかもしれませんが、ミニコンビニというのを、いろいろ情報を得ていただいて、検討していただきたいというふうに思いますが、その点についてもう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） ただいまの御質問のとおりだというふうに受けとめていますし、やっぱり自分が住んでいる地域に、本当に子供の視点から言うと、子供たちとの懇談をやると、必ずイベントが多くて楽しいまちだ、自然が多くて本当に豊かでいいまちだという評価をいただくのですが、困っていることはというと、やっぱり買い物するところがないというのが一番子供たちにとっては大変な思いなのだというのは、

今御質問いただいたように、そのとおりだというふうに受けとめています。やっぱり自分が住んでいるところにお店が1軒もない、買い物ができないというのは、住んでいる、本当に大人だけでなく、子供の心からしたら、相当やっぱり寂しい思いというか、そんな本当にやるせないような気持ちもあるのですが、そういうことでないかなというふうに思っていますから、本当に今、今回いただいた貴重な情報をしっかりと生かしながら、何としても、1店舗でもいいですから、ぜひ買い物できるお店をつくらせていただけるような、それについては、やっぱりまちもしっかりと、ただ商行為というだけでなく、地域の子育てだとか、また、それぞれ地域の暮らし、住民福祉の面からも含めて、いろいろとやっぱり考えながら対応していかなければならないというふうに思っております。幾ら定住だ、移住だと言っても、そこで買い物できないような地域では、本当にそこに人が住み続けないし、新しく住んでももらえないということに、間違いなくそうなってきますから、おまけに食堂も1軒もないというようなことになっていくと、だんだんだんだん負のスパイラルが本当に深くなって、そういうような環境になりかねませんので、せっかくの国道に面したいいい地理条件にあるところですから、そういう条件も含めて、しっかりと取り組んでいきたいなと思いますし、また、町内の本当に意を持って立ち上がってくれる人たちも含めて、しっかりと対応していきたいなと思いますので、またいろいろな情報をいただきながら、しっかりと私どもも全力で実現に向けて努力させていただきたいと思います。

以上であります。

9番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、2番藤田直美君。

2番（藤田直美君） 議長のお許しがありましたので、保留しておりました子育て世代教育費負担軽減について、質問させていただきます。

教材費や給食費等への補助、特に多子世帯への助成など、少子化対策の一環としても、子育て世代負担軽減施策を展開し、義務教育における学校教育費に限らず、全ての教育に係る保護者負担の軽減を図るべきだと考えます。

子供に係る教育費は、カバンや上靴、制服、学用品などの入学前準備から、入学後も教材費など、お金がかかります。特に子供が多い家庭では、給食費や修学旅行に係る保護者の経済的負担は大きいと思われま。

給食費や教材費、修学旅行費などの補助をして、定住、移住、高等学校生徒数確保など、一定の成果を上げている自治体もあります。

本別町も、経済格差が教育の格差につながらないよう、教育の機会均等を図ると同時に、若い子育て世代を支援していくべきだと思っております。

そこで、以下、2点について伺います。

まず1点目の給食費の多子世帯軽減についてですが、消費税増税、保険料値上げなど、少子化や貧困、さまざまな社会現象が起きている現在、保護者の金銭的な有無に

よって子供の将来が左右されることは避けるべきと考えます。

家計費の中で、保護者が負担する教材費や修学旅行費の占める割合も多く、第2子、3子となれば、倍以上になります。

2点目の、教材費、修学旅行費の補助についても、あわせて教育長の考えを伺います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 藤田議員の御質問でございます、子育て世代教育費負担軽減に係る御質問について、御答弁をさせていただきます。

本町におきましては、他の自治体と同様に、義務教育の機会均等を図る観点から、就学援助制度を設けまして、経済的理由により就学が困難な児童生徒に対しまして、就学援助費を支給させていただいております。

就学援助費の費目は、小学校では7費目、中学校では8費目ではありますが、このうち給食費と修学旅行費は全額支給とさせていただいております。また、教材費につきましては、小中学校、各学年によって定額支給としております。

この就学援助費の支給要件は、保護者の所得が生活保護費支給基準額の1.3倍以内の児童生徒につきまして支給させていただいておりますが、お子さんが多い世帯ほど受給資格が拡大するという仕組みとなっております。例えば父母と子供2人の4人世帯では、児童生徒等の年齢によりまして若干の増減がございますが、給与年収にいたしまして、約440万円までが支給対象となっております。

今後におきましても、経済格差によりまして教育の機会均等が損なわれることのないように、この就学援助制度を継続実施してまいりたいというふうに考えてございますが、新たな支援の拡充等につきましては、町財政実情と公正な行政サービスの提供等をおかんがみつつ判断してまいり所存でございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます、御答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 補助をしているという御答弁だったと思いますが、要保護、それに準ずる、保護世帯に当てはまらない、その就学支援の枠に当てはまらない家庭でも、ぎりぎりの生活をしている家庭もあると思うのです。また、現在、全国的に人口減対策や子育て支援対策として、医療費無料化などとともに、給食費に補助を実施している自治体がふえてきております。

本町が行っているさまざまな子育て支援、保育料軽減拡大や、18歳までの医療費無料化などの取り組みはとても評価をしておりますし、子育て世代からも助かるというお話も聞いております。

ですが、家計の中で、給食費や学校教育費の中の教材費や修学旅行費の占める割合は多く、また、住んでいる地域によって金額が異なるという事実もございます。私立の小学校の1年にかかる学習費は1人当たり約30万円、中学校で約45万円かかる

という文部科学省の報告もございます。その中には、学校教育費のほかに、給食費や学校外活動費なども入っておりますが、小学校と中学校に子供がいた場合、本別町でいるとするならば、小学校で年間給食費が4万7,000円負担している、中学校の1、2年生で5万4,684円、仮に2人の給食費が無料となれば、年間10万円以上の家計が助かることとなります。そこに高校生もいれば切実で、毎月の授業料や高校修了時には就職する場合の資格取得金、大学についても莫大な費用がかかりまして、経済的な理由から進学をあきらめる生徒も現在でもおります。幼少期から学資保険などの積み立てをして家計を切り詰めている家庭もございます。

学校給食法では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとし、日常生活における食事についての正しい理解、望ましい習慣を養う、学校生活を豊かにするとして、給食は教育の一環であると定めております。学校給食は、体育と同じように、食事のあり方、栄養の知識、旬の食材、地域の食文化を伝える教育の一環の食育となっていると示されております。このことから、私は、義務教育における給食費は無料とするべきと思いますが、喫緊の課題も少なくありません。厳しい財政状況であることも踏まえて、当面はたくさんの子供を育てている家庭への応援をするべきだと思います。

また、給食費の無償化や修学旅行費の全額負担も行って、定住、移住、高校生数確保などの成果を上げている自治体もあると思いますが、それについてはどのようにとらえているのか、見解をお聞かせください。

給食費の補助は、地域の子供は地域で育てるという意識も高まり、全ての子供が地域の恩恵を受けているという意識を持つことも食育の一つではないかと私は思っております。行政の部分で、子育てをするなら本別町でと言えるような施策を展開し、本別町で行っているさまざまな支援の一環として、もう一步進めるべきだと思いますが、見解を伺います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） いろいろな支援をさせていただいているというのは先ほど申し上げました。藤田議員の御質問の中では、少子化対策、あるいは定住対策というようなことで、いろいろな視点で御質問いただきました。その中の一つは、もちろん子育て支援ということで、就学支援につながるものでございますが、教育格差、いわゆる教育機会均等という部分で申し上げれば、その部分については就学支援援助制度でほとんど解消されているのかなというふうに思っております。

ただ、今、本町もそうですが、他の本町のような地方においては、人口減少、過疎化、少子化という問題が大きくなってきている状況でありますから、それを打開するための策というのは講じていく必要があるというふうに思っております。

したがいまして、子育て支援にはいろいろな角度で、いろいろな分野でやっていく必要がこれはあるだろうというふうに思っております。

その中で、学校給食、先ほど修学旅行の部分については、これは小学校6年生と中学校3年生に対して、全額支給しております。実費を支給しているということでございます。教材費は、これは確かに私学の学校に行っている生徒さんは相当かかるかなと思いますけれども、また、これはいろいろな生徒個人個人によって、教材費の経費というのは大分違ってきていると思います。私どもは、例えば小学校は新入学の1年生に対して2万円ほど、そしてまた、学用品としてそのほかに1万1,000円程度、それから、小学校2年から小学校6年までは1万3,000円程度、それから、中学生は2万2,000円から2万4,000円程度を学用品費として支給させていただいております。これで完璧だということではもちろんございません。そういう中で、できるだけ努力をしていただきたいなということでございます。

なお、学校給食につきましては、全ての皆さんに無料化ということよりも、今の就学援助の中の支給も、一たんは世帯に支払いをいたしまして、学校給食費としていただくという形であります。学校給食費は、御承知かと思いますが、材料費のみでいただいております。そういう中では、あくまでも学校給食は無料にはしない。ただ、今御質問ありましたように、子育て世帯、大変であります。に加えて、少子化対策、定住対策なども必要であるというふうに思いますので、学校給食費につきましては、検討したいと思います。支援をする方向で検討したいというふうに思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 学校給食費、ほかの自治体でも無料にしているところがあるので、それをどう受けとめているかという御質問であります。実はここ何年か、完全無料化のまちが出てきました。特に私どもの隣がということで、無料化になっていきますよね。でも、教育長部会もきっとそうだと思うのですが、町村長部会も、それぞれ高校の支援などもそうですけれども、いろいろなそういう手立てをやっているのですけれども、特に義務教育の子供さん方を持っているところについては、先ども答弁ありましたように、要保護、準要保護含めて、それぞれ最低限ですけれども、支援体制というのは講じておられるということもありますけれども、ただ、財源があるからとかないかでなくて、食べるものを全部無料にするということは、子供の教育を含めて、本当にいかなものですかねというのは、これは町村長の間でも、こういうことは本当にいいことなのだろうかということが疑問視されて、かなり議論になっていることも事実であります。やっぱり社会に出て、食べること、そしてまた、食べることの尊厳だとか、生きていく上での大事な根幹を、全部そこで無料化するから、それがいい政策だということでは決してないだろうと。同じくするのだったら、子育てだとか、いろいろなそういう応援からすると、そういうことでなくて、もっともっと違うやり方があるのではないかということなどを含めて、それは統一した考えでまとめるなどということになりませんが、そういうことが実は話題になっているところ

であります。私どものまちも、例えば、本当に財源が相当豊かなところがあるとしても、私どもの個人的な考えとしては、だからといって全部全て無料にすることが、それぞれ子供たちの未来だとか、また、家庭で子供を育てる上での理念、哲学からしても、決していい方向にいかないだろうと、そんなことも思いながら実はいるわけでありまして、でもその中でも、できる限り子育て支援だとか、また、少子化のいろいろな状況の中で、子供たちを本当に元気よく育てていくと、そういうような視点からすると、今教育長が言ったように、いろいろまた検討する余地もあるのかなというふうに思います。ただ、ばらまきになったり、それが当たり前だということのを助長するような政策については、やっぱりこれは無理があるだろうと、こう思っております。

ですので、それぞれ少子化、本町も本当に多子化、質問の中で多子化とありますから、多くの子供さんを育てている家庭もかなりまたふえてきていますので、そういうことも含めて、子育て支援の視点も含めて、できることについては十分に検討しながら進めていきたいと、こういう教育長側の答弁もありましたので、私どももそこは一緒にしっかりと子育て支援、これからの豊かなまちを支える、社会を支える大事な子育ての支援に向けて、できることであればそういう対策も十分に検討しながらとり進めていきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

2番（藤田直美君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後 7時02分 休憩

午後 7時15分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番大住啓一君。

4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、日中、保留してありました、町政執行に当たっての考え方はについて質問をいたします。

本町の人口は、前年比145人減、これは本年1月17日付の新聞報道でございますが、十勝管内でもかなり高い数字となっております。

新年度から、町民の皆さんの生活に直結し、また、人口対策などの施策が執行に移されますが、考え方をお伺ひいたします。

そこで、以下、3点についてお伺ひいたします。

1点目といたしまして、予算編成については、一般会計において、前年比1.3パーセント減の約66億8,000万円となっております。

予算編成の中で、準骨格予算としたと新聞報道でありましたが、準骨格予算とした考え方をお伺ひいたします。

2点目といたしまして、組織機構については、昨年12月定例会においても質問し

ておりますが、昨年、明らかになった収納業務不適切処理問題を踏まえ、職員間の連携を強化するためにも、また、町民の皆さんから見てわかりやすい組織にすべきと思いますが、考え方を伺います。

3点目といたしまして、本別高校の存続については、過去においても多くの質問や所管事務調査を実施しておりますが、昨年、28年度における本別高校の教育を考える会の活動内容と、町長、教育長において、道教委などの関係機関に対し、どのような活動を行ったのか、伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の町政執行に当たっての考え方はの質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目の予算編成において、準骨格とした考え方についてであります。平成29年度の予算編成に当たりましては、本年が改選期であることを考慮しつつ、現下の厳しい地域経済の状況、さらに町民サービスの確保など、総合的に検討しながら、総合計画に掲げます主要課題の取り組みを進めるために必要な施策を盛り込んだところであります。

また、予算の重点化、効率化を進める中で、町民生活に密着した事業を確保し、できる限り有利な財源確保に努めながら、将来に向けた財政基盤の確立にも配慮したところであります。

今申し上げましたが、本年が改選期であるということでもありますので、これは政策的な経費及び新規単独事業を全て計上する通常予算編成を避けたところであります。任期が9月22日でありまして、改選後の議会が10月となることから、事業の執行及び行政運営に支障を来さぬよう、政策的な事業だとか新規事業の計上を控え、その上で、まず義務的経費、これは扶助費、人件費、公債費などの義務的経費ですが、これは当該年度の行政運営に必要不可欠な経費については、年間の所要額を計上しました。

2番目には、年度当初において事業展開が求められる補助、交付金などの事業について、所要額を計上し、次には、各種計画に盛り込まれている事業で、緊急性、継続性などにより、必要な事業について所要額を計上。四つ目には、新規事業など、政策的経費で、補正予算の対応が可能なものについては、十分検討を行った上で補正対応すると、このように、町民生活の維持に欠かせない予算であり、年間所要額を計上した準骨格予算ということで編成したところであります。

2点目の組織機構についてであります。12月にも、御質問にありますように、大住議員の一般質問にお答えしたとおりでありまして、現在の組織体制につきましては、縦割りの業務から、横断して幅広く複数の業務を遂行することにより、より業務が明確になり、さらに、1カ所において住民サービスが完結するように、住民の皆様が役場に来られた際に、誰でも対応できる体制を構築しているところであります。

こういった中で、不適切処理が起きてしまったことにつきましては、十分に反省しなければならないと考えておりました。昨年4月に導入いたしました人事評価制度を活用し、課内における職員の事務遂行などの状況を的確に把握しますとともに、スタッフ制による課内の適正な人事配置に努めながら、事務分掌の見直しや柔軟な人事配置を行いながら、風通しのよい組織づくりに努めることが、職員間における連携強化につながるものと考えているところであります。

また、組織につきましては、行政ニーズに的確に対応し、質の高い、簡素で効率的な行政システムの構築を基礎として、これまでの組織編成についての考え方を軸にしながら、これまで同様に、町民の皆さんが利用しやすく、また、1カ所に来ていただければ用事が済むという、この体制づくりにさらに努めていきたいと考えております。

この取り組みの中において、組織として柔軟な対応ができないなどがあるかどうかは、常にまた検証をしながら、その都度、判断をしていきたいと思っておりますし、その状況や背景などを総合的に勘案しながら、今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきますが、3点目の本別高校の存続については、教育委員会のほうから答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 3点目の本別高校支援の取り組みにつきましての御質問に御答弁させていただきます。

まず、本別高校の教育を考える会の活動内容についてでございますが、従前から行っております町内外の中学校への訪問活動や保護者への学校説明、学校だよりの全校配布などを実施してきております。

また、本年度は新たに町民集会、介護初任者研修などを実施しております。この新たに実施しました町民集会は、本別高校を大切に思う雰囲気醸成することができましたし、介護初任者研修は、高校の魅力の一つとなったところでございます。

さらに魅力ある学校づくり支援といたしまして、学力向上支援、進路対策支援、通学費支援などを継続してきておりますが、新たに英語ヒアリングテストの教材を支給するというような支援を行わせていただきまして、これらの結果として、国公立大学に5名が合格するなどの成果を上げております。

このように、支援策は一定の成果を上げておりますが、残念ながら、御承知のとおり、本年度の出願者数は定員80名の5割、42名という結果となったところでございます。

次に、北海道教育委員会等、関係機関への活動についてでございますが、町長も私も、あるいは教育委員、また、考える会の役員などにつきましても、適宜、北海道教育委員会などに対しまして、本別高校の現状報告とあわせまして、入学生徒募集定員

80名の維持などにつきまして要請を行ってきているところでございます。

今後も本別高校の教育を考える会と連携いたしまして、本別高校の魅力づくりに対しまして支援してまいりたいと存じますし、本別高校のすぐれた点や、地元に進学することの優位性などを、生徒、保護者に伝えてまいりたいというふうに考えてございます。

生徒確保に向けまして、一層力を注いでまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 今、町長、教育長から細かく答弁をいただきました。

再質問以降につきましては、1点ごとに質問させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

まず1点目の準骨格云々ということの再質問でございますけれども、町長の御答弁にあったように私も理解しておりますし、まず一番先に考えなければならないのは、町民の皆さんの生活でございます。あと半月いたしますと年度が変わりますので、非常にその辺、新しく入学するだとか、異動で転入、または転出される方々がおられます。行政として止まることはできませんので、その辺は私も理解しているつもりでございますし、町長の御答弁のとおりだと思っております。

きょうの一般質問で、ほかの議員からもるお話があったとおり、細かな予算等々もございます。これらについて、後日の予算委員会等々も開催されますので、その時々で私どももお話はさせていただきますが、全体的なお話をさせていただいて、概要を聞いておりましたも、そんなに準骨格という部分での流れはそのとおりかなと思っておりますので、その辺、再度、政策的にも云々ということ配慮したということでございますので、その辺を再度求めるものでございます。

2点目、3点目は、その都度、また再質問したいと思っております。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 準骨格ということで、改めて御質問でありますけれども、通常の年でしたら、1年の暮らしに必要な、またまちづくりの総合計画にのっとった計画を全部載せるというのが、それは財政状況を見ながらですけれども、それは通常の予算だと思っておりますが、準骨格というのは、全部が全部載せるということは、先ほど申し上げましたように、もちろん改選期もありますから、その時期もにらみながら、かといって、骨格にはなり得ないなど、時期も時期ですからね。でも、これで終わって、また10月議会で、それからまた冬になって、いろいろなまた工事だとかいろいろな政策やら、ソフト面はできるかもしれませんが、特にハード面というのは、真冬に工事何もできませんから、それと、必要なのは、住民の暮らしに継続して必要な予算、さらにまた、補助が絡む予算、これは国の中でことし中にやらなければ補助が

つかない、そういうものを重点的に予算に盛って、政策的になって、一番わかりいいのは、補助以外の町単独の事業として実施をするという計画のやつは、なるべくそれは補正予算でしっかり、時期に支障のないものについては、政策的なものについては、きちっと改選が終わった後の議会で盛っていくと、こういうことで、金額的にはそれほど差ではありませんけれども、それぞれの政策メニューの中でそのような選択をさせていただいて、あくまでも住民の暮らしに必要なものについては優先をしていく、継続と。それと、補助事業にかかわるものはいくと。そして単独で政策的に盛る計画のものは、改めてまたそれぞれ議会と相談しながらやっていくと、こういうことの予算の編成の割り振りにしました。そういう意味で、準々骨格になるかもしれませんが、あえて、新聞紙上にも出ましたから、準骨格という形の中の予算編成にしたと、こういうことになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 準骨格予算ということでございますから、これは地方財政法上もこういう言葉は余り使わないと思いますから、町長の御答弁どおりだと思います。行政を執行していく上で、最小限の経費で最大の効果ということでございますから、これは補正予算云々も視野にあるということでございますけれども、当初予算、議論させていただきますけれども、町民の皆さんの生活が困窮しないような執行をしていただきたいと思いますということで、我々議員サイドも思っておりますので、その辺、再度確認させてください。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問のとおり、予算ですから、せっかく1年間の暮らしの中できちっとやっぱり生活に支障のない、住民サービスが滞らない予算をつくるというのは、少ない予算だけれども、それでもやっぱり最大限の効果が出せるという、そういう予算を、補助メニューなども含めて有利な予算、そしてなおかつ、また補助や交付金事業、先ほど申しましたけれども、計画的に盛り込まれている事業で、緊急性だとか継続性によるものについてはしっかり盛っていくと。そういう中で網羅すれば、住民の暮らしの中でほとんど、準骨格と言いながらも、相当の部分が政策的にどうか、予算の中で反映できると。なおかつ、これは補正でも対応できる、そういうようなものについては、その後の補正対応という形の、当初では見ない、補正予算の、言ってみれば準骨格と、こういう形の中で、それぞれすみ分けをさせていただくと、こういうことですので、質問にありますように、住民の暮らしに支障のない予算はしっかりつくるといことはそのとおりだと思いますので、その方向の中でしっかり取り組んでいきたいなと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点目の予算については理解いたしました。

3点目の高校の関係について、予算の関係もございまして、先に再質問させていただきませんが、先ほどの教育長の御答弁の中で、本別高校を考える会の話がありました。今、町長とも予算の話をさせていただきましたが、平成28年度予算と比較いたしますと、約500万円ほど増額になってございます。それで、冒頭、通告させていただいた内容では、500万円ふえているものですから、どのような内容になるのか。また、教育長の御答弁の中で、あす、中学校の卒業式ですから、これから合格発表等々、2次募集等々もあるのでございましょうけれども、42名の出願者数ということで聞いてございます。これらを考えてときに、額の問題ではないのですけれども、もっと詳細がわかるような内容といえますか、29年度に向けて、本別高校を考える会、また教育長なり町長なりがそれにフォローしていくのか、連動していくのかは別にいたしまして、その辺を再度お伺いしたいということでございます。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） お答えをさせていただきたいと思います。

考える会の予算につきましては、御指摘のとおりでございまして、新年度におきましては、500万円ほど増額の提案をさせていただいてございます。約1,900万円から2,400万円台になるということでございます。

その主なもの、ほとんどは陸別町から直通で本別高校の門のところまで送り迎えをするということで計上させていただいてございます。陸別町からの入学生は、一昨年は8名いらっしゃいました。生徒が確保できました。しかし、去年は0人になったところです。昨年、陸別中学校のほうに出向きまして、いろいろ学校のほうからお聞きしました。その中で、ことしのいわゆる卒業生については、やっぱり足寄に行く、あるいは帯広に行っている、一部北見に行くとか、いるのですが、学校側にお聞きした中では、やはり距離的な問題、例えば近隣のまちでは、例えば無料にするとか、海外旅行へ行くとかやっている町村がございまして、それが目的で決してそこに進学するという希望ではない。やはり距離的なものが大きいというようなお話をいただきました。そういったことで、考える会の中で、陸別から直接学校までという策を講じたところでありまして。今のところ陸別町は大きくふえたわけではございません。聞いている中では少ないのかなと思いますけれども、それが、ことばかりでなくて、次年度以降にもつながっていくものというふうに思っておりますし、つなげていかないとならないなというふうに思っております。もちろん42名というのは大変厳しい数字でありますから、新年度にも向けまして、もちろん連携といいますが、これは本別町も一緒になってやっているわけですから、教育委員会ばかりがやっているわけでありませぬし、主体的には考える会に本別高校の魅力づくりということで支援をさせていただいているというのが大きな主体的なものでありますけれども、そういう中で、事務局を教育委員会が抱えているという立場で、努力をさせていただいているということ

でございます。

今後も町とも連携、もちろん考える会とも連携して、町民の皆さん、議会の議員の皆さんに御支援をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 考える会、非常に御活躍いただいていると思いますし、予算の中身の委員会ではないので、予算のやりとりではございませんけれども、500万円のおおむねの考え方も理解できます。

そこで、先ほどお話しさせていただいていますように、町長、教育長の活動ということでございます。私なりに考えていることで、提案ということではないのですが、本別高校に新しい学科の設置だとか、また、それが難しいということになれば、介護職員、管内にも介護学科等々の短大等もございまして、道内には専門学校等もございまして。時間割というのですか、横文字で言いますとカリキュラムというのですか、そういうものも道教委との中で協議した中で、町独自でそういうものが、道立高校とはいえ、生徒さんたちに支援していくといいますが、新しい学科ができるまでといいますが、それはきょう言ってあしたできるものではないものですから、その辺、町長なり、私ども議員も当然言ってもやぶさかではございませんけれども、その辺を道教委に対してお話しすると。午前中からの質問もありまして、介護職員が非常に少ないということもございまして、地元の高校の生徒さんたちにも介護の基本を体験していただくというのは、本別町の職員の皆さんでも相当お手伝いになると思いますので、その辺、私の提案になるかならないかは別といたしまして、考え方の一端をお聞かせいただきたい。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） お答え申し上げます。

実は一昨年12月に、町長と私と介護福祉の担当と出向きまして、新しい学科、まさに今御指摘の介護福祉科の設置を要望させていただきました。しかしながら、なかなか新しい学科は難しいのです。普通科の選択科目として、介護福祉の科目を設けていただけませんかという願いもさせていただきました。それがなかなか難しいと。なぜ難しいかといいますが、一つは、介護福祉に携わる教師が、なかなか今現在いない、不足しているみたいです。それと、本別高校規模の学校においては、教員の定員が限られております。そこで新しいそういう専門の分野の先生を置くというのはなかなか困難だということで、昨年は結果的に、先ほど申し上げました介護福祉の初任者研修を本別の校舎内でさせていただくと。当面、そうやって努力していくことによって、もしかしたら選択科目を置くことができる、あるいは学科まではなかなか難しいかもしれませんが、そういう将来的な展望を持ちながら、そういう策を講じさせていただいたということでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 非常に教育長の前向きな御答弁をいただきました。私も、学科の新設ということになると、これは非常に時間もかかることかなとは認識してございます。

今お話をお聞きしましたので、新年度になりましてから、生徒さんが何人になるかは別といたしまして、そんなに予算のかかるものではございませんので、私ども議会のほうにも御相談いただければ、当然それなりの努力といたしますが、御協力といたしますか、当たり前のことでございますけれども、それは去年の所管事務等々でもお話しさせていただいているとおりでございます。ここは本別高校の部分については、町民の皆さんも一緒になって、当然、皆さん同じ考えだと思いますので、再度その辺、今のカリキュラムといたしますか、時間割といたしますか、その応援といたしますか、再度、教育長に御答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 私どももできる範囲、可能な限り努力をしたいというふうに考えてございますので、議員の皆さんにおきまして、さらに御支援いただきますようお願い申し上げたいと思います。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 本別高校のことについては理解いたしました。

それで、2点目の組織機構についてでございますが、町長のほうから細かく先ほど答弁がございました。

ただ、私も12月に質問させていただいている中では、今、なかなか課が大きくなっておりまして、なかなか管理職の皆さんの管理といたしますか、職員の皆さんとの交流といたしますか連携といたしますか、その辺がちょっとなかなか、20人以上になると、やはりちょっと難しくなってくるのかなと。適切な人数というのは、これはなかなかはかり知れないものがございまして、去年、ああいうことがございましたので、その辺、もう少し課を、10年前に戻せということではございませんけれども、スタッフ制をやるならやるにしても、もう少し管理職の皆さんが職員の皆さんと意思の疎通を図れる体制、そうしますと、例題的に申しますと、1階の正面玄関を入ってきましたら、すぐ出納室があって、住民課がございまして。その中で、今、確定申告がもう終わるころかと思っておりますけれども、税務課が、昔であればどこだったと。今は住民課の中に当然税務担当がございまして、それはわかることはわかるのですけれども、端的に言いますと、課を分ければわかるかなという問題ではなくて、その辺、どのようにお考えになっているか、その1点をお聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） この大課制をとったころは、大住議員もよくわかっていると思うのですけれども、大課制をとるだけのやっぱり背景があって、構造改革含めて、

職員採用もままならないなどなど含めてあったのですが、その中で、どうやれば狭い庁舎の中で、そのころは、まだ大課制をとる前までは、例えば農業委員会がN T Tの庁舎を借りていたとか、外部におりましたよね。農林課が地下にということなどなど含めて、それこそわかりづらいというのが非常にあって、また、分散しているということもあって、何とか一緒に庁舎の中ですらあったのですが、そうしたら、建て増しすれば7億円以上もかかるとか何とかとあって、実現できなかったのですが、その中で出てきたのが、情報公開が課題となって、その情報公開するには、やっぱり書類の整理をしっかりとっておかなければ情報公開もできないということで、それでちょうどタイミングよくファイリングシステムの研修がありました。これは本当に先頭になってやってくれましたから、議員も本当に大変な御苦労されたと思うのですが、その中で、やっぱりあの効果というのは非常に大きくて、O Aフロアにもなって、本当に見違えるような体制になりました。おまけに、それぞれ各課の間のスチールロッカーもなくなって、見通しがよくなって、また、相談だとか、休むスペースもできて、特に1階は、カウンター越しに、真ん中が通路でカウンターが両側でしたけれども、町民ホールができて、ワンストップで座ったままでみんなできるようになりました。そういうことを含めて、ちょうどファイリングと、またスタッフ制と大課制というのがセットできて、非常に効率がいいなというふうに思ったのですが、若干、住民にわかりづらいという問題はあったかもしれませんが、そのころから比べると、やっぱり職員の意識も相当変わってきましたし、それぞれ用事があって来られて、多少、真っすぐ目的地に来られない方には声をかけながらしっかりと対応して、1カ所に座っていただければ、ほとんどその窓口業務、手続が済むというようなこともできましたから、そういう意味では住民の利便性は非常に高まったなと思うのですが、内部の者については、確かに課長が1人ということもあって、それぞれまた人数が多くなるということで、非常にやっぱり事務的な連絡体制などを含めて、いかななものかなというふうに思ってきたのですが、その中でも、補佐職などもかなりまた充実させていただきましたし、問題は、そういう体制の中でも、その体制の中のコミュニケーションがしっかりとれるかどうかというのが一番やっぱり問題だというふうに思うのです。よく職員とも話をするのですが、年代が違うとなかなかいろいろコミュニケーションとろうと思っても、参加していただけないとか、つき合いがないとかということになりますけれども、そうではなくて、それは本当に仕事の延長線であればかなりまた厳しいかもしれませんが、そういうことができるような職場の雰囲気をつくっていかねば、そういう幾ら小さくしても大きくしても、それは変わらないよということも含めて実はお願いしているのですが、そのために、必ず4月の新体制になったときには、必ず課の課長さんが中心となった、管理職、トップが中心となった、自分の課の職員との1年間の活動方針、課の運営方針を出していただいて、その目標に向かって職員みんな話しながら、交流会をやりましょうとか、こういうふうな懇談をしましょうとか、

こういうような技術研修をしましょうとか、そういうこともしっかり出していただきながら、常に職員全体で課の雰囲気をしっかりつくっていくと。そして働きやすい、病気にならない、元気で働ける職場をつくっていくと、こういうことで実は対応して、お願いしているところでありまして、その中で、去年のようなことが起きたというのは、非常にこれは本当にコンプライアンス、また横文字になりますけれども、本当に法令遵守の中では、研修も、そういうふだんの職員同士の交流、コミュニケーションの中でしっかりと培っていかなければならないなどなど含めてお願いしているところでありまして、それは本当にこの時期において、この危機的な財政状況を乗り越えてこれたのも、やっぱり大課制とスタッフ制とファイリングシステムの成果というのは非常に大きいなというふうに思っています。

今、その体制でしっかりと進めるということについては、今申し上げたとおり、それぞれ担う管理職の皆さんをトップにして、管理職だけでなく、そこに主査だとか副主査もいますから、それをしっかりと組織を縦割りから横串をしっかりとつかんで、そういう日常的なコミュニケーションの輪を広げていくと、このことがやっぱり一番大事でないかなというふうに思っておりますので、そのことについてもしっかりと意を払って、常に課の中の点検もさせていただきながら、そんな中で人事評価制度も入るのですが、人事評価制度は、誰かがだめだとかいいとかという評価でなくて、同じ課の中の職員が、ここが足りなければ、足りないところをみんなでちゃんと持ち上げてあげる、いいところは伸ばしてあげる、そういうことの人事評価も入れながら、より働きやすく、元気な、住民から見てもしっかりと信頼のおける職場づくりということで、これはさらにまた力を入れて頑張っていきたいなと、こういうふうに思っているところでもあります。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 組織の関係、人事は町長の専決事項でございますので、私どもがとやかく言う立場でございません。

おおむね最後のほうになりましたので、昨年10月5日に、北海道警察のほうに5課、6課にまたがる書類を提供しているということで、11月末の特別委員会で報告がありました。その書類は戻ってきているのかいないのか。年度末でございますので、冒頭申しましたように、これから町民の人たちの出入りもございますので、その辺、どうなっているかお聞きしたい。

議長（方川一郎君） ただいまの質問でありますけれども、うちの議会も通告制になっていますが、ただいまの議論は組織機構改革の議論として展開をしていただければというふうに思いますが。組織と機構改革についての議論ととらえています。その範疇で議論していただければと。

大住啓一君。

4番(大住啓一君) 今申しましたように、組織の中で5課、6課の書類を持って
いっているということで前置きしたのですけれども、それでも組織の関係等々という
ことになるかならないかということでの議長の判断かと思うのですが、私としてはそ
ういう中身であって、そういう報告があったものですから、戻ってきたのですかと聞
いている部分でございます。

議長(方川一郎君) 砂原副町長。

副町長(砂原勝君) 私から答弁をさせていただきます。

特別委員会の中でも、捜査当局から任意の提出に対して協力していますという報告
はさせていただいたところです。

今現在、一部戻ってきている書類もありますけれども、まだ大部分は戻ってきてお
りません。いずれにしても、捜査が終わった段階では、町のほうにも報告、説明にま
いりますというふうにお話をいただいておりますので、捜査が終わり次第、そういう説
明をしていただけるものと考えております。書類については、一部、ぼちぼちと戻っ
てきたというところでございます。

議長(方川一郎君) 大住啓一君。

4番(大住啓一君) それ以上、私としましても、副町長から細かく説明がござい
ました。

いずれにいたしましても、冒頭申しましたように、年度の変わり目が近づいてきて
ございますので、町民の皆さん、職員の皆さん、一丸となって、本別町のこれからの
発展ということもございまして、最後にまとめということになりましようか、その
辺のお考えを新たにいただきたいということでございます。

議長(方川一郎君) 高橋町長。

町長(高橋正夫君) 予算審議、これからですから、ぜひ職員と、行政報告もさせ
ていただきましたし、質問の中でも答弁させていただきましたけれども、残念ながら
平成12年をピークにして、交付税がそのときから10億円もまだ少ないということ
も含めて、自主財源が乏しい中でも、本当に町民の皆さん、議会の皆さん方の御理
解をいただいて、少ない基金も、一定の基金を積むことができたし、それで政策的な予
算もできました。その中で、今回の予算も、約66億円、まだそういうことで十分な
予算とは言えませんが、先ほどの答弁にあるように、準骨格という形ではあり
ますが、住民の暮らしに本当に寄り添った、最小の経費で最大の効果をあらわ
すことの必要性を感じながら、しっかりと予算編成をさせていただきますので、予算
審議の中でまた十分御意見をいただいて、よりまた町民の皆さんの期待に沿える予
算の肉づけをさせていただければ本当にありがたいかなと思いますので、逆によろしく
お願い申し上げて、答弁とさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

4番(大住啓一君) 終わります。

議長(方川一郎君) これで、一般質問を終わります。

傍聴者の皆様に申し上げます。

今回で18回目のナイター議会を開催させていただきました。長時間にわたり、お疲れのところ、傍聴いただきまして大変ありがとうございました。

当議会の取り組みに対しましても、今後とも御指導と御協力、御理解をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

傍聴していただいた皆さん方に、改めて厚くお礼を申し上げまして、ナイター議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会宣告（午後 7時56分）

平成29年本別町議会第1回定例会会議録(第3号)

平成29年3月15日(水曜日) 午後1時30分開議

議事日程

日程第 1	議案第 12号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 2	議案第 13号	本別町立保育所条例の廃止について
日程第 3	議案第 14号	本別町子育て支援センター条例の廃止について
日程第 4	議案第 15号	本別町弥生町文教会館条例の廃止について
日程第 5	議案第 16号	本別町児童発達支援センター条例の制定について
日程第 6	議案第 17号	本別町放課後児童クラブ条例の制定について
日程第 7	議案第 18号	本別町介護福祉士修学資金貸付条例の制定について
日程第 8	議案第 19号	本別町新規就農者等に関する条例の制定について

会議に付した事件

日程第 1	議案第 12号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 2	議案第 13号	本別町立保育所条例の廃止について
日程第 3	議案第 14号	本別町子育て支援センター条例の廃止について
日程第 4	議案第 15号	本別町弥生町文教会館条例の廃止について
日程第 5	議案第 16号	本別町児童発達支援センター条例の制定について
日程第 6	議案第 17号	本別町放課後児童クラブ条例の制定について
日程第 7	議案第 18号	本別町介護福祉士修学資金貸付条例の制定について
日程第 8	議案第 19号	本別町新規就農者等に関する条例の制定について

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	1番	矢部隆之君
	2番	藤田直美君	3番	篠原義彦君
	4番	大住啓一君	5番	山西二三夫君
	6番	黒山久男君	7番	小笠原良美君
	8番	方川英一君	9番	高橋利勝君
	10番	阿保静夫君		

欠席議員(1名)

副議長	11番	林武君
-----	-----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	君	副町長	砂原勝	君
会計管理者		毛利俊夫	君	総務課長	大和田	収君
農林課長		菊地敦	君	保健福祉課長	村本信	幸君
地域包括支援センター所長		飯山明美	君	住民課長	千葉輝	男君
子ども未来課長		大橋堅次	君	建設水道課長	大槻康	有君
企画振興課長		高橋哲也	君	老人ホーム所長	井戸川一	美君
国保病院事務長		藤野和幸	君	総務課主幹	小坂祐	司君
総務課長補佐		三品正哉	君	建設水道課長補佐	小出勝	栄君
教育長		中野博文	君	教育次長	佐々木基	裕君
社会教育課長		阿部秀幸	君	学校給食共同調理場所長	久保良	一君
農委事務局長		郡弘幸	君	代表監査委員	畑山一	洋君
選管事務局長		大和田	収君			

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹	君	総務担当副主査	塚谷直人	君
------	------	---	---------	------	---

開会宣告（午後 1時30分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第12号

議長（方川一郎君） 日程第1 議案第12号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第12号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は人事院の給与に関する勧告に伴い、一般職の職員の扶養手当の支給額改定の必要が生じ、職員組合の合意を得ましたので提案をするものであります。

人事院勧告の概要であります。昨年11月の臨時議会におきまして、給与改定、勤勉手当の改定を行っております。

今回は、扶養手当の改定を行うものであります。

内容といたしましては、現在、扶養手当の額は、配偶者13,000円、子6,500円、父母等6,500円となっておりますが、改定後は、平成29年度、配偶者10,000円、子8,000円に、父母等については改定なし。平成30年度から、配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円に改定するものであります。

また、職員に配偶者がいない場合は、現在、子11,000円を、平成29年度から10,000円に、父母等11,000円を9,000円に、平成30年度から、父母等6,500円に改定するものであります。配偶者に係る手当額を減額し、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げるものであります。

実施時期は、勧告どおり、平成29年4月1日から施行するものであります。

なお、この改定に伴う影響額は、28万3,000円の増と見込んでおります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「および孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第3号、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫。

これは、孫の取り扱いを明確にするため、条文の整理であります。

第8条第3項を次のように改める。

第3項、扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

これは、扶養手当を配偶者、父母等を6,500円に、子を10,000円にする改定であります。

第9条第1項中「1に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「においては、これらの事実」を「においては、その事実」に、「これらの日」を「その日」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で、配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

第1号、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合。

第2号、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合。

第3号、職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合。

これは、孫を祭文化したことによる文言整理と新たに認定の事実の発生時及び要件を失ったときの届出についての整理であります。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

扶養手当に関する特例。

第2項、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の職員の給与に関する条例第8条第3項の規定の適用については、「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万円）同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、第9条の規定の適用については、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「第2号、扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「第2号、扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」第3号、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）」第4号、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に掲げる場合を除く。）」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

これは、平成29年度に限り扶養手当の額を、配偶者を10,000円に、子を8,000円に、職員に配偶者がいない場合は、子を10,000円に、父母等を9,000円に改定し、激変緩和を図るものであります。その他については文言の整理であります。

規則への委任。

第3項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上、議案第12号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります

これから、議案第12号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第13号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第13号本別町立保育所条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第13号本別町立保育所条例の廃止について、提案理由の説明をいたします。

本別町が設置、運営しております本別中央保育所及び本別南保育所が、本年度末で閉所することに伴い、設置等について定めた条例を廃止する必要が生じたため提案するものです。

なお、現在通所しております児童、新たに就学前教育、保育が必要となる児童は、学校法人釧路カトリック学園が運営する幼保連携型認定こども園ほんべつへ通園することとなります。

それでは、条文を朗読し提案とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町立保育所条例を廃止する条例。

本別町立保育所条例（昭和40年条例第19号）は廃止する。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります

これから、議案第13号本別町立保育所条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号本別町立保育所条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号

議長（方川一郎君） 日程第3 議案第14号本別町子育て支援センター条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第14号本別町子育て支援センター条例の廃止について、提案理由の説明をいたします。

本別町が設置、運営しております子育て支援センターが本年度末で閉所することに伴い、設置等について定めた条例を廃止する必要性が生じたため提案するものです。

なお、現在、同施設を利用しております乳幼児並びに保護者については、学校法人鉤路カトリック学園が運営する幼保連携型認定こども園ほんべつ内にあります子育て支援センターにおいて、様々な子育て支援事業を行うこととなります。

それでは、条文を朗読し提案とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさ

せていただきます。

本別町子育て支援センター条例を廃止する条例。

本別町子育て支援センター条例（平成16年条例第8号）は廃止する。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります

これから、議案第14号本別町子育て支援センター条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号本別町子育て支援センター条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号

議長（方川一郎君） 日程第4 議案第15号本別町弥生町文教会館条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部社会教育課長。

社会教育課長（阿部秀幸君） 議案第15号本別町弥生町文教会館条例の廃止につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町弥生町文教会館の設置目的は、公立学校職員の研修および福利厚生並びに児童生徒の校外活動を促し、健全育成に寄与するためのものでありましたが、建設以来38年間、学童保育所としての利用が殆どであります。

平成26年に学童保育所にかかる事務が町部局へ移管され、教育委員会では施設の維持管理のみを行っております。今後も学童保育所として利用され、本年4月から管理運営方法が変更されることから、施設を町部局へ所管替えを行い、新たな事業推進のため、本条例の廃止と関係条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案をするものであります。

それでは、改正条文により朗読して説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町弥生町文教会館条例を廃止する条例。

本別町弥生町文教会館条例（昭和53年条例第18号）は、廃止する。

附則。

施行期日。

第1項この条例は、平成29年4月1日から施行する。

本別町使用料条例の一部改正。

第2項本別町使用料条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

第3号削除。

別表第3を次のように改める。

別表第3、削除

本別町暴力団排除条例の一部改正。

第3項本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第25項までを1項ずつ繰り上げる。

以上、議案第15号本別町弥生町文教会館条例の廃止についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります

これから、議案第15号本別町弥生町文教会館条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号本別町弥生町文教会館条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号

議長（方川一郎君） 日程第5 議案第16号本別町児童発達支援センター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第16号本別町児童発達支援センター条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

心身の発達において特別な配慮が必要な児童及びその家族に対し、その心身の発達を総合的に支援し当該児童の健やかな成長を図るため、新たに本別町児童発達支援センターを設置することに伴い、必要な事項を定めた条例が必要となるため提案するものです。

これまで特別な配慮が必要な児童及びその家族に対する支援については、中央小空き教室において行っており、先ほど廃所の議決をいただきました中央保育所跡に場所を移し、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問事業などの支援事業を行うものです。

それでは、条例の案文を朗読するとともに、各条について概略を説明して提案をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町児童発達支援センター条例。

設置。

第1条、この条例は、心身の発達において特別な配慮が必要な児童及びその家族に対し、その心身の発達を総合的に支援し当該児童の健やかな成長を図るため、本別町児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

この規定は、本別町児童発達支援センターの設置及び目的を定めたものであります。

名称及び位置。

第2条、センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、本別町児童発達支援センター。位置、中川郡本別町北5丁目10番地8。

職員。

第3条、センターに、所長その他必要な職員を置く。

事業。

第4条、センターは、次に掲げる事業を行う。

第1号、心身の発達に関する相談、指導又は療育等の支援を行う事業。

第2号、心身の発達、障がい等に関する研修又は啓発等に関する事業。

第3号、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業。

第4号、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業。

第5号、同条第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業。

第6号、その他センターが必要とする事業。

この規定は、センターにおいて行う事業を定めるものです。

第1号、第2号については、これまでも中央小学校内、幼児ことばの教室において行っております。

第3号の児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業とは、発達に心配のある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または、集団生活への適応のための訓練を行うサービスのことであります。対象は就学前の児童で、この事業を発達支援事業としています。

第4号の同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業とは、通学中、発達に心配のある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活の能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって発達に心配のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う事業であります。対象は小学生、中学生、および18歳未満で、この事業を放課後等デイサービス事業としています。

第5号の同条第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業とは、センターの職員がこども園、へき地保育所、小、中学校、学童保育などを訪問し、発達に心配のある児童やこども園、へき地保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行うものであります。対象は、こども園、へき地保育所、小、中学校などに在籍している児童および先生方で、この事業を保育所等訪問支援事業としております。

利用対象者。

第5条、前条第1号、第2号及び第6号の事業についてセンターを利用できる者は、次のとおりとする。

第1号、本別町の区域内に住所を有する児童及びその家族。

第2号、前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者。

第2項、前条第3号、第4号及び第5号の事業についてセンターを利用できる者は、法第21条の5の5の規定による障害児通所給付費等の支給の決定を受け、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた者とする。

この規定は、利用対象者を定めているものであります。町民のほか、町長が必要と認める者としております。

第2項は、前条で説明しました、発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業の利用方法について、定めたものであります。

使用料。

第6条、センターを利用（第4条第1号、第2号及び第6号の事業に係る利用を除く。）する場合は、使用料を納入しなければならない。

第2項、前項の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額とする。

この規定は、センターの使用料を定めるもので、発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業について使用料が必要となる旨を定めたものであります。第2項は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を使用料とする旨を定めたものであります。

使用料の減免。

第7条、町長が特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより使用料を減免することができる。

この規定は、前条で定めました使用料についての減免を定めたもので、現在、費用負担が無い中で幼児ことばの教室に通室していることから、療育に係る費用については免除する考えであり、本条例の議決後、規則において、使用料の免除規定を定める予定であります。

委任。

第8条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

以上、議案第16号本別町児童発達支援センター条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 現在の中央小で対象児童がいるかどうか僕わかりません。ことばの教室行っていると思います。今回この条例が定められると、その対象児童は、今度、元中央保育所のほうで、今受けている指導を受けるという形になるのでしょうか。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 現在、幼児ことばの教室に通室している子どもたちは、小学校へ行く前の子で13名おります。小学生で11名、中学生で2人おります。その子どもたちは、今議員おっしゃるとおり中央保育所内で予算を提案しておりますけども、それを議決いただいたあと改修をして、10月1日からこの事業にのっとって療育をするという形になります。以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 実は我が子も1年、2年程度でしたか、小学校に上がってからお世話になったことがありまして、学校の授業を受けながら、中央小学校内にあったから、その部屋に通うということで、これはもうここから先は私の想像ですけども、子どもからすれば授業を受けながら、空き時間かどういふことで行ったのか、そういう形で放課後かに行ったと思うのです。今度場所が近いとはいえね、やっぱりちょっと離れるという形の中で、授業を受けつつも空き時間にそういう所に行くというスタイルだったとすれば、その辺がちょっと支障が出るのではないかなというふう思うのですけども、その辺はどう

いうスタイルになっていくのでしょうか。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 先ほど3つの事業、私申し上げました。1つ目、発達支援事業。これは学校へ行く前の子どもたちでありますので、午前中にこの子どもたちの療育は受けております。

今、議員言いました、小学校の子どもなのですけども、2つ目の事業であります、私2つ目言いました放課後等デイサービス事業、ですから小学校、中学校の授業終わったあと、その時間帯で療育を受けておりますので、ちょっと以前とは時間帯もかわっていると思います。放課後等ですので、小学校、中学校の授業が終わったあと、今までも中央小で受けていました。そしてちょっと距離のことなのですけども、確かに中央小の子どもたち、本中の子どもたちは近いのですけども、勇足、仙美里は車で親御さんが送って来ております。この間、この事業化をするにあたり、保護者の方々とも相談をしながら、中央保育所跡でやりたい旨も相談をしながら進めておりますので、御理解をいただいていると思います。以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 実際に利用されている方々が理解されているということなので、それはそれでいいのですけれども、さっき私が申し上げたのは、通常の授業を受けながら通っていたのではないかなというふうに思っていたものですから、それが放課後に移るという新たな形になるのであれば、それはそれで了解を得た形で進むならそれはいいのですけれども、授業の合間に受けられたということで、要するに学校から移動しないですね、うちの子の場合はことばの教室だったのですけれども、受けられたということで、それは子どもから見るといいことのように思うのですけれども、その辺の、現在通所されている対象者の方々と理解というのは、そういうふうに形が変わることかどうかを確認をした上で、その辺を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長

子ども未来課長（大橋堅次君） 私、子ども未来課に来て3年になります。議員、結構前の話だったと思います。現在は放課後に、小学、中学生の療育を受けておりますので、平成2年からことばの教室がやっておりますので、相当前のことでありますので、放課後等、授業がこれになったからではなくて、今も放課後でやっておりますので、御理解を願います。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 確認の1点だけでございますけれども、附則の施行月日が10月1日ということになってございます。これはリフォームするのに時間がかかるからという解釈かなと思うのですが、待ってる親御さんたちもいるかと思っておりますので、予算が通って4月新年度からやって、1カ月ではできないと思いますけれども、夏休み前後からという

ことも含めてですね、そういうお考えがあったのかということだけお聞かせいただきたい。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 10月1日から施行にしております。こちらの予定はですね、5月連休明けに、予算が通ったあと発注をして改修をして、8月の夏休みに引っ越しをして、事業の認定が10月1日となります。その前には当然小学校でもやりますし、引っ越ししてきた後も、要はお金が発生しない中で療育はいたします。10月1日から事業の認可をいただいて、正式に出発するような形で考えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります

これから、議案第16号本別町児童発達支援センター条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号本別町児童発達支援センター条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第17号本別町放課後児童クラブ条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第17号本別町放課後児童クラブ条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業（学童保育所）を、本別町が直轄で行うことにより、必要な事項を定めた条例が必要なため、提案するものであります。

この条例により、現在、本別学童保育所運営協議会が運営している本別学童を町が直接運営、さらに、勇足地区放課後子ども教室を補助率が有利な勇足学童保育所として、あわせて町が運営いたします。なお、仙美里地区放課後子ども教室は通室人数が少なく、補助

要件に達しないため、このまま仙美里子ども教室として文部科学省の補助金をいただきながら町が運営して参ります。

それでは、条例の案文を朗読するとともに、各条について概略を説明して提案をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町放課後児童クラブ条例。

趣旨。

第1条、この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき、放課後及び学校の休業日に、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（以下「放課後児童」という。）に対し、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場を提供するため、本別町放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の設置及びその実施に関し必要な事項を定めるものとする。

この規定は、条例の制定の趣旨を定めたものであります。

名称及び位置。

第2条、児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、本別学童保育所。位置、本別町弥生町36番地1。

勇足学童保育所、本別町勇足元町21番地1。

対象児童。

第3条、児童クラブの対象児童は、町内に住所を有する放課後児童で、小学校に就学しているものとする。ただし、児童クラブの運営に支障のない場合において町長が必要と認める児童については、この限りでない。

開所時間等。

第4条、児童クラブの開所時間及び休所日は、規則で定める。

この規定は児童クラブの開所時間及び休所日を規則で定めるとしたもので、4月1日から本別学童保育所の閉所時間を現行の午後5時45分から15分延長し午後6時に、土曜日の開所時間を現行の午前8時30分を30分早め、午前8時に、夏休みなどの長期休暇の開所時間を同じく30分早め、午前8時に、閉所時間を現行の午後5時45分から15分延長し午後6時とし、それぞれサービスを拡大いたします。

なお、休所日の変更はありません。

また、勇足学童保育所の開所時間及び休所日は現行と変わりません。

入所の承諾。

第5条、児童クラブに入所しようとする放課後児童の保護者は、あらかじめ町長の承諾を受けなければならない。

退所の届出。

第6条、児童クラブを退所させようとする放課後児童の保護者は、町長にその旨を届け出なければならない。

保育料。

第7条、児童クラブを利用する放課後児童の保護者は、児童クラブの利用を開始した日の属する月から利用を終えた日の属する月までの各月において、月額2,600円の保育料を納付しなければならない。ただし、その月の16日以降に入会し、又はその月の15日以前に退会した場合については半額とするものとする。

この規定は児童クラブの保育料を定めるもので、本別、勇足両クラブとも現行と同じ保育料といたします。

なお、保育料の設定、開所時間の設定については、先日、本別町子ども・子育て会議において御審議いただき、了解をいただいているところです。

委任。

第8条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2項、第5条の規定による入所にかかる手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

この規定は、入所に係る手続きについて、入所等の手続きが必要なことから、条例が施行する4月1日以前に手続きをすることが出来るようにしたものであります。

以上、議案第17号本別町放課後児童クラブ条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点だけ確認させてください。料金については同じというようなお話でございました。町が今度運営するということございまして、私の認識では学童保育所は、お父さんお母さんたちが一生懸命やっただいて、今現在に至っているという認識でございますけれども、そこにお勤めといいますか、お手伝いいただいている方々がおりますけれども、その方々はどのようなお考えになっているのか、また、この条例ができて年度がかわってからも、また町のいろいろな呼び方があると思いますけれども、囁託さんになるのか臨時さんになるのかわかりませんが、その辺どのようなお考えになっておられるのかお聞かせいただきたい。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 議員おっしゃるとおり、今は父母の皆さんが運営する運営協議会で先生を雇って、そこで指導をしていただいています。今度は直営で運営をいたしますので、予算案の中に提案させてもらっていますけれども、臨時職員の賃金、7節で賃金を計上しています。そこで、町の臨時的任用職員として、期限つきなのですが雇用していく予定であります。以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 人の採用でございますので、私の立場でどうのこうのということではございませんけれども、基本的な考えとしては、継続的に行っていただくという、決定ではないのですけれども、そのようなお考えで進めていくという考えでよろしいのでしょうか。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 現在3名の方が、親御さんの運営委員会で雇われております。都合により1名の方は、うちの募集には募集してきませんでした。1名足りませんので、幼稚園のほうで同じく一時預かりを指導してます先生が、資格のない先生なのですけれども、おりましたので、その方を採用予定で、3名プラス1名、計4名で、直営で運営をしていきたいと考えております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号本別町放課後児童クラブ条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号本別町放課後児童クラブ条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第18号本別町介護福祉士修学資金貸付条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 議案第18号本別町介護福祉士修学資金貸付条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、総合的な介護人材確保対策として、将来介護福祉士として本別町内の介護保険施設及び障害者福祉施設に勤務を志望する者に対して、修学に必要な学資金を貸付けるこ

とで、介護福祉士の確保を図ることを目的として、条例の制定を提案するものです。

それでは、制定条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。尚、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護福祉士修学資金貸付条例。

目的。

第1条、この条例は、将来介護福祉士として本別町内の介護保険施設及び障害者福祉施設（以下「介護保険施設等」という。）に勤務を志望する者に対して、修学に必要な学資金（以下「修学資金」という。）を貸付けし、もって介護福祉士の確保を図ることを目的とする。

定義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、介護保険施設。介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する事業を行う事業所。

第2号、障害者福祉施設。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する事業を行う事業所。

第3号、介護福祉士養成施設。社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設。

貸付対象者。

第3条、修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

第1号、本別町に住所及び生活の本拠を有すること又は本別町に住所及び生活の本拠を有する者の子であること。

第2号、介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者。

第3号、介護福祉士養成施設を卒業又は修了した後、本別町内の介護保険施設等に介護福祉士として勤務する意思を有すること。

第3条については、貸付対象者について定めるもので、対象となられる方の具体例としましては、御本人が本別町民の方で、本別高校から介護福祉士養成施設に入学され、卒業後に町内の介護保健施設等に介護福祉士として勤務を志望される方。本別町民の方のお子さんで、町外の高校を卒業後、介護福祉士養成施設に進まれ、卒業後に町内の介護保健施設等に社会福祉士として勤務を志望される方。本別町民の方のお子さんで、現在は社会人の方であっても、介護福祉士養成施設に入学され、卒業後に町内の介護保健施設等に介護福祉士として勤務を志望される方なども対象となります。

貸付金額及び利子。

第4条、修学資金の貸付金額は、月額50,000円の範囲内で町長が定める。

第2項、利子は無利子とする。

貸付けの申請。

第5条、修学資金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

第1号、申請者の住所、氏名及び生年月日。

第2号、貸付け希望金額

第2項、前項の申請書の提出があった場合は、町長は貸付けの可否及び貸付金額を決定し、申請者に通知するものとする。

連帯保証人。

第6条、修学資金貸付けの決定を受けた者は、速やかに債務を負担する能力を有する連帯保証人2人を定め、誓約書に連署押印の上、これを町長に提出しなければならない。

第2項、連帯保証人は、独立の生計を営む成年でなければならない。

第3項、連帯保証人が欠けたときその他の理由により適格性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて、町長に届け出なければならない。

貸付けの取消し及び停止。

第7条、修学資金貸付けの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを停止することができる。

第1号、修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

第2号、退学したとき。

第3号、疾病その他の理由により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

第4号、死亡したとき。

第5号、その他正当な理由がなく貸付けの条件に違反し、又は修学資金の貸付目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

第2項、修学資金貸付けの決定を受けた者が休学、留年し、又は停学の処分を受けたときは、休学、留年し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学又は進級した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わない。ただし、特に町長が必要と認めるときは、この限りでない。

償還の方法。

第8条、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、介護福祉士養成施設卒業後3年以内の期間において貸付けを受けた修学資金の総額を償還するものとする。

第2項、借受者が、前条第1項の規定により貸付けの取消しを受けた場合は、その事由の生じた月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に月賦又は半年賦の均等払い方式により償還しなければならない。ただし、繰り上げて償還することを妨げない。

第3項、借受者は、正当な理由がなく償還すべき日までに償還しなかったときは、当該

償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害又は疾病その他特別の事由により、前項に規定する期限までに償還することが困難であると認める場合は、申請によりその期限を延長し遅延利息を免除することができる。

償還猶予。

第9条、借受者が、次の各号のいずれかに該当する期間中は、前条第1項の規定にかかわらず、償還金の償還を猶予することができる。

第1号、介護福祉士の資格取得後、介護福祉士として本別町内の介護保険施設等に勤務するとき。

第2号、災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

この第9条につきましては、第8条で定めております償還金の償還について、町内の介護保険施設等に勤務した場合や災害、疾病その他やむを得ない理由があるときは、償還を猶予することを定めております。

償還金の免除。

第10条、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は第8条の規定にかかわらず償還金の全部又は一部を免除する事ができる。

第1号、介護福祉士の資格取得後介護福祉士として本別町内の介護保険施設等に修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間在職したとき、償還金の全部。

第2号、前号に規定する期間中に業務により死亡又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき、償還金の全部。

第3号、前2号に該当する場合のほか、本別町の介護保険施設等に1年以上在職したとき、償還金の一部。

第4号、死亡したとき、償還金の全部又は一部。

第5号、身体の故障により償還が困難となったとき、償還金の全部又は一部。

第6号、災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により本別町内の介護保険施設等において介護福祉士として従事しなかったとき、償還金の一部。

第7号、その他特別の事由があると認めるとき、償還金の全部又は一部。

第8号、借受者が本別町内の介護保険施設等に介護福祉士として勤務しようとするとき、既に介護福祉士が充足されている場合は、なお3年間勤務を猶予し、この3年間を経過しても勤務不可能な場合は、勤務不可能な期間に応じ償還金を免除する。

この第10条につきましては、償還金の免除について定めております。第1号では、貸付期間の2倍に相当する期間、町内の介護保険施設等に勤務したときは、貸付金の全額を償還免除とすること。第3号では、町内の介護保険施設等に1年以上勤務したときは、貸付金の一部を償還免除とすること。第8号では、借受者が町内の介護保険施設等に勤務しようとした際に、介護福祉士が充足されており勤めることができなかつた場合を想定し、その場合の猶予期間を3年とすることなどを規定しております。具体的には、第1号の規

定により、短期大学や専門学校等に入学されて、2年間、毎月5万円の就学資金の貸し付けを受けた場合、貸付金の総額120万円を卒業後3年以内に返済する必要がありますが、町内の介護保険施設等に4年間勤務することで、全額返済免除となるものであります。

委任。

第11条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第18号本別町介護福祉士修学資金貸付条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第18号の質疑からとします。

ありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 2点、確認させてください。1点目でございますけれども、第3条の部分でございます。3条と次のページの連帯保証人の6条の関係について、2点質問させていただきます。

まず3条の部分でございますけれども、ちょっと読み取り方といたしますが、次の各号のいずれにも該当するものとなっておりますので、1点目は本人又は親御さん、2点目は要するに資格取得を目指す人、3点目については町内で勤務する意思のある人ということになって、この3点を満たしていないとだめだということの読み取り方に私は考えたのですが、その中で、本人が本別に住んでいるのですが、お父さんお母さんが町外に出て行ったりしてですね、親戚の御家庭にいるとかということになれば、厳密に言うと第1項がちょっとはずれてくるのかなという気がしますが、その辺がどういう解釈になるのかということと、先ほど言いました6条の関係でございます。連帯保証人の関係でございますけれども、これを2名、これは成人の方で経済力のある人というのは常識ということの解釈ですけれども、これは町内の人に限ったことでないという解釈でよろしいのか、それともあくまでも連帯保証人も町内のうんぬんということになるのか。

それと、連帯保証人の方が亡くなったりしたときには速やかにということでの補充ということでございますけれども、町内の方がいいということであれば、また連続して町外、町外のお2人でもいいのか、その辺の具体的なお話で恐縮なのですが、その2点についてお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 大住議員の御質問にお答えをいたします。まず第3条の

関係でございますけども、今議員のほうからもございましたけども、この第1号から第3号まで全てを条件として満たす方が対象になります。それで、今御質問にありました、御本人の方が本別にいらっしゃって、その方の親御さんが町外にいらっしゃる場合ということですけども、御本人が本別町に住所を有していて、住んでいらっしゃるのであれば、この第1号の前段の部分で該当いたしますので対象になります。

次に、第6条の関係でございます。連帯保証人の部分ですけども、条例の中では町外、町内という規定は設けておりません。ですから、なかなか町内の方に限定をしますと難しい面もございますので、そこはここでは規定しておりません。ただ規則の中で連帯保証人の方、例えば御両親のお父さんとお母さんを連帯保証人という形は、ちょっとそれは困りますので、ですから例えばお1人は御両親であれば、2人目の方は違う方を保証人として設定をしていただくというような、そういったことはちょっと規則の中で細かく定めたいというふうに今考えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかに。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） これまで説明をいろいろ、るるいただいた介護職員不足に対応する1つの考え方ということで理解していますけれども、就学の支援をするということは結構多くの自治体が行っているというふうに思いますけれども、その辺の分析をどういうふうにしたのかなという、やっぱり一番有効な手段としてはこれがあるのかなというふうに私も思うのですけれども、その辺の分析をした上での今回の提案ということなのか、その辺の取り組むにあたっての経過などをちょっと伺いたいのが第1点。

もう1つはですね、4条で月額5万円、年額60万円を支援するということなのですけども、御承知のように大体の所は100万円超えだと思うのです、年間の授業料だけで120万円から130万円位だというふうに思うのですけれども、そういう意味では、この支援がもちろん有効だとは思いますが、その辺の金額の検討何か、どういうことであらうかというふうな決めたのかということ辺りを伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 阿保議員の御質問にお答えします。まず1点目なのですが、この制度を検討するにあたっての経過ということなのですが、これまで総合的な介護人材対策ということでいろいろな取り組みを行ってきました。その前段で、例えば養成校の先生方ですとか、あるいは生徒さん、そういった方といろいろな意見交換をする機会もございまして、やはりその中で意見というか要望といいますか、いっぱい上がっていたのが、やっぱり学校に通われている間の資金的な援助があると大変助かるのですというお話もいただいております。そして、いろんな制度をつくっていくにあたって、養成校に行ってもらい、そういったことのきっかけづくりということも考えまして、この制度を今回制定をさせていただいたところでございます。

あと金額の関係ですけども、金額につきましても検討いたしました。第4条で金額の規

定を行っておりますけども、その中でほかの制度を併給することの禁止というのは規定をしておりません。ですから、例えば国の制度で同じように、学校に行かれてる間、月額5万円を支給して、3年勤務すれば返済が免除されるという制度もございますし、それぞれの学校の中でもそういった奨学金制度等ございますので、そういったものを一緒に活用していただければよろしいかなということで、この金額としております。あと、近隣の町村等もちょっと調査をさせていただきましたけども、大体5万円から多い所でも10万円程度ということでしたので、本町といたしましては5万円を設定をさせていただいております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

黒山久男君。

6番（黒山久男君） 3条についてもう一度確認をしたいと思うのですが、ちょっと理解できなかったのですが、仮にですね、町外の上浦幌地区の方がですね、将来的に本別に勤めたいということになれば、これ対象にならないのでしょうか。それと、あくまでも本別に居住してる人というような考えなののでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 3条の関係で、黒山議員の御質問にお答えをいたします。対象者を検討する際に町内の方のみ対象とするのか、町外の方も含めて対象にするのかという議論も内部でしたところなのですが、町外の方も含めて対象にしてしまいますと、いろんな地域から申し込まれてくる方も当然いらっしゃいますし、学校も含めて考えると、本当に日本のどこでも対象となってしまうことになります。あくまで貸付金ということで、その辺を考慮いたしまして、今回条例を制定した中では、まず御本人が本別町民の方、あるいはその方の御両親が本別町民の方という形で限定をさせていただいて、条例のほう提案をさせていただいております。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今、答弁ありましたように、本別町に在住されている方ということですから、本別町に在住されている方がそういった介護の仕事を希望するということが前提になってくるわけですが、研修を高校生含めてやって一定の報告がありますけども、その辺のセミナーというのですか、研修の中身とね、今回の制度というのは、ある程度どういうつながりというか議論になっているのか、その辺の経過があればお伺いしたい。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。昨年から実施いたしました介護職員初任者研修、本別高校生の方にも受講していただいて、7名の方、無事研修を終了されております。今回の制度との関係性でございますけども、今回の制度は、例えば普通に高校を卒業されて、進学をして、将来的な就職、資格として介護福祉士を目指されている方を対象にしています。介護職員初任者研修といいましては、受講され

たあと、そういう介護の仕事に就くことはできるのですが、その後またキャリアアップしていかなければならないですね。3年間の勤務をして、研修を受けて、そして介護福祉士の受験資格を得られるというような流れになっているのですが、そういったことで、今回の制度と今までやっておりました介護者初任者研修というのは、御本人がどの時点でその介護の職場を目指していくかというところで、高校卒業してすぐ仕事がしたいという方は介護職員初任者研修を受けていただいて、そして学校に行って知識を身につけて、資格を取ってから仕事をしたいという方はこの制度を使って養成校のほうに進学をしてもらうというような流れで、今整理をしております。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 先ほども言いましたけども、学校に入ってですね、地元就職するということを目指す人がいなければ、この制度は有効にできないわけですから、例えば今の初任者研修をやったにしても、初任者研修やったからと言って専門学校に行けないかということではないですよ。そうすれば、そういった初任者研修をきっかけに、その道に進むという、何かそういう1つの道筋というのもあったほうが、より有効に行くのではないかと思います。その辺について。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 大変申しわけございません。昨年来取り組んでいます、総合的な介護人材対策の中で、まず福祉セミナーの開催もそうなのですが、あとその介護職員初任者研修、こういったものにまず、例えば福祉セミナーでしたらそこに参加をしてもらって、介護職場、そういったものに関心を持ってもらう。介護の職場というのはこういう仕事をしているのだなということを知ってもらう。そういった機会にということで福祉セミナーを始めました。介護職員初任者研修につきましても、130時間の専門的な勉強をしていただきますので、その中で介護の職場というものを十分理解をもらって、そしてそこで介護福祉士を目指してもらうということも当然でございます。そういったきっかけづくりとして、何例かの施策つくっておりますけども、そういったものをうまくつなぎ合わせていって、将来的には本別町に帰って来ていただいて、介護の職に就いていただくというのが今回の目的でもございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります

これから、議案第18号本別町介護福祉士修学資金貸付条例の制定についてを採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号本別町介護福祉士修学資金貸付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

菊地農林課長。

農林課長(菊地敦君) 議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この度の条例の制定につきましては、平成3年に制定しております本別町新規就農者誘致特別措置に関する条例が新規就農者の就農後の助成が主な支援内容となっておりますことから、この条例を廃止し、現行の新規就農者奨励金、固定資産税相当額の助成制度に加え、新たに新規就農に向けた体験、研修、就農前の実習及び実習等受入れ農業者に対する助成策を拡充することによりまして、新規就農者の就農前の準備、就農、就農後における負担軽減を図り、新たな農業者の確保と本町農業の振興に資することを目的として本条例を提案するものです。

それでは、条例案文の朗読を持って提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町新規就農者等に関する条例

目的。

第1条、この条例は、町内に居住し、新たに町内で農業を営もうとする者に対し必要な支援を行い、新規就農者の定着と経営安定化を図ることにより、本別町農業の振興と農業農村地域の活性化に資することを目的とする。

定義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、新規就農体験者、新規就農を目的に、町内で短期間の農業体験を行う者。

第2号、新規就農予定者、町内で農業経営を開始することを目的に、農業技術を習得しようとする者。

第3号、新規就農者、一定期間農業技術等を習得し、農業経営を開始する者又は農業を

経営する3名以上で法人経営を行う農業者。

第4号、事業機関等、本別町農業委員会、本別町農業協同組合、十勝農業改良普及センター十勝東北部支所等の農業関係機関。

第2項、前項第1号から第3号に掲げる者は、当初の認定時において原則50歳未満の者とする。

認定申請。

第3条、前条第1項第1号から第3号に掲げる者（以下「新規就農者等」という。）は、あらかじめ町長に申請し、新規就農者等の認定を受けなければならない。

認定要件。

第4条、新規就農者として前条の認定を受けようとする者は、町が認定した認定新規就農者又は認定農業者であり、かつ、次の各号のいずれかの要件を備えていなければならない。

第1号、酪農・肉牛経営においては、町の平均的農業所得を得られる酪農・肉牛経営計画を有する者で、農用地面積が概ね10ヘクタール以上を確保できる者

第2号、畑作・園芸・施設経営においては、町の平均的農業所得を得られる畑作、園芸、施設経営計画を有する者で農用地面積が概ね2ヘクタール以上を確保できる者。

第3号、特に町長が認めた者。

新規就農者等の役割。

第5条、新規就農者等は、第1条の目的達成のため、円滑な研修、就農、農業経営確立に努めるものとする。

連携と協力。

第6条、町は、事業機関等と連携し、新規就農者等の円滑な研修等の実施、住宅及び就農地の情報提供、就農後の経営安定に対する助言指導を行い、新規就農者等の研修、就農状況の把握を行うものとする。

補助金の交付。

第7条、町は、新規就農者等が次の各号に掲げる事業を行った場合、別表1に定める補助金を予算の範囲内において交付することができる。

第1号、新規就農体験支援事業。

第2号、新規就農予定者支援事業。

第3号、新規就農者支援事業。

第2項、町は、前項に定める事業を行うため、新規就農者等の受入れ又は指導等を行った農家等に対し、別表2に定める補助金を予算の範囲内において交付することができる。

この条は、実施する事業について定めたもので、第1号新規就農体験支援事業、この事業は農業参入を希望し本町で就農が見込まれる新規就農者の体験、研修費を補助するものです。

第2号新規就農予定者支援事業につきましては、実践的な営農実習を通じた就農に必要な

な生産技術や経営管理方法等の習得に対する補助、及び営農実習期間中に居住する住宅の家賃に対する補助となっております。

第3号新規就農者支援事業、この事業につきましては、これまでも定められていました農業経営における肥料や農薬等の資材等の購入及び農地や家畜等の取得のために借り入れた制度資金の借入金の返還利息等に対して、年間100万円の5年間補助及び固定資産税相当額を5年間補助するものです。第2項の規定については、ただいまの説明をした第1項第1号から第3号の事業において、新規就農者等の受入れ及び実習指導を行なう農業者への指導費として補助するものでございます。

補助金の取消し。

第8条、町長は、前条に定める補助金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は減額し、若しくは補助金の全部又は一部を返還させることができる。

第1号、研修等を中止したとき。

第2号、農業を廃業したとき。

第3号、土地及び施設等を許可なく転用し目的外の用途に供したとき。

第4号、町税を滞納したとき。

第5号、不正行為により補助金の交付を受けたとき。

第6号、その他交付条件に違反すると認められるとき。

補助金の返還。

第9条、前条の規定により補助金の返還を求められた者は、町長が定める期日までに、補助金を返還しなければならない。

第2項、補助金を返還すべき者が、前項に定める返還期限までに補助金を返還しなかった場合においては、その未納額に年14.6パーセントの割合をもって、返還期日の翌日から支払いの日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

返還の免除。

第10条、町は、第7条第1項第3号に定める新規就農者支援事業の補助金について次の各号のいずれかに該当したときは、前条の規定にかかわらず、補助金の返還を免除することができる。

第1号、死亡したとき。

第2号、精神又は身体に著しい障害が発生したとき。

第3号、農業経営を10年以上継続し、廃業したとき。

第4号、町長が特別の事情があると認めたとき。

規則への委任。

第11条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

本別町新規就農者誘致特別措置に関する条例の廃止。

第2項、本別町新規就農者誘致特別措置に関する条例（平成3年条例第18号）は、廃止する。

別表1第7条第1項関係、続きまして次のページ、別表2第7条第2項関係につきましては、記載のとおりですので説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点だけ質問したいと思います。この条例制定についての年齢についてうたっているのは、第2条の2項の原則50歳未満ということだけでございます。先ほど来からの説明では、新しく就農したい方々への支援も含めて今回拡大してくというような条例改定でございまして、前段にあった就農してからの支援策ではなくて、それも入っているのですけれども、新たに若い方々、目指している方々にも支援してくというような内容というように理解はしているのですが、例題として申し上げますと、地元の道立の農業大学校がございまして、その卒業する生徒さん方、まいとし何人かは就農したいというような、地元に戻ってということではなくて、新しく新規に就農したいという生徒さんもおられるやに聞いてございます。これらの方々が、この制度を使って研修したり、将来的には就農するというような形が取れるのか、また農業大学校の生徒だけでなくでですね、そういう下のと申しますか、年齢の制限がないものですから、その辺はどのようにお考えになっているのかお聞きしたいということでございます。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） ただいまの御質問ですけれども、年齢の下限は定めておりませんが、今、国のほうの新規就農給付金等でも下限は定めておりません。ただ、国のほうは45歳未満というふうになってはいますが、現状として農業含めて就労の年齢というのは上がってきていますし、そういうことも勘案しながら、本別町については50歳という形で設定をさせていただいています。

あわせて下限につきましては、議員もおっしゃっているとおり、例えば今、私も新規就農者のフェア等に行きますと、農業高校やそういう所で就学をしている生徒さんがその就農フェアに来て、将来的には就農を考えていると。本別町ってどういう農業をしているのですかということも含めて伺います。そういうことですので、義務教育ということはいまだあまり考えられませんが、高校生、18歳前後から、議員おっしゃっている農大の卒業生については、この条例でうたっている新規就農者無金利ということで、2年間の研修等の助成等も受けられるということで、これまでなかったような形も取れますので、就農に向けて研修もそういった形で受けていただけるという制度になっているものかと思ってお

ります。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 非常に内容の濃い条例の制定かと思います。したがって、条例案分の説明でもありましたように、JA本別町農業協同組合と農業委員会、当然町も入ってのことだと思いますし、十勝普及センターですか、それらの農業関係者が一同に会して、今本別町農業の戸数も相当減ってきているようでございますし、1万1,000ヘクタールを守っていくという上でも非常に重要な条例制定だと思いますので、その辺この条例が制定された後速やかにですね、そういう打ち合わせといいますか、その辺も進めていくというようなお考えが、理事者に聞くのが筋かと思いますが、あるのかということでお聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 菊地課長。

農林課長（菊地敦君） 今議員おっしゃったとおり、やっぱり基幹産業の農業ですし、本別農協、そして道の機関等含めて、本別町の農業の振興のためには各関係機関、あわせて農業関連企業等も含めた形で協議をしながら進めていかなければならないと思っていますので、今後、常に関係機関との協議を進めながら、様々な事象が出てきたときには連携を取りながら、振興に向けて努力をしてまいりたいと思っております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 認定要件の確認でございますけれども、町が認定した認定新規就農者というのは、この目的、定義とかということに該当すると思うのですが、または認定農業者でありということは、どういうことでしょうか。

議長（方川一郎君） 菊地課長。

農林課長（菊地敦君） 基本的に新規就農者の場合においては、町の再生協のほうで認定する認定新規就農者の認定、ここであわせて認定農業者とうたっているのは、第2条の第3号にうたっております一定期間農業技術を習得し農業経営を開始する者、または農業経営を今、実際実施をしている者で、3名以上で法人経営等を行う場合についても、この用語の設定では新規就農者とうたっていますけれども、基本的にこの認定につきましてはこれまでも農業を営んでいますので、認定農業者という扱いになるということで、ここで2つの認定新規就農者、または認定農業者という形の認定という形でうたわせていただいております。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、そういう形です。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） ということは、今農業経営を開始する者、または農業経営をしている3名以上で法人経営を行うという説明なのですが、新規就農者のことなのですか、例えば3件、4件で個人経営やってる人がやめて、法人を組んで新たな経営をするという人も該当するということですか。

議長（方川一郎君） 菊地課長。

農林課長（菊地敦君） 廃止の提案をさせていただいております、これまでありました本別町新規就農者誘致特別措置に関する条例の中でも、ここにつきましては同様な形でうたわれております。新たに新規就農をする者、またはうたわれているように、ここでは農業を営営する3名以上で法人経営を行う者という形で、いわゆるそれも新たにという形で規定をさせていただいております。ですからこの条例で言うと、第7条第3号、新規就農者支援事業という形で該当してくるという形になるかと思えます。ですから固定資産税は、3戸で大きく規模拡大を向けて、新たに事業を開始する場合についても、これまでの条例の中でもうたわれていましたし、そこは本別町農業の今後の方向性や規模拡大に向けたという形で、そういったことも、これまでの条例を継承したという形で、今回新たな条例の中にも記載をさせていただいております。以上です。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） もう1点だけ確認させてもらいますけども、そうしたら今、固定資産税の5年間の免除ということございましたけども、新規就農者でやるときに100万円ずつ5年間の資金を補助するというのも該当するのですか。

議長（方川一郎君） 菊地課長。

農林課長（菊地敦君） 今お話しいただいたように、そういうふうに考えております。ですから、あくまでも新たにということですね。ですから、ここで法人という形でうたわせていただいているのは、いわゆる共同経営だとそれぞれの個々の経営がただ集まってということではなくて、1つの経営の方向性に向かって1つの法人として規模拡大を進めていく、新たに事業を進めていく農業者、農業法人という形で考えております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号本別町新規就農者等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告（午後 3時18分）

平成29年本別町議会第1回定例会会議録(第4号)

平成29年3月16日(木曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第 1	議案第 20号	平成29年度本別町一般会計予算について
日程第 2	議案第 21号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第 22号	平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 4	議案第 23号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第 5	議案第 24号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第 6	議案第 25号	平成29年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第 7	議案第 26号	平成29年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第 8	議案第 27号	平成29年度本別町水道事業会計予算について
日程第 9	議案第 28号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

会議に付した事件

日程第 1	議案第 20号	平成29年度本別町一般会計予算について
日程第 2	議案第 21号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第 22号	平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 4	議案第 23号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第 5	議案第 24号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第 6	議案第 25号	平成29年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第 7	議案第 26号	平成29年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第 8	議案第 27号	平成29年度本別町水道事業会計予算について
日程第 9	議案第 28号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	1番	矢部隆之君
	2番	藤田直美君	3番	篠原義彦君
	4番	大住啓一君	5番	山西二三夫君
	6番	黒山久男君	7番	小笠原良美君
	8番	方川英一君	9番	高橋利勝君

10番 阿保静夫君

欠席議員(1名)

副議長 11番 林武君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷲巢正樹君 総務担当副主査 塚谷直人君

開会宣告（午前10時00分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第20号ないし日程第9 議案第28号

議長（方川一郎君） 日程第1 議案第20号平成29年度本別町一般会計予算についてないし、日程第9 議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上、9件についてを一括議題とします。

はじめに、平成29年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

砂原副町長。

副町長（砂原勝君） それでは私から、平成29年度本別町各会計の予算編成の考え方、及び大綱について御説明を申し上げます。

まず先に、国の財政運営について申し上げます。

平成22年に国が決定いたしました財政運営戦略では、国、地方を通じて基礎的財政収支の赤字を10年間で黒字化をめざしましたが、特に後半においては、黒字化を達成することは困難な状況になっています。

そこで、国は平成27年6月に閣議決定の経済・財政運営と改革の基本方針2015において、平成28年度以降5年間の経済・財政再生計画を決定いたしました。その内容は、国、地方とも歳出全般にわたり、質的改善を求める厳しい内容となっています。

中でも、地方に対し、財政の体質改善として、地方交付税の算定に委託等の業務改革を反映させるトップランナー方式を徹底するとし、平成29年度の交付税算定では、対象業務の拡大を目指しています。

これを受け、今年2月7日に閣議決定された平成29年度地方財政計画は、通常収支分で8兆6,198億円、前年度に比較して1.0パーセントの増、別枠の東日本大震災分は1兆2,842億円で、27.8パーセントの大幅な減となりました。

地方税や地方交付税などの地方一般財源は、総額で6兆803億円、対前年比0.7パーセントの増で、前年並みが確保されております。

次に、歳入中、地方税は全体で0.9パーセントの増で、昨年の3.2パーセント増に比べ大きくダウンしておりますが、地方の税収は伸び悩みの傾向にあります。

自治体の主要財源となります地方交付税は、総額で1兆6,329.8億円、対前年度3,705億円2.2パーセントの減となりました。

歳出では、平成27年度に創設された、まち・ひと・しごと創生事業費として昨年同額の1兆円が計上され、一億総活躍社会関連施策として2千億円、新たに内容を充実拡充した公共施設等適正管理推進事業費は3,500億円の計上、緊急防災関係は事業費を拡充し5千億円が計上されております。

地方財源の不足額は、6兆9,710億円で、前年度より1兆3,647億円、24.3パーセントの増となり、臨時財政対策債を大幅に抑制した昨年から一転し、赤字地方債の増額が見込まれ、国、地方とも財政の硬直化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、本別町の平成29年度の予算編成に当たりましては、平成28年10月の臨時議会で補正いたしました災害復旧工事費、5カ所分6,300万円と3月臨時議会に計上いたしました国の2次補正分TMRセンター整備費、勇足小学校大規模改修費5億6,305万7,000円と橋梁長寿命化事業4,584万4,000円を29年度へ繰越し、新年度予算と一体的な執行を図ることといたしました。

新年度予算編成の重点としては、第6次本別町総合計画及び本別町人口ビジョン・総合戦略並びに町が策定している各種計画を基軸に据え、町長が先に掲げた政策実現にも意を注ぎ、補助、交付金等のハード事業に加え、優先度の高い子育て支援、地域包括ケアの推進、介護・人材確保対策、農福商連携、空家対策など町民生活に密着したソフト事業にも配慮し、併せて予算の重点化、効率化を図り財政基盤の安定に努めたところであります。

それでは次に、各会計の概要について御説明を申し上げます。

一般会計予算書の210ページをお開きください。

本別町予算総括表一番下の合計欄ですが、一般会計と6特別会計、2企業会計の予算総額は118億9,373万7,000円で、対前年比0.3パーセントの増となります。

上段の一般会計は、66億8,416万5,000円で、対前年度8,534万5,000円、1.3パーセントの減となりますが、国庫支出金など歳入が伸び悩んでいます。

特別会計は、国民健康保険が保険給付費の増及び国保病院医療機器更新に伴う繰出金の増額などにより7,595万9,000円、5.7パーセントの増、後期高齢者医療、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道はほぼ前年並みの計上でございます。公共下水道は、污水管渠新設及び終末処理場機器更新の事業費減で4,219万2,000円、7.4パーセントの減となります。

企業会計では、水道事業会計の資本的収支の大幅減は、浄水場の現場操作盤更新工事等事業費の減によるものです。病院事業会計の資本的収支の大幅増は、病院医療器械器具オーダリングシステム9,385万2,000円の更新によります。

次に、予算書の9ページをお開きください。

1、総括歳入でございますが、右端、比較欄の増減の大きいものについて御説明を申し上げます。

1款町税の総額は8億9,245万9,000円の計上で、対前年度897万8,000円、1.0パーセントの減となりますが、内容は町民税の個人所得割が対前年度553万5,000円、1.8パーセントの減によるものです。

その他町税では、固定資産税が0.9パーセントの減、軽自動車税は11.2パーセントの増、町たばこ税は前年並みの計上です。

6款地方消費税交付金は、対前年度2,560万円、14.9パーセントの減で景気停滞

の影響が出ていると思われます。

9款地方交付税は、対前年度3,867万円、1.3パーセントの増を見込みましたが、総務省の地方財政対策では、総額で2.2パーセントの減となっていますが、本町の普通交付税の算定にあたっては、基準財政需要額の個別算定経費及び包括算定経費の増減要因、公債費の算入額、人口減の影響などを精査し、対前年度決算比で見ますと4.5パーセントの減となります。

次に、11款分担金及び負担金、対前年度3,940万円の減額は常設保育所閉所に伴う保育料の減額、13款国庫支出金1億8,517万円の減は、認定こども園施設整備補助金の減が主なものであります。

次に、16款寄付金4,600万円の増は、個性あるふるさとづくり基金、ふるさと納税の寄付金を計上しております。

20款町債3,641万1,000円の増となりますが、今後とも計画的な起債の発行に努めてまいります。

次に、10ページ、11ページの歳出をお開きください。

比較欄の増減額の大きいものでは、3款民生費、対前年度2億5,603万8,000円、16.8パーセントの減は、常設保育所運営経費及び認定こども園施設整備補助金等の減によります。

6款農林水産業費9,126万7,000円、18.8パーセントの増は、国営利別川左岸土地改良事業負担金1億1,573万2,000円の増、道営美蘭別営農用水事業は1億2,765万8,000円で1,082万1,000円の増、道営畑地帯総合対策事業6,428万円の減、畜産担い手育成総合事業3,700万4,000円の減が主なものです。

次に、10款教育費5,120万3,000円の減は、資料館、体育館の改修費、及び勇足小学校大規模改修設計費の減によります。

12款公債費6,670万2,000円の増は、過疎対策事業債、及び臨時財政対策債に係る償還金が増加をしております。

次に、総体的な事項でございますけども、まず人件費であります。全会計の職員、及び準職員の人件費総額は21億8,768万1,000円で、対前年度1億5,316万7,000円、6.5パーセントの減となり、一般会計では1億6,206万6,000円、12.9パーセントの減となりました。これは、常設保育所の閉所等に伴う人件費の減額であります。

投資的経費は、一般会計で11億338万2,000円、対前年度1億3,623万5,000円、11.0パーセントの減、うち補助事業分は6億2,881万3,000円、対前年度28.2パーセントの減となります。

先ほど申し上げました、これに前年度からの繰越明許分6億7,190万1,000円を合せると、総額では17億7,528万3,000円となり、対前年度4億7,547万1,000円の増となります。

当初分の特別会計、企業会計を含めた投資的経費の総額は14億6,231万4,000円となります。

次に、基金の繰入額は2億9,560万円で、対前年度5,055万円、20.6パーセントの増となります。内容は、鳥獣被害防止総合対策事業費及び農業振興人材育成事業に対して、農業振興基金から1,245万円、保育料軽減事業、発達支援センター施設改修事業費、本のまち夢づくり講演会費として、個性あるふるさとづくり基金から3,035万円のそれぞれ運用を図ってまいります。

基金の平成28年度の見込みは、当初の取り崩し額に対し、概ね積戻しができる見込みであり、基金残高への大きな影響はありません。

以上が平成29年度予算の概要であります。本町の将来を見据えた事業や緊急の諸課題に積極的に取り組み、首長の改選期にも配慮し、町民生活に密着した事業の推進と町民生活の安定に全力を傾注した予算編成となりました。

一方、町財政は、平成28年度において、普通交付税及び臨時財政対策債合わせて1億2,163万2,000円の減収となり、平成29年度の予算編成に影響しています。

歳出を見ても、公債費、社会保障費、各会計繰出金が増加の傾向にあり、本町の財政環境は厳しさを増しており、更なる財政運営の効率化が求められておりますが、職員一丸となって、努力をしてみたいと考えています。

以上、大綱の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これより、各会計について、順次提案理由の説明を求めます。

議案第20号平成29年度本別町一般会計予算について。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第20号平成29年度本別町一般会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

ただいま、副町長より予算の大綱につきまして御説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書により、新規事業を中心に、増減の著しい部分に絞って御説明致しますので御了承願いたいと存じます。

まず、予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度本別町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66億8,416万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

各項にわたります節の報酬2節給料3節職員手当等4節共済費の人件費については、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

211ページをお願いいたします。

1、特別職に係る給与であります。本年度の欄をごらんください。

長等は3人、町長、副町長及び教育長であります。議員は12人。その他の特別職は371人、計は386人で、報酬から共済費までの総額は1億500万円で、対前年43万円の減となっておりますが、統計調査員が減になっているものであります。

次の212ページ、2、一般職であります。職員数は前年度より5名減の133人、給料4億9,740万2,000円、職員手当3億9,071万5,000円、共済費1億7,828万1,000円で、合計は10億6,639万8,000円となり、対前年1億3,248万1,000円、11.1パーセントの減であります。

減額の主なものは、中央及び南保育所閉所に伴う保育士及び調理員退職に伴う減によるもの、職員手当で退職手当組合精算負担金6,338万3,000円、率の改定により465万2,000円の減が主なものであります。

以下、職員手当の内訳及び次ページ以降の給料及び職員手当の増減額の明細等については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の48ページをお願いいたします。

歳出であります。各科目の給与費等の説明は、省略をしておりますので御了承願います。

なお、賃金中、臨時雇い、パート賃金について、北海道における最低賃金額との整合性を図り、平均約5.0パーセント単価アップをしております。また、嘱託職員賃金についても平均3.5パーセント単価アップをしております。

50ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節賃金中、嘱託賃金1,350万1,000円は、嘱託職員5人分を、次の臨時雇賃金2,160万6,

000円は、この科目の人数は本別高校卒業生ワークシェアリング2名分を含めた12人分を計上しております。

次の8節報償費中、記念品代中ふるさと納税2,500万円は、前年度より2,300万円の増額ですが、本別町個性あるふるさとづくり寄付金5,000万円を見込んだことによるものであります。

下段にあります9節旅費中、特別旅費685万3,000円は、対前年270万5,000円の増額で、自治大学校への研修及び十勝圏複合事務組合派遣を継続するとともに、新たに厚生労働省への実務研修により1名増加したことによるものであります。

飛びまして、57ページをお願いいたします。中段にあります15節工事請負費128万6,000円は、消防職員の職務環境の改善を図るため、庁舎内にシャワー室を設置するものであります。

飛びまして60ページをお願いいたします。6目財産造成費、次のページをお願いいたします。13節委託料中、町有林造林事業2,116万円は、対前年1,017万1,000円の増額で、新植2カ所で14.92ヘクタール、下刈4カ所で20.55ヘクタール、準備地拵1カ所で20.77ヘクタールの事業となります。

次の65ページをお願いいたします。8目企画費7節賃金嘱託賃金800万5,000円は、移住サポートセンター職員1名及び地域おこし協力隊2名分を計上しております。

次の8節報償費中、応援大使15万4,000円、記念品24万9,000円は、北海道日本ハムファイターズ応援大使によるトークショー司会謝礼、ヒーローショーに対する記念品によるものであります。

次の9節旅費146万円は、対前年76万6,000円の増額で、日本ハムファイターズ応援大使による札幌市、移住・定住促進関係及び地域おこし協力隊活動費として札幌市及び東京都への出張によるものであります。

67ページをお願いいたします。中段にあります14節使用料及び賃借料、借上料バス33万4,000円は、日本ハムファイターズ応援バスツアーとして、次の自動車96万4,000円は、移住サポートセンター用1台、地域おこし協力隊用1台を借上げるものであります。次の会場費25万円は、移住相談会ブース借上、北海道暮らしのフェアブース借上によるものであります。

飛びまして75ページをお願いいたします。14目基金費25節積立金中1番下にあります個性あるふるさとづくり5,000万円は、対前年4,600万円の増で、昨年度の実績を見込み計上しております。

次の76、77ページをお願いいたします。下段にあります2項徴税费2目賦課徴収費13節委託料中、固定資産(路線価)評価業務委託料450万円は、3年毎の固定資産税の評価替えを行うものであります。

飛びまして、80ページをお願いいたします。4項選挙費2目町長選挙費506万6,000円は、本年改選期となります本別町長選挙執行経費を計上しております。

飛びまして84ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費87ページをお願いいたします。中段にあります13節委託料中、上から5行目、雇用創出調査研究事業397万1,000円は、地方創生推進交付金を活用し、農業と連携した障がい者の新たな雇用創出に向けた事業経営の体制の構築を図るものであります。

下段にあります20節扶助費、次のページをお願いいたします。上から3行目、障害児488万円は、平成29年度から本別町児童発達支援センターの事業化により児童発達支援事業、放課後デイサービス事業、保育所等訪問支援事業に対するものであります。

次の段、28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金1億3,812万3,000円は、対前年952万5,000円の減額で、財政調整分1,000万円減によるものであります。

議長（方川一郎君） ここで、総務課小坂主幹が退席します。

暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時39分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計予算の説明を続けます。

総務課長（大和田収君） 93ページをお願いいたします。2項老人福祉費1目老人福祉総務費12節役務費中、通信サービス料145万2,000円は、対前年129万8,000円の増額、その下、緊急通報装置設定6万5,000円は、いずれも緊急通報システム更新によるものです。

次の段、13節委託料中、とかち東北部広域連携事業350万円は、3町広域連携で特定空き家対策支援業務を行うものであります。

飛びまして100ページをお願いいたします。3項児童福祉費1目児童福祉総務費、次のページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金中、認定こども園施設整備事業4,089万3,000円は、幼保連携型認定子ども園整備に伴う施設整備補助金です。平成28年度に整備をいたしました幼保連携型認定こども園の総事業費に対しまして、国庫補助金、町補助金を除いた5億5,751万9,000円を釧路カトリック学園が支払うこととなりますが、平成29年度から平成42年度までの14年間、本別町が釧路カトリック学園に助成することとなります。

2行下をお願いいたします。交付金、地域子ども・子育て支援事業2,656万4,000円は、一時預かり事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、病後児保育事業等を行う認定こども園へ交付するものであります。

その下、20節扶助費中、施設型給付、認定こども園1億2,263万7,000円は、認定こども園を利用する園児の保護者に対し給付するものであります。サービス提供事業者であります認定こども園が代理受領するものであります。

その下、2目児童福祉施設費7節賃金中、管理人等賃金、学童保育所56万2,000円、その下のパート等賃金、学童指導員693万2,000円は、本年度から町直営で運営する

ことによるもので、本別学童に係る分は435万9,000円、勇足学童分は257万3,000円となります。

次の8節報償費放課後子ども教室教育活動推進員263万6,000円は、対前年222万8,000円の減で、勇足地区の放課後子ども教室が学童保育所に移管したことによるものであります。

飛びまして108ページをお願いいたします。4目発達支援センター費1,191万3,000円は、旧中央保育所を新たに児童発達支援センターとして改修、事業運営するための経費であります。

次の110ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金中、次のページをお願いいたします。一番上の行、不育症治療費助成事業費30万円は、妊娠、出産を望む方の支援策として、不育症治療を受けている方の経済的負担軽減を図るため助成するものであります。

次の115ページをお願いいたします。上段にあります4目老人保健費8節報償費中、謝礼金地域健康づくり活動52万円は、諏訪中央病院名誉院長、鎌田實先生が中心となっている地域包括ケア研究所が地域における健康づくり活動の推進を図るため住民懇談会を開催するものであります。

飛びまして118ページをお願いいたします。2項清掃費、次のページをお願いいたします。下の方にあります3目し尿処理費19節負担金補助及び交付金中、汚水処理施設共同整備事業1,782万2,000円は、対前年度1,194万2,000円の増で、十勝環境複合事務組合が加入市町村が共同処理する汚水処理施設効果促進事業を行うためであります。

次の122ページをお願いいたします。中段にあります4項病院費1目病院公営企業費3億7,645万円は、繰出基準に基づいて支出します病院事業会計への負担金、補助金、出資金であります。前年度より1,605万6,000円の増で、19節負担金補助及び交付金、救急医療確保経費などで前年度より490万5,000円の減額、下段の24節投資及び出資金が、医療機械器具整備事業の増などで2,096万1,000円増額となったことによるものです。

次の5款労働費1項1目労働諸費13節委託料中、次のページをお願いいたします。一番上にあります季節労働者雇用対策業務委託料402万9,000円は、冬季間の雇用対策として上押帯町営住宅1戸、美里別公民館物置2棟等の解体業務を行うもので、延べ177人の雇用創出を見込んでおります。

次の段、6款農林水産業費1項農業費、次のページをお願いいたします。3目農業振興費19節負担金補助及び交付金中、次のページをお願いいたします。129ページ中程にあります、てん菜収穫原料ストックポイント整備事業335万8,000円は、てん菜の搬入をスムーズに行うため堆積場を整備するもので、北海道糖業株式会社、JA本別町、本別町の3者で支援するものであります。

次の下段、4目畜産業費19節負担金補助及び交付金中、畜産担い手育成総合整備事業3,700万4,000円は、平成29年度から平成32年度までの4年間の国の事業により実施するもので、草地整備改良、飼料畑整備改良、用排水施設整備、家畜保護施設整備等を実施し、草地酪農地帯の水質改善と環境保全を行い畜産担い手の健全な育成を図るものであります。

本年度は、草地整備改良74.1ヘクタール、用排水施設整備、暗渠4.7ヘクタール、草地造成改良1.2ヘクタール、測量試験を実施し事業費合計6,380万円となります。

財源内訳は、国費50パーセント3,190万円、道費15パーセント957万円、受益者負担30パーセント2,424万4,000円、一般財源は5パーセントで319万円となります。

次のページをお願いいたします。中段にあります5目農地費11節需用費中、A重油19万2,000円、電気料39万1,000円、12節役務費8,000円、13節委託料184万9,000円は、国から管理受託されました勇足排水機場の維持、管理に係るものであります。

一番下の段、19節負担金補助及び交付金中、次のページをお願いいたします。一番上、国営利別川左岸土地改良事業1億1,573万2,000円は、平成28年度をもって事業完了となりましたが、事業費の確定により平成29年度の負担金となります。財源内訳は、地方債1億1,570万円、一般財源は3万2,000円となります。

次の道営畑地帯総合整備事業1,380万円は、本年度、勇足地区のみとなっており、区画整理9.9ヘクタール、暗渠25.4ヘクタール、事業費は8,000万円であります。なお、事業主体は北海道であります。

財源の内訳ですが、事業費は町負担分の8,000万円で、国庫支出金4,780万円、道支出金が2,430万円、受益者分担金で600万円、一般財源が190万円であります。

なお、この計画は本年度勇足地区をもって完了となりますが、平成30年度、31年度で新たに計画、策定を行い平成32年度から工事着手することになります。

次の多面的機能支払交付金4,357万1,000円は、環境保全活動として農道、農業用排水路などの維持管理を行うもので、継続の16地区の取り組みに対する交付金であります。

事業費は4,357万1,000円で、国庫負担金2,178万5,000円、道支出金が1,089万3,000円、一般財源が1,089万3,000円であります。

一番下段にあります6目営農用水管理費19節負担金補助及び交付金中、道営美蘭別地区営農用水事業1億2,765万8,000円は、事業期間平成25年度から平成33年度までとなっており、28年度からは本工事が開始されております。

この事業の負担割合ですが、国が45パーセント、北海道及び本別町が27.5パーセントとなり、非農事業費は全額町負担となります。なお、平成25年度から平成35年度の全体事業費は24億685万3,000円を予定しております。

本年度の事業は、道営事業費として、第1、第2配水池、送水ポンプ施設、導水管路等の工事費、委託費、買収費4億2,150万円、非農事業費分として1,117万7,000円となっております。

財源内訳は、町負担分の1億2,765万8,000円で、地方債が1億2,760万円、一般財源が5万8,000円であります。

次のページをお願いいたします。2項林業費2目林業振興費、次のページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金中、未来につなぐ森づくり推進事業1,268万6,000円は、この整備事業の負担割合は、北海道が16パーセント、本別町が10パーセントの補助であります。森林所有者負担を軽減する事業であります。

本年度は、対象面積78.0ヘクタールであります。

財源内訳ですが、事業費は1,268万6,000円で、道支出金が743万2,000円、地方債520万円、一般財源が5万4,000円あります。

次の段、7款1項商工費、140ページをお願いいたします。3目観光費、下段13節委託料、次のページをお願いいたします。上から2行目、調査研究支援1,350万円は、地方創生推進交付金を活用し、食と観光の商品力、販売力強化チャレンジ事業を陸別町、足寄町、本別町の3町の連携によるもので、3町圏域の観光や産業振興につなげるものであります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時13分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計予算の説明を続けます。

総務課長（大和田収君） 146ページをお願いいたします。8款土木費、次のページをお願いいたします。2項道路橋りょう費1目道路橋りょう費18節備品購入費、次のページをお願いいたします。上段にありますモーターグレーダー4,522万7,000円は、現在のモーターグレーダーが老朽化により更新するものです。

下段にあります2目道路維持費15節工事請負費中、町道補修工事1,800万円は、町内全域で、面積は2,000平方メートルを見込んであります。

次の16節原材料費中、材料費1,179万8,000円は、道路補修用砂利の購入が主なものであります。

次のページをお願いいたします。3目道路新設改良費3億5,968万1,000円は、対前年1億1,807万4,000円の増額です。

153ページの右端の説明欄をごらんになってください。上から道路新設改良人件費2,979万1,000円は、この目の人件費合計、次の道路新設改良事業139万円は、9節旅費11節需用費14節使用料及び賃借料の事務費、次の地方道路整備事業3億2,850万円の工事内容につきましては、予算説明資料の1ページに記載をしておりますので、ご

らんになっていただきたいと思います。予算資料の説明は省略をさせていただきます。

予算書中ほどにあります4目橋りょう維持費13節委託料6,800万円、15節工事請負費1億300万円は、別添の予算説明資料の9ページ以降に記載をしておりますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。説明については省略をさせていただきます。

154ページをお願いいたします。4項都市計画費2目公園費、次のページをお願いいたします。157ページ中ほどにあります18節備品購入費、公園等備品111万3,000円は、使用不能により芝生剥ぎ取り機1台を更新するものであります。

次の段、5項住宅費1項住宅管理費、159ページをお願いいたします。13節委託料中、本別町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委託313万2,000円は、両計画とも平成24年度に策定されておりましたが、策定計画見直しが必要となり、更新するため委託するものであります。

その下、15節工事請負費中、公営住宅等火災報知機交換工事342万4,000円は、耐用年数の経過により、火災報知機280個を更新するものであります。

次のページをお願いいたします。2目公営住宅建設費6,690万7,000円は、対前年5,578万6,000円の減額となります。

161ページの右端の説明欄をごらんになってください。上から公営住宅建設人件費1,626万7,000円は、この目の人件費の合計、次の栄町公営住宅建設事業32万7,000円は、9節旅費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料の事務費、19節負担金補助及び交付金、次の栄町公営住宅整備事業5,031万3,000円は、13節委託料、15節工事請負費となります。

予算説明資料15ページに工事内容、財源内訳等を記載しておりますので、この場所では説明を省略させていただきます。

次に、161ページ中ほどにあります19節負担金補助及び交付金300万円は、隣接者に悪影響を及ぼす著しく管理不良な空き家住宅の除却に対して助成するものであります。なお、助成額の2分の1が国からの交付金となります。

次に下段、9款1項消防費2目非常備消防費、飛びまして165ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金中、本別消防団創立100周年記念事業136万円は、本年度創立100周年を迎える消防団記念事業に対する補助金であります。

下段にあります10款教育費1項教育総務費2目事務局費、次のページをお願いいたします。上の段にあります7節賃金中、町派遣教員325万2,000円は、本別中央小学校に確かな学力を育むため、チームティーチング1名を嘱託教員として配置するものであります。

次の169ページをお願いいたします。4目諸費8節報償費中、勇足地区コミュニティスクール推進委員会20万4,000円、及び本別・仙美里地区コミュニティスクール推進委員会20万4,000円は、文部科学省の事業指定を受け、各小中学校において、保護者

や地域住民が学校運営に参画するコミュニティスクール導入に向けた調査、準備を行うものです。

下段の19節負担金補助及び交付金中、本別高校の教育を考える会2,433万4,000円は、対前年529万6,000円の増額で、新たな支援策として、陸別・本別線無料通学バスを運行することによるものであります。

次のページをお願いいたします。2項小学校費1目学校管理費、飛びまして175ページをお願いいたします。18節備品購入費、学校管理用備品、勇足小学校211万2,000円は児童用机、椅子50組、及びテレフォン装置を更新するものであります。

次のページをお願いいたします。3項中学校費、180ページをお願いいたします。2目教育振興費18節備品購入費中、教育機器備品、本別中学校1,282万7,000円は、生徒用パソコン41台、勇足中学校400万円は、生徒用パソコン13台を購入するものであります。

次のページをお願いいたします。4項社会教育費、飛びまして188ページをお願いいたします。3目図書館費、次の191ページをお願いいたします。下段にあります15節工事請負費423万4,000円は、図書館1階トイレを改修するものであります。

206ページをお願いいたします。12款1項公債費1目元金6億3,148万1,000円、下段の2目利子5,965万8,000円を合わせた元利償還金の計は、6億9,113万9,000円で、前年度と比較しまして6,670万2,000円の増額であり、起債発行額がふえたことが要因であります。

以上で歳出を終わりにして、12ページをお願いいたします。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますので御了承ください。

12ページの町税につきましては、副町長から説明がありましたので、省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。2款地方譲与税1項自動車重量譲与税から16ページ中段、8款1項地方特例交付金までは、平成28年度実績見込み及び地方財政対策の概要等を参考に、それぞれ計上しております。

次の9款1項1目の地方交付税についても、副町長から説明がありましたので説明を省略させていただきます。

下にあります11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金3,024万4,000円は、対前年152万円の増額ですが、これは道営畑地帯総合整備事業が2,272万4,000円減額しましたが、新たに畜産担い手総合整備事業2,424万4,000円増額したことによるものであります。

飛びまして、22ページをお願いいたします。下段にあります13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、次のページをお願いいたします。25ページ上の段にあります、5節児童福祉費負担金4,010万7,000円は、認定こども園及びへき地保育所に対する子どものための教育・保育給付費の国庫負担分となります。

次の段、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金中、地方創生推進交付金983万円は、とちぎ東北部の連携による観光地域づくり事業及び十勝広域連携事業に対する補助金であります。

次の2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金1,170万5,000円は、対前年1億8,806万2,000円の減額となりますが、認定こども園建設に伴う補助金の減によるものであります。

その下、4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金3億3,665万4,000円は、町道整備7事業、橋りょう長寿命化事業及びモーターグレーダー購入に対する交付金であります。

次の2節住宅費補助金、公営住宅整備事業等2,772万5,000円は、主に栄町団地公営住宅整備事業に対する交付金であります。

次の27ページをお願いいたします。下段にあります14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金6節児童福祉費負担金2,409万6,000円は、認定こども園及びへき地保育所に対する子どものための教育・保育給付費の道負担分となります。

次のページをお願いいたします。中段にあります2項道補助金2目民生費道補助金2節老人福祉費補助金中、地域づくり総合交付金340万円は、とちぎ東北広域連携事業、特定空家対策支援業務に対する補助金であります。

次のページをお願いいたします。4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金中、上から12行目、地域草地基盤強化支援事業957万円は、畜産担い手育成総合整備事業に対する補助金であります。

次の農業経営高度化支援事業570万円は、畑地帯総合整備事業に対する国からの補助金を含んだ道補助金であります。

次の基幹水利施設事業156万円は、勇足排水機場の維持、管理に対する補助金であります。

飛びまして、36ページから39ページにかけまして、17款繰入金2項基金繰入金は、16基金で総額2億9,561万1,000円の繰り入れを計上しましたが、前年度と比較し5,055万円の増額となっております。

主なものでは、37ページをお願いいたします。1目財政調整基金は、財源調整として対前年4,000万円増の2億3,000万円、2目の減債基金は、公債費償還一般財源として、対前年1,000万円増の2,000万円、5目農業振興基金は、鳥獣被害防止総合対策事業補助金に1,034万円、農業振興人材育成事業に211万円、合計1,245万円、8目の酪農ヘルパー振興基金は、昨年同額の280万円、38ページをお願いいたします。13目個性あるふるさとづくり基金は、本のまち夢づくり講演会に35万円、保育料軽減事業に2,500万円、発達支援センター施設改修事業に500万円、合計で3,035万円をあてるものであります。

40ページ下段にあります19款諸収入5項1目雑入3節障害者自立支援給付中、児童

発達支援給付収入413万7,000円は、歳出で説明いたしました新設する児童発達支援センターの事業化に伴う事業収入によるものであります。

次のページをお願いいたします。7節雑入中、次のページをお願いいたします。45ページの雑入中の一番下にあります、地方創生連携事業負担金1,055万9,000円は、観光推進及び移住促進に係る連携事業に対する足寄町、陸別町からの負担金であります。

下段、20款町債でございますが、次のページの計の欄、7億6,990万7,000円で、対前年3,641万1,000円、5.0パーセントの増となりました。主な要因につきまして、幼保連携型認定こども園施設整備補助事業債が8,320万円、橋りょう長寿命化事業債が570万円、向陽町団地公営住宅改善事業債が3,930万円の減となりましたが、道路整備事業債が4,900万円、栄町団地公営住宅建替事業債は1,190万円、道営美蘭別地区営農用水事業債が1,100万円増となりました。あわせて、国営利別川左岸土地改良事業債1億1,570万円を計上したことによるものであります。

なお、臨時財政対策債などを除く普通建設事業でも4億5,770万円で対前年4,620万円、11.2パーセントの増となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。次に6ページをお願いいたします。

6ページ、第2表、債務負担行為。

事項、農地流動化資金に対する利子補給。期間、平成29年度から平成39年度。限度額、利子補給対象額500万円に対する利率年0.8パーセント以内の利子相当額。

事項、農業用施設等導入資金、平成28年度災害対策に対する利子助成。期間、平成29年度から平成38年度。限度額、利子助成対象額900万円に対する利率年0.75パーセント以内の利子相当額。

次の7ページ、8ページの第3表、地方債であります。起債の目的、公共事業等限度額7,970万円。公営住宅建設事業、限度額2,050万円。一般補助施設整備等事業、限度額1,000万円。辺地対策事業限度額4,710万円。

次のページをお願いいたします。過疎対策事業限度額4億2,550万円。臨時財政対策債限度額1億8,710万7,000円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、平成29年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしく、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（方川一郎君） 次に、議案第21号平成29年度本別町国民健康保険特別会計予算について。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第21号平成29年度本別町国民健康保険特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、平成29年度における国保運営の概要について説明をいたします。

予算編成上の国保の加入状況見込みにつきましては、総体で年平均の被保険者数2,39

1人、内訳といたしまして、一般被保険者数が2,374人、退職被保険者数が17人、世帯数を1,297世帯と見込んでおります。

前年度当初予算時における被保険者数と比較しますと4.2パーセント、105人の減となっております。

なお、加入割合は1月末現在の人口、世帯で申しますと、被保険者数で32.3パーセント、世帯で35パーセントの加入割合となっております。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億1,574万2,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。歳出の合計の欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして7,595万9,000円、5.7パーセントの増となっております。

次に歳入歳出予算事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

17ページ、18ページをお開きください。

3、歳出。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料中、システム修正850万7,000円の中には、制度広域化に伴う道との国保情報集約システム連携のための改修費540万円を計上しております。

次の19ページ、20ページをお願いいたします。上段の1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費、19節負担金補助及び交付金51万3,000円につきましては、十勝滞納整理機構へ10件の依頼件数分を計上したものでございます。

下段の2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者等療養給付費は、前年比3,335万7,000円と大きく伸びておりますが、これにつきましては国保加入者の年齢階層の中で65歳から74歳までの前期高齢者の割合が高まってきていること、及び退職者医療制度が廃止されたことに伴い一般被保険者に異動した被保険者がおられること等が主な要因となっております。

続きまして31ページ、32ページをお願いいたします。下から3段目、10款諸支出金2項繰出金1目病院事業会計繰出金4,381万2,000円は、国の特別調整交付金を活用し、総合系医療情報システム導入事業により、町国保病院のオーダリングシステム更新に4,000万円を計上しております。

戻りまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入。1款1項国民健康保険税につきましては、次のページの一番上の段の計の欄2億7,847万3,000円は、農業所得が落ち込んでいること等を鑑み、対前年6.1パーセント、1,822万2,000円の減で計上しております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

上から3段目、10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金のうち、一番下の財政調整分は、同じページの下段に保険給付費支払準備基金繰入金5,927万円を計上しましたが、その歳入歳出不足分1,000万円を一般会計から繰り入れを行い調整をしたものでございます。

平成30年度からの国保運営の広域化につきましては、一昨日行われましたナイター議会で、広域化後の保険料負担について阿保議員から一般質問を頂き、現在の状況や本町の考え方等について町長から答弁申し上げましたが、住民負担が増とならないよう、国に対しまして財政支援について要請をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、35ページ以降の添付資料、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第21号平成29年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、議案第22号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第22号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

本町の後期高齢者医療における年間平均被保険者見込数につきましては、1,626人としております。前年度当初は1,610人で、16人の増を見込んでおります。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,207万9,000円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

9ページ、10ページをお願いいたします。3段目の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、6.3パーセント、705万7,000円増の1億1,956万円を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付し、このうち広域連合の事務費負担金として353万円1,000円、保険料等が1億1,602万9,000円で、保険料の内訳といたしまして、保険料分が7,930万5,000円、保健基盤安定制度の軽減分が3,672万4,000円となっております。

戻りまして、7ページ、8ページをお願いいたします。2、歳入です。1款1項1目後期高齢者医療保険料は前年比7.8パーセント、577万1,000円増の7,930万5,000円を計上しております。本町における後期高齢者医療の年間平均被保険者見込数1,626人分の保険料で、1人当たり48,773円の収納を見込んでおり、全道平均の1人当たり保険料6万4,790円の75.3パーセント程度となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、対前年比3.2パーセント、133万円増の4,242万2,000円、歳出で説明いたしました保険基盤安定制度3,672万4,000円と一般事務費569万8,000円の合計となっております。

以上で、議案第22号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、議案第23号平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 議案第23号平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,041万6,000円と定めるもので、対前年度比3.8パーセント増となったところであります。

平成29年度の介護保険事業特別会計は、第6期介護保険事業計画、銀河福祉タウン計画の3年度目として、計画に基づき執行することとなります。

第1号被保険者につきましては、2,882人を見込み、高齢化率は39.7パーセントと推計しております。

それでは、事項別明細書により、歳出から主な内容につきまして御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料中、地域包括ケアプロジェクト推進事業384万円につきましては、本町における総合的な医療介護体制の確立を目指し、地域医療、介護人材の確保及び介護基盤整備に向けた支援業務を委託するものです。

その下、電算業務委託料、システム修正210万9,000円は、介護保険制度改正に伴うシステム修正によるものです。

19節負担金補助及び交付金中、一番下にあります本別町介護福祉士修学資金貸付事業120万円につきましては、介護人材確保対策として、将来介護福祉士として本別町内の介護保険施設及び障害者福祉施設に勤務を志望する方に対して修学に必要な学資金を貸し付けるものです。

15ページ、16ページをお開きください。中段にあります2款保険給付費1項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、1目介護サービス給付費につきましては、居宅及び施設介護サービス給付費の合計で、前年度と比べ564万円、0.7パーセント増の7億9,212万3,000円を計上しております。

17ページ、18ページをお開きください。4款地域支援事業1項1目介護予防・日常

生活支援総合事業費 13 節委託料中、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析事業 356 万 4,000 円につきましては、第 7 期銀河福祉タウン計画策定のために、要介護 1 から 5 以外の高齢者の方を対象とした日常生活に関する調査及び在宅介護実態調査等を行うものです。

下段の 19 節負担金補助及び交付金中、介護予防・生活支援サービス事業費 720 万円については、要支援者等の方を対象に予防訪問サービスと予防通所サービスについて実施するものです。

19 ページ、20 ページをお開きください。

2 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費 13 節委託料、生活支援体制整備事業 400 万円は、多様な生活支援、介護予防サービスが利用できるような地域づくりを支援するため、生活支援コーディネーター 1 名を配置するものです。

以上で歳出の説明を終わりにして、7 ページ、8 ページをお開きください。2、歳入がありますが、1 款 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者介護保険料 1 節現年度分は、2,882 人、1 億 7,941 万円を見込んでおります。

9 ページ、10 ページをお開きください。一番下になります 7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金の総額は、1 億 6,954 万円で、前年度と比較し 2,763 万 8,000 円、19.5 パーセント増となっておりますが、地域支援事業繰入金が事業費の増により 1,595 万 8,000 円の増、その他一般会計繰入金が地域包括ケアプロジェクト推進事業等の実施により 1,014 万 7,000 円の増となっております。

なお、23 ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、平成 29 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算説明を続けます。

次に、議案第 24 号平成 29 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第 24 号平成 29 年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の 1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 8,547 万 7,000 円と定めるもので、前年度と比較しまして 180 万 7,000 円、率にして 0.6 パーセントの増になったところであります。

それでは事項別明細書により、新たなもの増減の大きい部分につきまして歳出から御説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2億4,755万6,000円は、前年度と比較しまして45万2,000円、率にして0.2パーセントの増となっております。

増額の主な内容としましては、11ページ上段、2節給料3節職員手当等、これにつきましては人事異動や給与改定によるもの、その下7節賃金中臨時雇は介助員の1人増によるもの、パート等は業務の効率化を図るため清掃等、介助員の業務分担を図り、また、これまで代替介助員だった方たちにつきましては、パートと同じような勤務体制になっている方につきましてはパート介助員に統一したことによるものでございます。

下段、11節需用費中修繕料の車両は公用車2台の車検による増となっております。

減額の主なものにつきましては、上段7節賃金中準職員は人事異動による1人減によるもの、代替は介助員をパートに統一したことによる減でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。下段15節工事請負費は、消防法改正により地下タンクの規制が大幅に強化されたものによる、特別養護老人ホームの地下タンクにつきましては、平成29年10月で丸40年経過をします。埋没後の40年経過の地下オイルタンクの重油漏洩事故防止のための工事を施工するためによる増でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。中段、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費3,503万3,000円は、総合ケアセンターの居宅介護支援事業所の運営経費で、2節給料、3節職員手当等及び、その下準職員賃金は人事異動等による介護支援専門員1人の増減によるものでございます。

下段、18節備品購入費は介護支援専門員の訪問用車両1台購入によるものでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。2目介護予防支援事業費288万8,000円は、地域包括支援センターの介護予防支援事業所の運営経費でございます。

次に歳入にまいります。6ページ、7ページにお戻り願います。

2、歳入。上段1款サービス収入1項1目介護給付費収入2億20万2,000円は、対前年153万6,000円、率にして0.8パーセントの増となっております。

次に8ページ、9ページをお開き願います。

上段、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5,131万1,000円は、前年度より53万7,000円、率にしまして1.1パーセントの増となっております。

これで、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお18ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成29年度本別町介護サービス事業特別会計の予算説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） 次に、議案第25号平成29年度本別町簡易水道特別会計予算について。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第25号平成29年度本別町簡易水道特別会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,712万5,000円と定めるもので、前年度より759万8,000円の減となったところであります。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものであります。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定めるものであります。

次に、本年度の給水計画であります。給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別3カ所の簡易水道を合わせて433戸、1,222人で、年間総配水量は26万3千立方メートルを計画しております。

それでは事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。1款1項簡易水道費1目一般管理費13節委託料中保守点検等委託料、次のページの上段にあります、計装設備は3年から5年おきに行なっている保守点検機器が重なったことによる対前年265万8,000円増の285万5,000円となっております。

2目維持修繕費13節委託料中業務委託料500万1,000円は、水道管理システムを新たに整備することで、図面や書類の膨大な情報をデジタル化することにより、緊急時の対応が迅速に行うことができるようにするものでございます。

続きまして、15節工事請負費3,283万7,000円の工事内容は、計量法による8年ごとの量水器233カ所の更新工事でございます。また、勇足簡易水道では浄水場のろ過設備監視制御装置の更新工事、町道勇足元町5号通りの道路改良に伴います配水管移設工事を実施するものでございます。

美里別簡易水道では導水ポンプ場の取水井計装設備の更新、町道美里別川沿道路改良工事に伴う配水管移設工事を実施するものでございます。

16節原材料費696万3,000円は、量水器更新工事の量水器233基分、及び主要配水管の緊急用資材として塩ビ管250ミリとジョイント2個を購入するものであります。

16ページ、17ページをお願いいたします。3款1項公債費1目元金では対前年25

万円増の2,861万1,000円となっております。

続きまして8ページ、9ページにお戻りください。歳入であります、1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金505万円は町道勇足元町5号通り及び町道美里別川沿道路の道路改良に伴う補償金ですが、今まで使用していた事による減耗があるため、約31パーセントの補償率となっております。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料1節現年度分は対前年71万円減の3,987万7,000円を見込んでおります。

下段の4款1項繰入金1目一般会計繰入金は、対前年632万1,000円増の6,923万5,000円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。下段の7款1項町債1目簡易水道事業債は、前年度より1,300万円減の2,230万円となっております。

次に4ページをお開きください。第2表、地方債であります、起債の目的、簡易水道事業、限度額を2,230万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

なお、添付資料の説明は省略をさせていただきます。

以上、平成29年度本別町簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、議案第26号平成29年度本別町公共下水道特別会計予算について。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第26号平成29年度本別町公共下水道特別会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,512万4,000円と定めるもので、前年より4,219万2,000円の減となったところであります。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものです。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものです。

平成27年度末における下水道の普及状況ですが、下水道普及率は66.52パーセント、

水洗化率は90.16パーセント、浄化槽を含めた生活排水施設総合普及率は81.50パーセントとなっております。

次に事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。下段の1款総務費2項施設管理費1目管渠管理費11節需用費中修繕料、管渠・ポンプ所汚水ポンプ201万円は、5年に1回実施する本別公園汚水ポンプ所のポンプ修繕および汚水桝の修繕等を実施します。

2目処理場管理費11節需用費中、次のページ15ページ、16ページをお願いいたします。修繕料318万4,000円は、3年に1回実施する汚水ポンプ3基の修繕および汚泥供給配管修繕により227万9,000円の増となっております。

3目個別排水処理施設管理費の対前年77万4,000円の増額は、浄化槽の管理基数の増および浄化槽本体のろ材隔壁修理によるものです。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費、次の17ページ、18ページをお願いいたします。13節委託料下水道施設調査設計1,440万円は、ストックマネジメント計画策定および更新機器の調査設計等でございます。

15節工事請負費中、公共下水道汚水管渠新設工事1,550万円は南広場の汚水管渠新設工事及びマンホール等の改修工事で、その下、公共下水道終末処理場機器更新工事7,800万円は汚泥貯留タンク、脱水ケーキ搬出機、ほか6機種の更新工事を実施するものであります。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費1,813万円で、浄化槽8基を新設するものでございます。

次の19ページ、20ページをお願いいたします。3款1項公債費1目元金は、対前年89万2,000円減の2億4,348万円。2目利子は対前年576万2,000円減の4,952万円となっております。

次に9ページ、10ページにお戻りください。歳入であります。中段の2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料は6,817万5,000円、2目個別排水処理施設使用料は1,164万8,000円を見込んだものであります。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金は、対前年1,076万6,000円減の2億5,375万2,000円となっております。

次の11ページ、12ページをお願いいたします。下段の7款1項町債1目土木債は、前年度より1,450万円減の1億3,060万円となっております。

次に4ページにお戻りください。第2表、債務負担行為であります。平成29年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を平成29年度から平成34年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額とし、下段の平成29年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償については、期間を平成29年度から平成34年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とするものでございます。

次に5ページの第3表、地方債につきましては、起債の目的、公共下水道整備事業の限度額を4,640万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額を1,430万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額を6,990万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成29年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、議案第27号平成29年度本別町水道事業会計予算について。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第27号平成29年度本別町水道事業会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量は給水戸数を2,633戸、年間総給水量を52万6,900立方メートル、1日平均給水量を1,444立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、原水及び浄水施設整備事業費1,372万9,000円、配水施設整備改良事業費4,335万2,000円、営業設備整備事業費2,184万1,000円を予定しているところでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款水道事業収益と支出の第1款水道事業費は、それぞれ対前年298万7,000円増の1億6,551万6,000円と定めるものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,668万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,109万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額559万1,000円で補てんするものでございます。

収入の第1款資本的収入では、対前年2,910万円減の4,840万円、支出の第1款資本的支出は、対前年4,182万3,000円減の1億1,508万2,000円と定めるものでございます。

2ページをお開きください。

第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、原水及び浄水施設整備事業の限度額を1,140万円、配水施設整備改良事業の限度額は3,700万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りであります。

第8条の一時借入金については、限度額を1億円と定めるものでございます。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で対前年8万2,000円減の3,940万円でございます。

第11条の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、高料金対策として対前年861万3,000円増の3,015万6,000円であります。

第13条のたな卸資産の購入限度額は510万5,000円と定めるものでございます。次に、予算説明書により、主な事業内容について説明させていただきます。

19ページ、20ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は、対前年207万6,000円減の1億2,252万2,000円を見込んだところでございます。

2項営業外収益対前年570万4,000円の増は、一般会計補助金の増額が主な要因でございます。

21、22ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費委託料維持整備委託料は、浄水場の施設維持整備で対前年101万2,000円増の1,738万8,000円となっておりますが、これは労務単価アップによる増額によるものです。

2目配水及び給水費、次のページ、23ページをお願いいたします。下段の委託料ですが、3年ごとに行う山手町ポンプ場及び浦幌坂配水池の機器の保守点検を行うものでございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。3段目の修繕費の増額は、弥生町ポンプ場水質監視装置の修繕によるものでございます。

次に、27ページ、28ページをお願いいたします。中段の5目減価償却費392万8,000円の増額は機器更新による資産の増によるものでございます。

続きまして、31ページ、32ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入1項1目企業債、対前年2,910万円の減は、支出の工事請負費等の減額によるものでございます。

支出であります。1款資本的支出1項建設改良費1目原水及び浄水施設整備費、工事請負費1,104万6,000円は、浄水場の現場操作盤3面の更新工事でございます。

2目配水施設整備改良費委託料525万円の内容は、今後15年から20年先を見据えた水道事業の方向性を計画する水道ビジョン作成業務と機器更新に伴う実勢価格調査を行うものでございます。

工事請負費ですが、3,695万2,000円は、浦幌坂配水池、山手町ポンプ場、弥生町ポンプ場のテレメータ機器更新、南広場水道管整備工事に伴うものでございます。

3目営業設備費2,184万1,000円は、計量法により8年で更新する量水器の購入費と工事費で、本年度は462台の更新および漏水作業等に使用する携帯用無線機の更新を行うものでございます。

2項企業債償還金につきましては3,616万円でありまして、年度末の未償還元金は9億7,149万9,000円となる見込みであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成29年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） 次に、議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。業務の予定量、第2条であります、病床数は、一般病床60床、年間入院患者数1万9,345人、年間外来患者数5万2,731人を予定いたしました。1日平均患者数では、入院患者で53人、外来患者で217人となり、入院、外来共に前年度と同数で見込んだところであります。

新年度の診療体制は、当面、内科は医師3名、外科1名、耳鼻咽喉科1名の常勤医師5名体制で運営をしていく予定であります。

医師の確保は大変厳しい状況ではありますが、今後も医師の確保に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款、病院事業収益は12億2,610万4,000円で、前年度当初比1,502万5,000円、1.2パーセントの増、支出の第1款、病院事業費用は12億7,926万2,000円で、前年度当初比1,328万9,000円、1.1パーセント増としたところであります。

収益収支は、差引き5,315万8,000円の赤字予算の計上となりますが、現金支出を伴わない減価償却等を除いては、黒字を確保する予算としたところであります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入は1億6,379万2,000円で、前年度当初比7,067万9,000円、75.9パーセントの増、次の2ページになりますが、支出の第1款資本的支出は1億9,374万9,000円で、前年度当初比7,391万8,000円、61.7パーセント増の予算といたしました。

企業債、第7条であります、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額3,190万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年5.0パーセント以内、以下括弧書き及び償還の方法は記載のとおりでありますので省略させていただきます。

一時借入金、第8条、一時借入金の限度額は1億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条は、職員給与費7億8,908万1,000円、交際費50万円とするものであります。

他会計からの補助金、第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、一時借入金支払利息2万8,000円、医師看護師等研究研修経費300万円、退職手当組合事前納付金624万8,000円、基礎年金拠出金公的負担経費1,647万7,000円、新たに公立病院改革推進に要する経費580万円であります。

次、3ページをお開きください。たな卸し資産の購入限度額、第13条は1億7,792万円と定めるものであります。

重要な資産の取得及び処分、第14条、700万円以上の重要な資産の取得は、医療器械器具で、オーダーリングシステム一式、臨床検査システム一式を予定するものでございます。

次に、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

21、22ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入であります。1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益は4億9,329万7,000円で、前年度比1.2パーセント増、1日平均単価を25,500円で見込んだところであります。2目外来収益は3億6,648万円で、前年度比5.3パーセント増といたしました。1日平均単価は6,950円を見込み、1日平均の外来患者数は前年度の実績などを勘案し、前年度と同数の217人を見込んだものであります。

3目その他医業収益3節一般会計負担金1億5,322万2,000円、次の23、24ページ、2項医業外収益2目他会計補助金3,155万3,000円、及び下の3目負担金交付金1億22万5,000円を合わせた2億8,500万円は、一般会計からの繰入金で、前年度比500万円減となっております。

7目繰入金1節国民健康保険特別会計繰入金981万2,000円は、国保特別会計から繰入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費600万円及び国保調整交付金381万2,000円を当初予算で見込むものであります。

次に25、26ページをお開きください。支出であります。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費は7億8,908万1,000円、前年度比1.2パーセント増の計上といたしました。給与費の内訳は、正職員が61名、臨時職員等が45名で、総数106名の予算計上となります。増の要因としましては、1節給料、看護師1人増、2節手当、医学研修手当の増、6節期末勤勉手当、引当金繰入額の増が主なものでございます。

3目経費2節報償費5,856万7,000円は、前年度比356万9,000円の増であります。3月に再開しました泌尿器科外来医師謝礼分を計上した事が主なものでございます。

次の27、28ページの下段、13節賃借料1,547万4,000円は対前年度比306万1,000円の増ですが、ハイヤー借上料78万2,000円増、在宅酸素濃縮装置借上料223万5,000円増を計上するものであります。

一番下の15節委託料は対前年比427万5,000円の増ですが、32ページをお開きください。一番上、地域包括ケア研究所へ新公立病院改革プラン推進業務の委託料として580万円計上が主たる要因でございます。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

39、40ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出であります。1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費は8品目の購入を予定しておりまして、1億

464万8,000円で、対前年6,452万7,000円の増ですが、主な内容としまして、オーダリングシステム一式9,385万2,000円ですが、本装置は医師の指示内容を電子データで管理し、検査室や放射線室等の各部局の端末へ伝えるシステムでございます。本装置は平成21年に導入し本年度で8年目を迎え、一部障害が生じるなど不具合が発生することから更新するものです。事業費の財源内訳は国庫補助金が4,000万円、地方債が5,380万円、一般財源が5万2,000円であります。

次に下段の臨床検査システムですが、本装置はオーダリングと接続して医師側の指示を検査室の様々な検査機器で受けて検査し、その結果を医師側に返すシステムで平成21年に導入したもので、耐用年数5年のところ本年度で8年を経過し、耐用年数を超えて使用している状況にあり、故障時の対応が困難なため更新するものです。事業費は820万8,000円で、財源内訳は820万円が地方債、一般財源が8,000円であります。

次に35、36ページに戻っていただきまして、収入であります。1款資本的収入1項1目企業債3,190万円は、医療機械器具整備事業に係る病院債、2項出資金1目他会計出資金9,119万8,000円は、企業債償還元金の3分の2及び一般会計が借り入れる過疎債分を一般会計から出資を受けるものであります。次の3項負担金1目他会計負担金25万2,000円を合わせました9,145万円が資本的収支に係る一般会計からの繰入額となります。収益的収支と合わせた一般会計繰入金の総額は前年度比1,605万6,000円、4.5パーセント増の3億7,645万円となります。

4項繰入金1目他会計繰入金4,000万円は、オーダリングシステム購入に係る、国保調整交付金を国保会計から繰入れを受けるものでございます。2目医療施設等整備基金繰入金43万9,000円は、支出の機械及び備品購入費中の電動ベッドの購入財源として基金から繰り入れることとしたものであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（方川一郎君） 以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま、一括議題となっております議案第20号平成29年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、議長を除く11名の委員をもって構成する、平成29年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号平成29年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、

議長を除く11名の委員をもって構成する平成29年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時22分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、平成29年度各会計予算審査特別委員会の正、副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に小笠原良美君、副委員長に山西二三夫君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、明日17日から23日までの7日間は休会となります。再開は、3月24日であります。

会議時間は、議事の都合により、午後1時30分に繰り下げて開くことといたします。

これをもって、通知済みとします。

本日は、これで散会します。

御苦勞様でした。

散会宣告（午後 2時23分）

平成29年本別町議会第1回定例会会議録(第5号)

平成29年3月24日(金曜日) 午後1時30分開議

議事日程

- 日程第 1 (平成29年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)
議案第20号 平成29年度本別町一般会計予算について
議案第21号 平成29年度本別町国民健康保険特別会計予算について
議案第22号 平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第23号 平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算について
議案第24号 平成29年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
議案第25号 平成29年度本別町簡易水道特別会計予算について
議案第26号 平成29年度本別町公共下水道特別会計予算について
議案第27号 平成29年度本別町水道事業会計予算について
議案第28号 平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 2 議案第29号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第31号 本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第32号 町道の路線変更について
- 日程第 6 陳情第 1号 原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第 7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
広報広聴常任委員会)
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 9 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第 1 (平成29年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)
議案第20号 平成29年度本別町一般会計予算について
議案第21号 平成29年度本別町国民健康保険特別会計予算について
議案第22号 平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第23号 平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算について
議案第24号 平成29年度本別町介護サービス事業特別会計予算について

	議案第 25号	平成29年度本別町簡易水道特別会計予算について
	議案第 26号	平成29年度本別町公共下水道特別会計予算について
	議案第 27号	平成29年度本別町水道事業会計予算について
	議案第 28号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第 2	議案第 29号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 30号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 31号	本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 5	議案第 32号	町道の路線変更について
日程第 6	陳情第 1号	原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情
日程第 7		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、 広報広聴常任委員会)
日程第 8		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第 9		議員派遣の件

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	1番	矢部隆之君
	2番	藤田直美君	3番	篠原義彦君
	4番	大住啓一君	5番	山西二三夫君
	6番	黒山久男君	7番	小笠原良美君
	8番	方川英一君	9番	高橋利勝君
	10番	阿保静夫君		

欠席議員(1名)

副議長	11番	林武君
-----	-----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君

国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教 育 長	中野博文君	教 育 次 長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷲巢正樹君

総務担当副主査 塚谷直人君

開会宣告（午後 1時30分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第20号ないし日程第9 議案第28号

議長（方川一郎君） 日程第1 議案第20号平成29年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件を一括議題とします。

以上、9件について委員長の報告を求めます。

平成29年度各会計予算審査特別委員長小笠原良美君、御登壇ください。

各会計予算審査特別委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、平成29年3月16日第1回定例会において付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件。

議案第20号平成29年度本別町一般会計予算について。

議案第21号平成29年度本別町国民健康保険特別会計予算について。

議案第22号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第23号平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

議案第24号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

議案第25号平成29年度本別町簡易水道特別会計予算について。

議案第26号平成29年度本別町公共下水道特別会計予算について。

議案第27号平成29年度本別町水道事業会計予算について。

議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

2、予算審査特別委員会開催日。

平成29年3月21日、22日、23日。

3、審査の結果

議案第20号平成29年度本別町一般会計予算について、原案可決。

議案第21号平成29年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。

議案第22号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

議案第23号平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

議案第 24 号平成 29 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。

議案第 25 号平成 29 年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

議案第 26 号平成 29 年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。

議案第 27 号平成 29 年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

議案第 28 号平成 29 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。

以上、報告いたします。

議長（方川一郎君） お諮りします。

本案 9 件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準 103 により省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定いたしました。

これから、議案第 20 号平成 29 年度本別町一般会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 20 号平成 29 年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立者 10 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 20 号平成 29 年度本別町一般会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第 21 号平成 29 年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 21 号平成 29 年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者 10 人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 21 号平成 29 年度本別町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第 22 号平成 29 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

10 番(阿保静夫君)[登壇] 議案第 22 号平成 29 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける、世界に類を見ない医療保険制度だと思います。

2008 年の制度導入以来、既に 4 回に渡る保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。

さらに、政府は 2017 年度から後期高齢者医療保険料の特例軽減を打ち切り、低所得の高齢者に大幅な負担増を強いる方針を決めました。本別の 9 割軽減の方は 118 人いるそうです。特例軽減が廃止されれば、月 7 万円の年金しか収入がないなどで、現在 8.5 割減額を適用されている人の保険料は 7 割減額に切り替わり、保険料は現在の 2 倍に引き上がります。基礎年金満額、月 6.5 万円を下回る収入しかなく、現在 9 割減額を適用されている人も 7 割減額となり、保険料の負担は 3 倍に跳ね上がるという内容です。

私は、現制度の大幅な改善、もしくは後期高齢者医療制度にかわって、高齢者が安心して医療が受けられるような医療保険制度が 1 日も早く設立されることを願うものです。

その意思を伝えるためにも、本予算案に反対を表明するものです。

どうぞよろしく願いいたします。

議長(方川一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) これで、討論を終わります。

これから、議案第22号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者9人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第22号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第23号平成29年度本別町介護保険事業特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第24号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第24号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第25号平成29年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号平成29年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第25号平成29年度本別町簡易水道特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第26号平成29年度本別町公共下水道特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号平成29年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第26号平成29年度本別町公共下水道特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第27号平成29年度本別町水道事業会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第27号平成29年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第27号平成29年度本別町水道事業会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 28 号平成 29 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

日程第 2 議案第 29 号

議長（方川一郎君） 日程第 2 議案第 29 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第 29 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、働きながら育児や介護しやすい環境整備をさらに進めるため、人事院の育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正に関する勧告に伴い、一般職の職員の勤務時間及び休暇改定の必要が生じたので、提案するものであります。

改正の概要であります。1 つ目といたしまして、育児休業等に係る子の範囲の拡大をしております。今までは、法律上親子関係がある実子、養子でしたが、今回、新たに対象が追加されました。

1 つ目といたしましては、特別養子縁組のための監護期間中にある子を養育している場合。養子縁組里親に委託されている子を養育している場合。当該職員を養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実の親等が反対したことにより、当該職員を養育里親として委託された子を養育する場合。

2 つ目といたしまして、介護休暇の分割であります。1 つ目は、職員の申出に基づき、介護休暇の指定期間を、介護を必要とする 1 つの継続する状態ごとに 3 回を上限として、通算して 6 月以下の範囲以内で指定することができる。経過措置といたしまして、改正の日に介護休暇の初日から起算して 6 月を経過していない者についても、改正の日後に残りの期間を分割して取得できるように措置をしております。

3 つ目といたしまして、介護時間の新設であります。日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する 3 年の期間内、1 日につき 2 時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みを新設。なお、介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給であります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 1 項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第

817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「あるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律」を「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」に改める。

これは先ほど申しましたとおり、育児休業等に係る子の範囲の拡大をする改正であります。休暇の種類に、介護時間を追加をしております。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（）」を、「支障があるもの」の次に「という。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に

改め、同条の次に次の1条を加える。

これは、介護休暇の分割をする改正であります。

介護時間。

第15条の2、介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第2項、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第3項、介護時間については、職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条の見出し及び同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

これは、介護時間の新設に係る改正であります。

附則。

施行期日。

1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置。

2項、改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

以上、議案第29号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採

決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第30号

議長(方川一郎君) 日程第3 議案第30号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第30号職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を進めるため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、一般職の職員の育児休業等改定の必要が生じたので、提案するものであります。

改正の概要であります。1つ目といたしましては、育児休業をすることができない職員の明確化です。任用の状況に照らしあわせて育児休業をすることが出来ない職員として条例で定めることとしたものであります。

1つ目は、本別町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例により任期を定めて採用された短時間勤務職員。育児休業に伴う任期付職員及び臨時的職員。任期を定めて採用された臨時的任用職員で、申出時点で過去に1年以上継続して雇用されてなく、子が1歳6カ月になるまでの間に更新されないことが明らかな職員。定年による退職の特例により引き続き勤務している職員。

今回の改正におきまして、本町の職員には該当はおりません。

2つ目といたしまして、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行為等の問題を有する児童、身体障害又は精神障害がある児童で、養育里親として委託された養う親に対する育児休業の追加です。

3つ目といたしましては、非常勤職員の養育する子について、雇用継続の見込み要件の緩和及びその定める日の新設についてであります。これにつきましては、本町には該当はおりません。

4つ目といたしましては、育児休業の期間の承認が効力を失った後、新たな育児休業の対象となった子が死亡又は他人の養子になったことにより、最初に取得していましたが養子に係る育児休業期間について、再度の申出が行うことができる特例の事情の追加となって

おります。

5つ目といたしましては、短時間勤務職員、非常勤職員など部分休業をすることができない職員の明確化となっています。

6つ目といたしましては、育児時間とあわせて介護時間が取得できる部分休業の承認についての改正であります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) ただいま大住啓一君から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第31号

議長(方川一郎君) 日程第4 議案第31号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第31号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、国が定めます家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、本別町も同様な改正をするものであります。

今回の改正は、1つ目として、排煙設備についての規定の改正。2つ目として、利用児童数が少数である場合における、保育士配置基準の緩和であります。

なお、本町では現在、この条例の対象となる施設はございません。

それでは、案文を朗読し、提案とさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の4項を加える。

小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例。

第6号、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7号、前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8号、附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、

保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9号、前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号

議長（方川一郎君） 日程第5 議案第32号町道の路線変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第32号町道の路線変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は3路線の変更を提案をしております。

はじめの町道下美蘭別道路でございますが、美蘭別川に架かる銀栄橋の架換工事に伴い

まして、町道起点側の路線が一部かわることにより、町道起点の路線変更を提案をさせていただきます。

続きまして、町道本別沢道路でございますが、現在、路線の中で一部森林管理署の林道と重複している、幽仙峡の所から足寄町境までの併用林道区間について十勝東部森林管理署と協議を行い、森林管理署におきまして管理することになりましたので、路線の重複区間を除いて町道の管理をしていくこととなりますため、町道の終点の路線変更を提案をさせていただきます。

続きまして、町道モップ沢道路でございますが、町道終点付近の土地利用形態がかわったためでございます。町道の終点側について地域からも要望がありましたので、町道終点の路線変更の提案をさせていただきます。

提案内容であります。道路法第10条第3項の規定に基づき町道の路線を次のように変更するものであります。

次のページをお願いいたします。路線変更する路線でございます。

路線番号557、路線名、下美蘭別道路、起点を中川郡本別町美蘭別134番地14に変更し、終点の変更はありません。総延長は934.80メートルから945.80メートルに変更するものであります。

続きまして、路線番号701、路線名、本別沢道路です。起点の変更はありません。終点を中川郡本別町東本別国有林内に変更するものであります。

なお、終点の地先住所につきましては、同じ国有林内につき変更はありません。総延長は11,885メートルから5,020メートルに変更するものであります。

続きまして、路線番号702、路線名、モップ沢道路、起点の変更はございません。終点を中川郡本別町東本別18番地2に変更するものであります。総延長は、977.5メートルから582メートルに変更するものであります。

以上、町道の路線変更についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6 陳情第1号

議長(方川一郎君) 日程第6 陳情第1号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

ただいま議題となっております、陳情第1号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情は、総務常任委員会に付託して、閉会中の継続審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号原発再稼働と核燃料サイクル政策の中止を求める意見書の提出を求める陳情は、総務常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴、各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴、各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第9 議員派遣の件

議長(方川一郎君) 日程第9 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第1回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会宣告(午後 2時21分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 小笠原 良 美

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 篠 原 義 彦